

酒田市総合計画策定に向けて

検討資料

酒田市の現状と課題[案]

平成18年7月
酒田市企画調整部企画調整課

1 「現状と課題(案)」について	P	1
2 人口の推移について	P	2
3 主要項目の「課題」について		

(1) 人づくり

① 教育環境の充実	P	4
1 学校規模の適正化		
2 特殊教育の充実		
3 教育相談体制等の充実		
4 施設の充実		
5 高校教育(中央高校)の充実		
② 生涯学習の推進	P	6
1 推進体制及び機会の充実		
2 施設の充実		
③ 図書館の充実	P	7
1 図書資料等の充実		
2 ネットワーク化によるサービス提供		
3 高齢者・障害者への対応		
4 総合的な図書館構想		
5 光丘文庫の保全と在り方		
④ スポーツ振興	P	9
1 新たな参加者の拡大		
2 競技力向上のための指導体制の確立		
3 総合型地域スポーツクラブ		
4 スポーツ施設の整備と利用拡大		
⑤ 文化の振興	P	11
1 文化活動の活性化		
2 埋蔵文化財の保護と活用		
3 民俗芸能や伝統行事の伝承活動		
4 文化施設の利用拡大		

(2) 保健、福祉、医療

① 保健活動の充実	P	13
健診受診者の拡大及び生活習慣病の予防		
② 地域福祉の充実	P	15
地域福祉活動の充実		
③ 高齢者福祉の充実	P	15
1 介護保険の円滑実施と健全運営		
2 高齢者福祉推進体制の充実		
④ 障害者福祉の充実	P	17
障害者福祉の充実		
⑤ 児童福祉の充実	P	18
1 子育て支援		
2 児童福祉施設の整備		
⑥ 地域医療の充実	P	20
1 地域医療の充実		
2 市立病院		
⑦ 国民健康保険・年金	P	21
1 国民健康保険財政の健全運営		
2 福祉医療		

(3) まちづくり

① コミュニティの振興	P	23
1 自治会活動の活性化		
2 コミュニティ組織の活性化		
② 中山間地域の振興	P	24
1 中山間地域のあるべき姿		
2 生活基盤の充実		
3 支援制度の確保		
③ 飛島の振興	P	26
1 生活基盤の充実		
2 産業の振興と交流の促進		
④ 防犯、交通安全	P	27
1 防犯の対策の強化		
2 交通安全対策の充実		
⑤ 市民活動、市民相談	P	28
1 市民活動支援の充実		
2 市民相談の充実		

⑥ 男女共同参画	P 30
男女共同参画社会の実現	
⑦ 大学まちづくり	P 31
大学と地域の連携	
⑧ 公園都市構想	P 33
公園都市構想の推進	
⑨ 国際交流、国内国流	P 34
1 国際交流活動の活性化	
2 国内都市間交流の推進	

(4) 市民生活

① ごみ処理、し尿処理	P 35
ごみ減量化の推進	
② 消防、救急、救助	P 37
1 消防体制の強化	
2 救急体制の強化	
3 救助体制の強化	
4 施設整備	
5 消防団の育成、体制強化	
③ 防災（災害対策・治山治水）	P 39
1-1 防災対策の強化	
2-1 土砂崩壊地対策	
2-2 治水対策、河川整備	
2-3 海岸保全対策	
④ 斎場、霊園	P 41
1 斎場の管理	
2 やすらぎ霊園の管理	
⑤ 公害防止対策	P 42
公害防止対策の充実	
⑥ 環境保全	P 43
環境保全対策の充実	

(5) 生活基盤

① 上下水道の整備	P 45
1-1 普及促進	
1-2 水道事業の財政基盤強化	
1-3 災害対策等緊急非常時の対応	
2 生活排水対策事業の基盤強化	
② 住宅環境	P 48
1-1 住宅の質的向上	
1-2 地域住宅計画の策定	
2-1 生活道路の整備	
2-2 雪対策	
③ 公園整備	P 51
1 公園・緑地の整備	
2 緑化の推進	
④ 景観整備	P 52
1 景観条例等の策定	
2 景観形成・保全活動	
3 景観行政	
⑤ 都市開発	P 54
1 中心市街地への居住誘導	
2 都市機能の再生	

(6) 産業振興

① 農業の振興	P 55
1 農業施策への対応	
2 生産体制の強化	
3 畜産体制の確立	
4 土地利用型農業の推進	
5 担い手対策	
6 特産品開発	
7 産直施設と地産地消	
8 農業基盤整備と管理	
② 林業の振興	P 59
1 林道整備と間伐の推進	
2 林業生産物の活用	
3 森林環境保全	

4	森林の利活用とボランティア	
③	漁業の振興	P 61
1	水産資源の確保と販売強化	
2	担い手対策と特産品の開発	
3	漁業施設の整備	
4	環境保全美化	
④	工業の振興	P 62
1	企業育成対策	
2	企業誘致	
⑤	商業の振興	P 64
1	商店街の振興	
2	商工組織の連携	
3	商業環境	
⑥	観光の振興	P 66
1	観光資源の活用	
2	まつり、イベントの充実	
3	観光情報の提供	
4	観光客の誘導	
5	国際観光	
6	観光ガイド	
7	物産の振興	
8	伝統工芸	
⑦	雇用対策	P 68
1	労働環境	
2	職業能力	

(7) 交通基盤

①	酒田港の整備	P 70
1	物流機能	
2	リサイクルポート機能	
3	親水空間機能	
4	防災機能	
②	高速道路等の整備	P 72
1	日本海沿岸東北自動車道の整備促進	
2	東北横断自動車道酒田線の全線早期完成	
3	地域高規格道路新庄酒田道路の整備促進	
4	地域高規格道路からの高速道路乗り入れ	
5	高速道路の利用促進	
③	空港の整備	P 74
1	国内線の運航拡大	
2	国際化への対応	
3	空港機能の充実	
④	鉄道の整備	P 75
	山形新幹線庄内延伸の促進	
⑤	交通ネットワークの整備	P 77
1	国県道の整備とネットワーク化の推進	
2	都市計画道路の整備	
3	都市計画道路の見直し	
⑥	市民交通の充実	P 78
	バス路線体制	

(8) 行財政

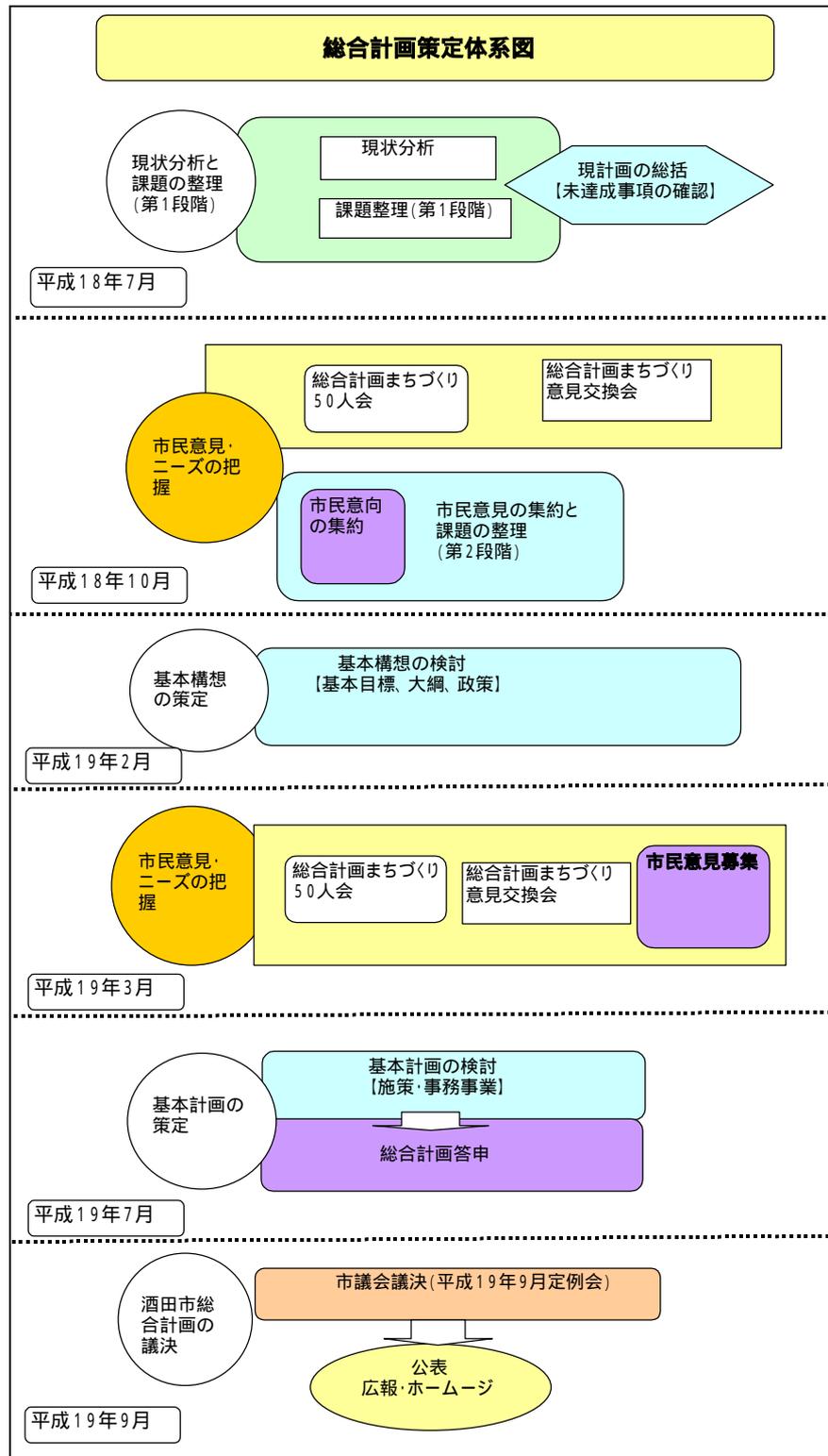
①	財政基盤の強化	P 79
1	健全な財政運営の推進	
2	財源確保	
②	行政改革の推進と行政運営	P 80
1	行政改革	
2	定員管理の適正化と職員の育成	
3	情報化への対応	
③	市民参加	P 82
1	新たな広報広聴システムへの対応	
2	政策に反映させる仕組みづくり	

1 現状と課題（案）について

本冊子「現状と課題（案）」は、今後総合計画の策定作業を行うにあたり、計画検討の参考資料とするとともに、議論の素材とするために作成したものです。あくまでも、現状と現時点で考えられる課題を一般的な施策項目ごとに事務局が記載したもので、今後の議論の中で修正、追加、整理されるものです。

皆様から、自由な発想の下、多くのご意見をいただきますようお願いいたします。

スケジュール



2 人口の推移について

1 酒田市の人口の見直し(仮)

酒田市の人口は、平成17年国勢調査(速報値)によると、平成12年の調査から3.3%の減少し、117,576人となった。(平成17年11月1日の市町村合併によって、酒田市・八幡町・松山町・平田町が一つの自治体となったことにより、1市3町の合計で比較したもの)。酒田市の人口は、昭和60年調査以降いったん微増した時期もあるが、概ね昭和55年調査をピークに減少している。また、世帯数は、平成17年調査によると39,549世帯で、平成12年調査より1.2%増加した。1世帯当たりの人員は、2.97人で平成12年調査より4.5%減少し、世帯分離は更に進む傾向にある。

平成13年から平成17年の住民基本台帳をもとにした推計によると、酒田市の総人口は、総合計画の計画期間である平成29年には、103,035人となり、平成18年と比較して12%程度減少すると見込まれる。

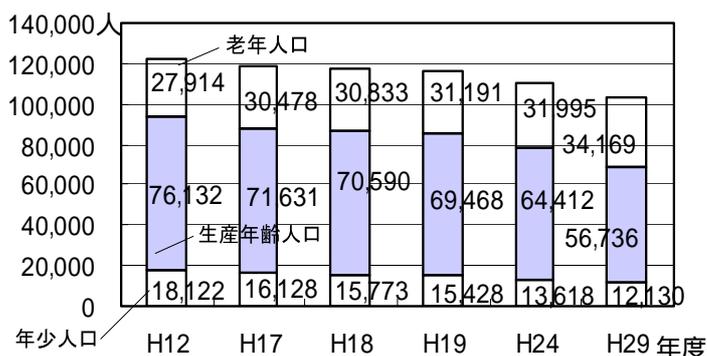
本表は、平成13年から17年の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法¹を用いて単純に推計したもので社会的要因増等を見ていない。

表2 酒田市人口推計(1市3町推計人口)

	H12	H17	H18	H19	H24	H29
総人口	122,168	118,237	117,196	116,087	110,025	103,035
0～4歳	5,581	4,829	4,700	4,553	4,189	3,797
5～9歳	5,975	5,435	5,268	5,174	4,396	4,046
10～14歳	6,566	5,864	5,805	5,701	5,033	4,287
15～19歳	6,516	5,690	5,516	5,370	4,962	4,371
20～24歳	5,704	4,859	4,764	4,679	4,050	3,738
25～29歳	7,128	6,249	5,964	5,656	4,961	4,295
30～34歳	6,757	7,096	7,026	6,868	5,542	4,862
35～39歳	7,111	6,581	6,795	6,728	6,640	5,361
40～44歳	7,831	6,950	6,615	6,611	6,522	6,442
45～49歳	9,330	7,688	7,443	7,275	6,499	6,409
50～54歳	9,972	9,169	8,738	8,302	7,152	6,393
55～59歳	7,805	9,756	10,435	10,273	8,105	6,990
60～64歳	7,978	7,593	7,294	7,706	9,979	7,875
65～69歳	8,456	7,689	7,524	7,488	7,444	9,625
70～74歳	7,971	7,837	7,854	7,783	6,977	6,930
75～79歳	5,541	7,051	7,031	7,075	6,859	6,141
80～84歳	3,397	4,456	4,791	4,983	5,666	5,493
85～89歳	1,822	2,317	2,454	2,594	3,379	3,796
90～94歳	615	903	927	990	1,283	1,677
95～99歳	101	197	225	248	330	430
100歳以上	11	28	27	30	57	77

年少人口(15歳未満)	18,122	16,128	15,773	15,428	13,618	12,130
構成比(%)	14.8%	13.6%	13.5%	13.3%	12.4%	11.8%
生産年齢人口(15～64歳)	76,132	71,631	70,590	69,468	64,412	56,736
構成比(%)	62.3%	60.6%	60.2%	59.8%	58.5%	55.1%
老年人口(65歳以上)	27,914	30,478	30,833	31,191	31,995	34,169
構成比(%)	22.8%	25.8%	26.3%	26.9%	29.1%	33.2%

表2 構成割合



[新市建設計画の人口予測(参考)]

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	122,850	122,536	121,614	119,763	116,736	112,584

新市建設計画では、平成7年と12年の国勢調査数値を基に平成27年の数値は、約11万3千人と見込まれるが、諸政策を総合的に展開することにより約11万5千人を目標数値としている。

¹ コーホート変化率法・・・同年に出生した集団(コーホート)の2時点における変化率をもとにした推計で、その値が将来にわたって継続するという前提に立っている。

2 山形県人口（新総合計画）の見通し

出生率を規定する「合計特殊出生率」は、「やまがた子育て愛プラン」に基づく目標数値である「1.47」（平成16年）の維持を前提。

若年層の県内定着及び中高年層のUJIターン等が促進されることを想定。

表3 地域別人口推計

区分	実績値(万人、%)		推計値(万人、%)			平均増加率(%)	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成7	平成12
	(1995)	(2000)	(2005)	(2010)	(2015)	-12年	-27年
総人口	125.7	124.4	121.8	118.5	114.5	0.2	0.6
村山地域	58.1	58.1	57.6	56.7	55.5	0.2	0.3
最上地域	10.0	9.5	9.0	8.4	7.9	0.9	1.2
置賜地域	25.1	24.7	24.0	23.1	22.1	0.3	0.7
庄内地域	32.5	32.1	31.2	30.3	29.0	0.3	0.7

3 主要項目の「課題」について

(1) 人づくり

① 教育環境の充実

[現状]

(1) 本市の教育目標

- ① 少子化による児童・生徒数の急激な減少、家庭・地域や世代を越えた「かかわり」の低下、価値観の多様化に合わせたライフスタイルの変化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきている。これに伴い国や地方自治体などでは、教育改革の議論が盛んに行われている。
- ② 本市では、(ア)「いのち」を大切に、健やかな体と心をもつ人を育む、(イ)「まなび」を通して、自立する人を育む、(ウ) 広い「かかわり」の中で、郷土を愛し、公益の心をもって社会に貢献する人を育む、の3つを教育目標に掲げている。
- ③ 体験学習を重視した教育を展開するため、中村ものづくり事業、飛島いきいき体験スクール、「少年の翼」交流事業や中学生海外派遣事業「はばたき」などに取り組んでいる。

(2) 少子化に伴う学校の小規模化

小中学校の児童・生徒数は、平成18年度の10,130人から平成24年度には9,010人に約10%が減少すると推計されており、その傾向はさらに続くものと予想される。これに伴い学校規模が小規模化し、複式学級の増加や教員配置の面などで教育環境の低下が予想される。

(3) 特殊教育の状況

- ① 現在、市内の各特殊学級及び鶴岡養護学校には100人の児童・生徒が就学している。
- ② 旧酒田市地区では拠点校方式、旧3町地区では居住地方式を採用している。

(4) 教育相談体制の状況

不登校、いじめ、非行などの問題に対応するため、スクールカウンセラー、心の教室相談員、相談専門員、訪問相談員などによる相談体制をしいている。

(5) 教職員研修の実施状況

教職員の資質・指導力の向上を図るため、また学校教育の諸課題の解決に役立つよう先導的・実践的な研修を取り入れている。専門研修では、教育相談研修講座や理科教材開発等の研修を行っている。

(6) 学校開放の実施

小中学校の屋内運動場やグラウンドなどをスポーツや生涯学習の場として地域に開放し学校・家庭・地域が連携を深め、時代に応じた人づくり、コミュニティづくりに寄与している。

(7) 施設整備の状況

- ① 校舎や屋内運動場については老朽化に伴う計画的な整備を行っている。
- ② 校舎や屋内運動場の耐震診断を計画的に行っている。

(8) 幼・保・小連携の状況

小学校へのよりよい適応が図られるよう教育課程に位置付け、相互交流や情報交換会を実施している。

(9) 高校教育（中央高校）の状況

- ① 平成6年度から男子生徒の募集をしているが、在籍数は少ない状況である。(18年度、12名)
- ② 平成15年度から普通科総合選択制を導入し、多様な進路希望に対応している。
- ③ 平成23年度から県に移管する。(学年3クラス)

(10) 私学振興支援の状況

市内の私立高等学校の運営に対する補助を行っている。

[課題]

(1) 学校規模の適正化

今後の少子化傾向を見据え、将来的に適正な学校規模を維持していくために、現在の学区のあり方を見直し、よりよい教育環境を整備していく必要がある。見直しにあたってはPTA・地域との十分な話し合いが必要。

(2) 特殊教育の充実

旧酒田市の拠点校方式と旧3町の居住地方式との調整を図る必要がある。

(3) 教育相談体制等の充実

- ① 多様化、複雑化する問題に対応できる相談体制の充実が必要である。
- ② 落ち着きがなく教室を飛び出すなどの軽度発達障害等の児童生徒への対応として、巡回指導や専門員による相談体制の充実を図る必要がある。
- ③ 教育研究所との連携を図り、教職員の資質や専門的指導力の向上を図る必要がある。
- ④ 地域づくりや生涯学習の推進に向け、学校開放を推進していく必要がある。

(4) 施設の充実

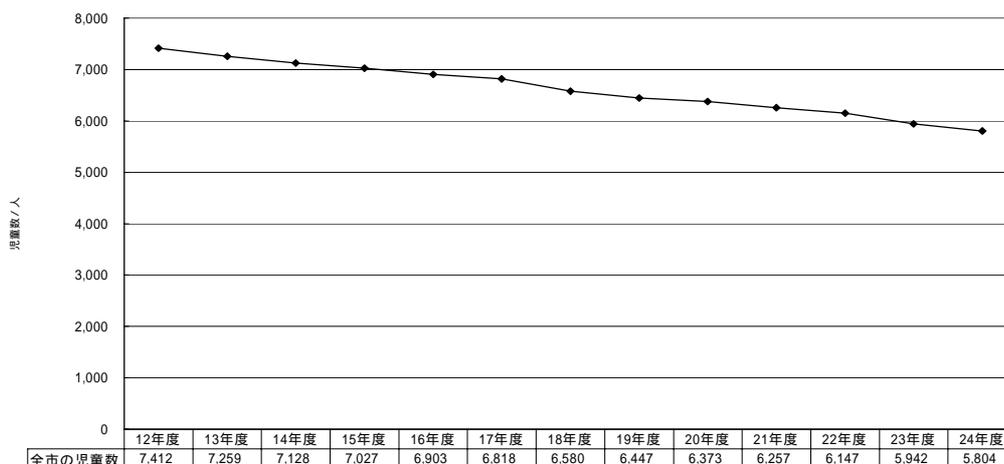
- ① 校舎や屋内運動場の老朽化が見られる学校もあり、改築等により教育環境の改善を図る必要がある。また、学区改編とそれに伴う統廃合を見据えた施設整備を推進する。
- ② 校舎や屋内運動場は、緊急時に避難施設として指定されており、早急に詳細な耐震診断（二次診断）を実施し、必要な耐震補強を計画的に進める。

(5) 高校教育（中央高校）の充実

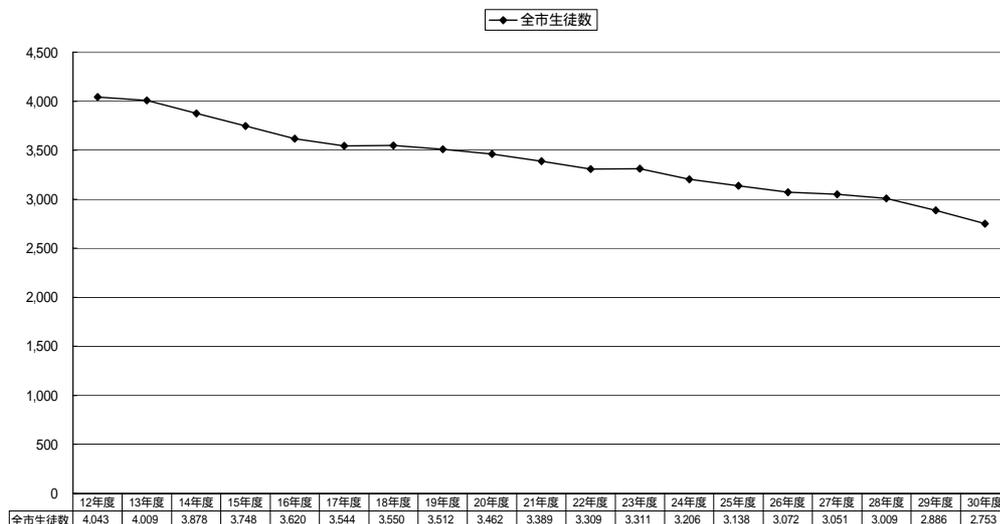
- ① 時代のニーズに対応した魅力ある学校づくりを進め、入学定員の確保に努める。
- ② 平成23年度からの県立移管がスムーズに図られるよう教育課程などの検討・整備が必要。

[参考指標]

酒田市小学校児童数の推移



酒田市中学校生徒数の推移



	② 生涯学習の推進	
--	-----------	--

[現状]

(1) 生涯学習ニーズの高まり

- ① 少子高齢化、核家族化、女性の社会進出、価値観の多様化やIT社会の進展により、人間関係、地域社会への帰属意識や連帯感などが次第に希薄になりつつある。
- ② 社会環境の変化による自由時間の増加に伴い、生涯を通じ生きがいのある充実した生活を送りたいという市民ニーズが高まっている。これら市民の生涯にわたるさまざまな学習ニーズに的確に応え、その学習成果を活力ある地域づくりに活かしていくために生涯学習推進体制の整備が求められている。

(2) 生涯学習の推進体制及び機会の状況

- ① 市内には生涯学習・社会教育の場となるコミュニティセンター、公民館、文化・スポーツ施設等が数多く整備され、さまざまな分野にわたる講座の開設をはじめとして学習機会の提供や関係団体・グループの育成が行われている。また、民間においても学習機会の提供が行われている。
- ② 東北公益文科大学の協力による市民大学講座や、生涯学習施設「里仁館」の開設などにより、生涯学習の幅は更に拡大している。
- ③ 主に開設されている講座等は、趣味的要素が強く、カルチャーセンター的なものも多いが、更なる講座開設の要望もみられる。

(3) 生涯学習施設の整備状況（42施設）

- 中央公民館：3館（中央公民館・八幡中央公民館・平田中央公民館）
- 地区公民館：27館
 - ・旧酒田市：12館　・旧八幡町：4館　・旧松山町：4館　・旧平田町：7館（分館は10館あるが、3館は農林管轄）
- コミュニティセンター：8館（他に、旧酒田市地区公民館12館と、とびしま総合センターはコミセン併設）
 - ・旧酒田市 市街地：7館　　・旧平田町 ひらたコミュニティセンター：1館
- 研修・集会施設：4館
 - ・出羽遊心館　・公益研修センター　・眺海の森天体観測館　・清亀園

[課題]

(1) 推進体制及び機会の充実

- ① 子どもには、
 - (ア) 家庭において、家族とのふれあい、日常生活の中から、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけるなど家庭教育充実が求められている。（講座の開設）
 - (イ) 生涯にわたり学習を続けていくことができる力と意欲を培い、これを支える健全な心身をつくるために地域でのさまざまな活動や体験機会の充実が求められている。
- ② 成人には、
 - (ア) 趣味的講座にあつては、新たな分野に取り組むため、自主運営によるサークル化を進め生徒が先生になっていくサイクルをつくる必要がある。
 - (イ) 趣味的学習に留まることなく、人づくり・地域づくりにつなげるため課題解決型の講座を提供する必要がある。
 - (ウ) 各種団体での自発的な生涯学習活動を支援し、人材育成に努める。
 - (エ) 世代間・各種団体間の交流に努める必要がある。
 - (オ) 他の分野との連携を図り、ひいてはよりよい地域づくり・まちづくりへつなげる必要がある。
- ③ 生涯学習の推進を総合的、計画的に行うため新市における生涯学習推進計画を策定する必要がある。

(2) 施設の充実

生涯学習の推進に向け、施設建設、老朽化に伴う改修、耐震性等を考慮した計画的な整備を行う必要がある。

[参考指標]

○公民館・コミュニティセンターの利用件数及び人数（旧酒田市）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
利用件数	32,000	32,000	34,000
人数	457,000	474,000	459,000

③ 図書館の充実	
----------	--

[現状]

(1) 読書ニーズの高まり

多様化・高度化した現代社会において、市民ニーズの一つに教養や知的財産の修得がある。このニーズに応える方法として読書機会の提供がある。また、このことは個人の資質の向上とともに、地域における知的文化水準の向上につながり、ひいては地域づくりのための人的資源となっていく。本市の図書館利用の堅調な伸びは、こうしたニーズの現れであり、広く一般教養から専門分野における図書資料や読書環境を充実していくことが望まれている。

(2) 図書館の現状

- ① 現図書館は、昭和57年に開設し、規模としては、床面積では県内市立図書館の中で比較的狭いが、利用状況（貸出人数、貸出冊数、利用登録者数など）では上位にある。
- ② この読書スペース解消のため、平成18年4月より総合文化センター内の児童センター跡地に、それまでの児童図書コーナーにあった、絵本、紙芝居の乳幼児向け図書を移設し、児童図書の利便性の向上と一般図書コーナーのスペース拡充を図った。児童図書室ではボランティア団体による読み聞かせ教室を開催し乳幼児からの読書能力の育成の取り組みを展開している。
- ③ 八幡分館、松山分館が開設され、平田図書センターと合わせて地域住民への図書サービス（貸し出し等）を提供している。

(3) 東北公益文科大学メディアセンターの現状

現在、57,620冊の図書が整備され、年間1万5千人程の学生・市民の利用がある。

(4) 光丘文庫の現状

- ① 大正14年来の建物であり、これまで幾度となく部分改修を行っているが老朽化が進んでいる。所蔵史料は、数多くの県・市指定文化財を始めとする貴重な古文書及び先人の旧蔵書類である。
- ② 文言解読などのレファレンスや古文書の分類・整理・監修、翻刻作業、また所蔵本の企画展示などを行っている。

[課題]

(1) 図書資料等の充実

- ① 昨年11月1日の合併により市域が拡大したことを受け、平田図書センター、八幡分館、松山分館を含めて地域文化を後世に伝えて行くため郷土資料の収集・保存の取り組みを行う必要がある。
- ② 時代に即応した図書資料を安定供給して行くことが必要である。また、今後の時代的要請を考慮し、DVDやCDなどAV機器対応の視聴覚資料の充実も必要である。
- ③ 相互貸借等の活用
資料提供の補完のために県立図書館等や他市の図書館との連携による相互貸借システムの充実が

必要となる。また地元の東北公益文科大学メディアセンターとの相互協力関係を構築し、単なる図書資料等の貸借のみに留まらず図書館運営に関する総合的な連携を図ることも必要である。

(2) ネットワーク化によるサービス提供

中央図書館で行っている貸出、返却、予約システムを分館等地域館に導入しネットワーク化することにより、どこの地域に居ても読みたい図書が借りられるなど利用者に対するサービスの均質化を図ることが必要である。

(3) 高齢者・障害者への対応

進展する高齢化社会に対応したサービスの在り方も重要であり、障害者サービスと合わせ積極的に提供できる図書館機能の条件整備を図る必要がある。

(4) 総合的な図書館構想

市民の知的欲求の高まりや、今後、団塊の世代が退職し第2の人生における余暇時間を読書に費やすなどで図書利用はさらに増えると予想される。現在の文化センター内の図書施設から、さらに良質な読書環境を創出するため独立施設としての可能性も視野に入れて検討が必要である。

(5) 光丘文庫の保全と在り方

建物の永続保存のためには改修等の措置が必要である。また今後の在り方について、図書館としての機能、古文書の良好な保管・整理、あるいは観光資源としての活用といった様々な観点から検討して行く必要がある。

[参考指標]

県内図書館床面積調べ(平成16年度：旧酒田市)

順位	市名	床面積(m ²)	人口(千人)	貸出数(千冊)	蔵書数(千冊)
1	山形市	3,150	255	853	441
2	寒河江市	2,973	44	158	118
3	上山市	2,516	36	91	119
4	尾花沢市	2,456	21	132	117
5	鶴岡市	2,402	98	278	238
6	天童市	2,078	63	284	179
7	南陽市	1,964	36	85	55
8	米沢市	1,546	91	238	215
9	酒田市	1,361	99	344	194
10	新庄市	1,327	41	120	116
11	長井市	822	31	49	79
12	東根市	504	46	120	38
13	村山市	461	29	45	63

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
館外貸出人数	83,478人	95,966人	104,245人	109,780人	110,858人
館外貸出冊数	269,787冊	300,832冊	328,490冊	344,438冊	377,672冊
登録者(累計数)	—	14,629人	15,867人	16,706人	16,740人

〈光丘文庫の貴重資料〉

- 石原莞爾旧蔵書
- 大川周明旧蔵書
- 両羽博物図譜
- 大泉叢志
- 庄内藩古記録松平武右衛門叢書
- 亀ヶ崎足軽目付御用控
- 弘採録
- 野附文書・・・etc

	④ スポーツの振興	
--	-----------	--

[現状]

(1) 各種スポーツ振興の状況

市民の健康づくりへの関心の高まりとともに、多くの市民が種々のスポーツ活動に取り組んできている。本市でも各種競技スポーツ大会に加え、健康・体力づくり教室やウォーキング大会などに多くの市民が気軽に参加できる機会を提供している。

(2) 指導者養成と競技力向上への取り組み

競技スポーツの隆盛は、スポーツ振興に欠かせない要素である。本市においても陸上競技、高校野球等で世界・全国の舞台で活躍する選手が輩出されてきている。優れた選手の育成には優れた指導者が不可欠であるため、体育協会主催による体育協会加盟36団体とタイアップした指導者研修会及びスポ少指導者研修会を開催している。

(3) 総合型地域スポーツクラブの創設・育成

国の「スポーツ振興計画」を受け、生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備のための重点施策として、本市でも中学校単位での総合型地域スポーツクラブ創設を支援してきた。平成14～17年度はスポーツ振興くじ助成を受け基盤づくりに取り組み、現在8クラブ（旧酒田市5クラブ、旧町各1クラブ）が活動している。

(4) スポーツ施設及び設備の整備状況

- ① スキー場、ヨット・カヌー場、キャンプ場など自然体験スポーツ施設を含め、44の体育施設を管理運営している。
- ② 体育施設を安全かつ快適に使用できるよう維持管理し、また老朽化した施設設備の改修整備を計画的に実施している。

(5) 県体育施設の誘致促進

「庄内地域県民スポーツセンター」の設置促進について、平成6年より県に要望している。

[課題]

(1) 新たな参加者の拡大

各種健康体力づくり教室等を開催しているが、参加者が固定化している傾向にあり、運動機会が少ない市民へのアプローチが必要である。指導者養成と、地域特性及び年齢層に応じた新たな種目の開発も検討していく必要がある。

(2) 競技力向上のため指導体制の確立

優秀な素質を持つ選手を発掘し、組織的・計画的にトップレベルの選手に育成するシステムがまだ不十分である。全国・世界で活躍する選手を育成するためには、小学校から高校・一般まで一貫した指導体制を確立するとともに、優秀な選手を称える奨励制度の拡充の検討も必要である。

(3) 総合型地域スポーツクラブ

これまでスポーツ振興くじ助成、(財)日本体育協会の助成を受けてきたが、厳しい支援状況も踏まえ、「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツ活動をできることをテーマに、地域住民が主体となり活動財源も会員の会費を基本とした自主財源（受益者負担）による運営が必要である。

(4) スポーツ施設の整備と利用拡大

- ① 市民ニーズに対応し安全で快適なスポーツ環境を提供するため、体育施設・設備の計画的な整備や老朽化への対応が必要である。
- ② 1市3町の合併を受け、総合支所管内にある体育施設及び合宿所等の効率的な利活用のあり方を検討する。

[参考指標]

体育施設利用状況

施設 / 年度	平成14	平成15	平成16	施設 / 年度	平成14	平成15	平成16
	陸上競技場	52,303	46,652		51,180	平田B&G海洋センター	43,545
野球場	17,582	27,533	14,728	平田体育センター	7,946	7,722	6,730
屋内練習場	10,495	14,000	15,381	旧平田町 眺海の森[スキー場]	2,535	2,330	2,155
光ヶ丘テニス	38,541	41,645	44,023	眺海の森[テニスコート]	211	260	488
北テニス	2,100	1,232	801	眺海の森[グラウンド]	151	317	149
光ヶ丘ボール	6,276	5,674	5,292	眺海の森[グラウンドゴルフ]	171	101	411
屋内ボール	66,050	49,096	95,084	眺海の森[ちびっ子ゲレンデ]	400	350	300
市営体育館	23,394	14,850	10,667	旧松山町 河川運動公園	3,082	3,732	4,110
スケートリンク	20,580	21,158	21,177	町民体育館	10,533	10,668	11,765
鳥海体育館	3,871	3,486	2,934	キャンプ場	653	718	910
武道館	51,145	52,269	54,858	多目的運動公園	9,879	11,616	12,762
山小舎	101	109	99	松山スキー場(冬季分)	2,529	2,083	2,250
亀ヶ崎会館	11,314	13,060	11,485	旧八幡町 テニスコート(八森自然公園)	1,713	2,132	1,685
南体育館	11,601	13,312	14,134	グランドゴルフ(")	1,231	1,045	1,088
親子スポーツ	46,244	50,654	44,888	多目的広場(")	1,512	3,173	3,756
国体記念テニス	25,802	34,746	26,976	球技広場(")	26,290	26,055	23,042
国体記念体育館	76,583	79,111	79,751	野球場(")	4,263	6,968	6,272
光ヶ丘他目的G	5,540	5,783	4,826	八幡体育館	30,986	29,485	30,022
光ヶ丘球技場	5,716	8,817	7,674	修道場	2,254	1,789	1,740
グラウンドゴルフ場	11,448	10,979	9,310				
合計	486,686	494,166	515,268				

健康さかた21 ウォーキング大会参加状況

年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
開催日	6/8(日)	10/13(月)	6/13(日)	10/10(日)	6/12(日)	10/2(日)	6/11(日)	10/1(日)
会場	飯森山周辺	光ヶ丘周辺	飯森山周辺	光ヶ丘周辺	飯森山周辺	光ヶ丘周辺	光ヶ丘周辺	八森公園周辺
天候	晴れ	雨	曇時々晴れ	曇	雨のち曇	雨のち曇	晴れ	
5kmコース	319	110	310	204	145	76	147	
10kmコース	92	56	106	132	103	45	104	
合計	411	166	416	336	248	121	251	

	⑤ 文化の振興	
--	---------	--

[現状]

(1) 文化の意義

文化は、創造性を育み、相互に理解、尊重し合える気風や土壌を形成することにより、生活に潤いや活力をもたらし、コミュニティの自立的な形成を促すとともに、芸術文化活動や文化財の保護と活用を介した共通のアイデンティティの醸成、観光、まちづくり、地域産業の振興への広がりなどにより、地域社会の活性化に資することが期待される。

(2) これまでの取組みの状況

- ① 平成16年7月3日に開館した酒田市民会館「希望ホール」では、本市の新たな芸術文化振興の拠点として、市民の芸術文化活動が精力的に展開されるとともに、鑑賞機会の充実を図っている。
- ② 酒田市民芸術祭は昭和32年、県下で最も早く開催されており、平成18年度は50周年という記念すべき年にあたっている。
- ③ 種々の芸術文化団体や個人で構成される芸術文化協会は、平成17年11月の合併後に統合し、幅広い芸術文化活動の展開が期待される。
- ④ 旧鍛屋、山居倉庫、日吉町の料亭など本市に多数存在する歴史的建造物の活用など、文化的環境を生かした風格ある地域づくりの取り組みが活発化してきている。
- ⑤ 出羽の国府跡とされる国指定の城輪柵跡、堂の前遺跡（八幡）及び、市指定の八森遺跡（八幡）などの史跡を有し、埋蔵文化財の保護と活用、歴史的研究の推進が期待されている。
- ⑥ 県指定3件、市指定11件の無形民俗文化財が伝承されており、県指定無形民俗文化財の黒森歌舞伎が国の選択無形民俗文化財としての指定を目指している。また、合併により多くの地域で伝統芸能及び民俗芸能が保存伝承されており、本市は県内でも有数の伝統芸能・民俗芸能の宝庫地域と言える。反面、継承すべき保存団体では高齢化や後継者不足が問題となっている。

(3) 主な文化施設の整備状況

- ① 写真展示館（土門拳記念館）(S58.10)、市美術館（H9.10）、松山文化伝承館(H10.11)、ひらたタウンセンター（農村コミュニティカレッジ）(H14.7)、市民会館「希望ホール」(H16.7)を整備し、芸術文化振興に寄与している。
- ② 資料館(S53.4)、旧白崎医院(S55.3 移築)、酒田町奉行所跡(H6.3)、城輪史跡公園(H6.6)、旧鍛屋(H9.3)、松山文化伝承館本館(S57.5)、松山歴史公園(S57.5)、阿部記念館(H3.7)、松山文化伝承館新館(H10.11)、旧阿部家(S59.10 取得)を整備し、資料の収集や公開を行っている。

[課題]

(1) 文化活動の活性化

- ① まちづくりの視点も重視しながら、市民の主体的な参加やボランティア協力などによる文化活動の活発化を図っていく必要がある。
- ② 文化団体構成員の固定化と高齢化が進み、組織運営に支障をきたしている例もある。
- ③ 文化性の高い創作や創造活動に親しみを持ち、身近な生活に取り入れていくため、それらの活動への適切な評価と理解を深めていくことが必要である。
- ④ 学校教育、生涯学習や地域コミュニティと連携した芸術文化活動の充実を図っていく必要がある。
- ⑤ ホームページの活用など、文化芸術啓発活動に関する情報提供を充実していく必要がある。
- ⑥ 市民会館自主事業や美術館の企画展示などにおいて、市民ニーズに応えた多彩な事業を実施するため、文化イベント等を企画運営できる人材の育成・確保が急務である。

(2) 埋蔵文化財の保護と活用

- ① 遺物を保管、展示するための施設（仮称「庄内考古資料館」）の整備を促進する必要がある。
- ② 市全体の遺跡を保存管理する埋蔵文化財専門職員を配置するなど本市文化財保護行政の基盤強化を図る必要がある。

(3) 民俗芸能や伝統行事の伝承活動

- ① 民俗芸能や伝統行事における後継者不足が問題となっており、その育成や活動母体となる地域コミュニティの維持や保存伝承活動に対する支援を推進する必要がある。
- ② 保存伝承のための調査・記録作成事業の推進と市民や観光客にもPRすることで保存伝承の重要性を訴えるとともに、観光資源としての活用や発表の場の確保を図ることも必要である。

(4) 文化施設の利用拡大

- ① 文化施設の管理運営の効率化と、企画展示などにおける各館の連携強化・ネットワーク化によりコストの軽減と最大の効果を引き出す取り組みを行う必要がある。
- ② 未整備（未整理）のまま保存されている民俗・生活文化資料の展示・活用のあり方の検討が必要である。
- ③ 本市の歴史と文化を継承するため、「さかた歴史街道」事業を推進し、文化的地域振興を図る必要がある。

[参考指標]

文化施設の入館者

(単位:人)

	旧録室		酒田市立資料館		松山文化伝承館		阿曾徳記念館		旧阿曾家		旧白崎医院		酒田市美術館		土門拳記念館	
	入館者	伸比率	入館者	伸比率	入館者	伸比率	入館者	伸比率	入館者	伸比率	入館者	伸比率	入館者	伸比率	入館者	伸比率
H14	26,814		7,980		6,797		606		4,422		2,742		71,175		57,591	
H15	29,470	9.9%	7,497	-6.1%	5,525	-18.7%	399	-34.2%	4,516	2.1%	2,714	-1.0%	62,645	-12.0%	58,143	1.0%
H16	22,304	-24.3%	7,500	0.0%	4,607	-16.6%	276	-30.8%	3,248	-28.1%	2,146	-20.9%	62,003	-1.0%	49,961	-14.1%
H17	22,622	1.4%	6,470	-13.7%	4,603	-0.1%	407	47.5%	3,301	1.6%	2,172	1.2%	63,841	3.0%	44,485	-11.0%

酒田市の指定文化財状況 平成18年3月14日現在

区分	合計				
	国指定	県指定	市指定	合計	
有形文化財	建造物	0	3	5	8
	絵画	0	25	67	92
	彫刻	0	1	8	9
	工芸品	2	13	34	49
	書跡	3	9	37	49
	典籍	0	4	20	24
	古文書	0	0	48	48
	考古資料	0	2	27	29
	歴史資料	0	1	18	19
	小計	5	58	264	327
無形文化財	演劇	0	0	0	0
	音楽	0	0	0	0
	工芸技術	0	0	1	1
	小計	0	0	1	1
民俗文化財	無形民俗文化財	0	3	11	14
	有形民俗文化財	0	0	15	15
	小計	0	3	26	29
史跡名勝等	史跡	3	3	12	18
	名勝	1	0	4	5
	天然記念物	1	6	11	18
	小計	5	9	27	41
指定文化財計		10	70	318	398
登録有形文化財		3			3
総計		13	70	318	401

(2) 保健、福祉、医療

① 保健活動の充実

[現状]

保健活動の充実

① 健康づくり対策の現状

(ア) 市民の健康増進を図るため、健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少及び生活の質の向上を実現することを目的に「健康さかた21計画」「健康ライフ平田21」「健康まつやま21」を策定し、ウォーキング等の運動の定着、食生活改善事業等に取り組んでいる。

(イ) 介護保険制度の改正により、一般高齢者を対象に小学校区単位の「介護予防講座」を地区担当保健師が調整役をしながら実施している。また、基本健診で、高齢者の運動機能、生活機能の健診を行い、特定高齢者として把握された人で、訪問型介護予防の必要な人に対して保健師が訪問し、相談、指導、評価を実施している。

② 生活習慣病対策の現状

生活習慣病は、高血圧症、糖尿病、心臓病、高脂血症が上位を占めており、健診結果に基づいた結果相談や個別健康教育を実施している。

③ がん対策の現状

がん対策として、各種がん検診の充実を図っているが、検診受診率が低い状況にある。特に、死亡率の高い胃がん大腸がんについては、受診率が胃がん検診26.0%（17年度）、大腸がん検診27.6%で、県平均を大きく下回っている状況である。

④ 保健師による地域保健活動の現状

保健活動を時間別に見ると、成人・母子関係の健診による健康相談、家庭訪問が34.3%で、件数では成人関係の健診による指導62%、閉じこもりや介護指導が30%、母子関係は乳幼児、妊産婦の訪問が80%、新生児訪問が12%となっている。

⑤ 地域保健と職域保健の現状

市の住民健診のカバー率は約4割で、職域保健との健診項目の違い、事後保健指導の問題等、必ずしも連携は行われていない。

[課題]

健診受診者の拡大及び生活習慣病の予防

① 健康づくり対策

(ア) 運動習慣については、生活の中に運動を定着させることを目的として、ウォーキングや軽スポーツの普及等、地域での取り組みを支援する必要がある。

(イ) 食生活改善については、男の料理教室への参加者の獲得や子どもと親に対する食育を推進するとともに、市民ボランティアの育成を推進する必要がある。

(ウ) 喫煙に関しては、学校保健との連携も含めて若年の喫煙防止に努める必要がある。

(エ) ストレスの蓄積などから、心の健康が損なわれる人が各年代を問わず年々増加傾向にある。医療に結びつくまでにはいかず、家族も対応策を見出せないままにいる場合も少なくないため、専門家による心の健康相談も推進していく必要がある。

② 生活習慣病対策

健診の結果から、高血圧症、高脂血症、糖尿病等のメタボリック症候群については個別健康指導を充実するとともに、健診の事後指導を推進し健康増進を図る必要がある。また、合わせて歯周疾患、骨粗しょう症の健診も実施していく。

③ がん検診対策

がん検診、特に胃がん、大腸がん検診の受診率を高め、死亡率の低下を図るとともに、早期発見、早期治療による重症化を予防する必要がある。

④ 母子保健対策

母子保健の推進として、次世代育成に資する母性及び乳幼児の健康保持・増進を推進するための、各種母子支援を充実する必要がある。

⑤ 地域保健と職域保健対策

住民健診の状況のほか職場健診の実績をよく把握し、市全体における健診受診率向上や健康相談・健康教育の充実を図るため、地域保健と職域保健との連携を推進する必要がある。

[参考指標]

平均寿命の推移

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
男	全国	74.78	75.92	76.38	77.72
	山形県	74.99	76.37	76.99	77.69
	酒田市	73.90	75.80	76.00	76.40
女	全国	80.48	81.90	82.85	84.60
	山形県	80.86	82.10	82.23	84.57
	酒田市	80.70	82.20	82.90	84.20

※ 資料：全国は厚生労働省「完全生命表」、山形県は「都道府県別生命表」
酒田市は「市区町村別生命表」

検診受診率

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
基本検診	山形県	60.6	62.9	64.8	65.3	65.0
	酒田市	61.4	67.1	68.8	69.6	68.6
	鶴岡市	84.6	83.5	88.2	88.1	85.4
胃がん検診	山形県	38.5	40.1	41.7	41.7	41.8
	酒田市	16.4	18.5	18.9	18.9	19.0
	鶴岡市	46.0	45.9	55.1	51.6	46.2
大腸がん検診	山形県	35.0	38.6	42.2	43.5	43.9
	酒田市	15.5	18.1	19.0	20.0	20.4
	鶴岡市	48.9	49.4	58.7	56.1	50.6
肺がん検診	山形県	35.6	38.2	39.0	40.4	40.6
	酒田市	53.2	57.8	57.7	57.7	56.7
	鶴岡市	53.3	51.1	59.7	57.7	53.9

※ 各年度末現在

	② 地域福祉の充実	
--	-----------	--

[現状]

地域福祉活動の充実

少子高齢化が進む中、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあり、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが社会問題となっている。

個人の尊厳を重視し対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要となっている。

これまで、地域活動においては社会福祉協議会が中心となり、高齢者の見守り支援を行う「草の根地域福祉ネットワーク事業」や「老人給食事業」などを積極的に展開してきた。今後、更に増大する地域福祉ニーズに対応し、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活をおくるためには、公的福祉サービスだけでなく、地域住民の支え合い活動や社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの地域における連携、協働による福祉活動が不可欠となっている。

[課題]

地域福祉活動の充実

- ① 地域における生活課題は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった個別分野に整理されてきているが、そこでは吸収しきれない地域固有のニーズや高齢者の悪質商法被害、虐待、子育て家庭の孤立、自殺等を的確に把握し対応していく必要がある。
- ② 地域住民（地域のコミュニティ振興会、自治会）と行政、社会福祉協議会、福祉事業者など連携を強化し、地域ケアのネットワークを構築し、市民と行政の協働による地域福祉の体制づくりをする必要がある。
- ③ 地域福祉活動を推進していくには、ボランティア等の担い手を育成する必要があり、研修会等を通し、ボランティア活動振興委員会との連携によるボランティア活動の活発化を図っていく必要がある。

	③ 高齢者福祉の充実	
--	------------	--

[現状]

(1) 介護保険の円滑実施と健全運営

介護保険制度施行から6年が経過し、国民の老後の生活を支える制度の一つとして定着しているが、一方で、高齢化率の上昇や要介護者、サービス利用者の増加等に伴い介護保険から給付される費用も増大している。このため、制度の持続可能性を高める意味での給付の効率化・重点化を推進するとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築に向けて、要介護状態の予防、改善を重視したシステムへの転換を図ることが必要となっている。このことから、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で生活していくための地域ケアの推進と元気で明るい超高齢社会をめざすために、介護予防重視型システムの確立が求められている。

(2) 高齢者福祉推進体制の充実

- ① 平成18年度からの介護保険法の改正により、総合的な相談・支援をするために日常生活圏域ごとに10か所の地域包括支援センターを設置している。
- ② 介護予防システムの構築に向けて、地域支援事業、新予防給付事業の充実に取り組んでいる。
- ③ 地域の特性に応じて多様で柔軟なサービス提供が可能となる地域密着型サービスとして、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護等の整備に努めている。

- ④ 高齢者在宅福祉サービスの充実として、緊急通報システム、高齢者鍼・灸マッサージ助成、やさしい生活支援、軽度生活援助、やさしいまちづくり除雪援助、ほっとふくし券事業、飛島高齢者生活支援事業等を実施している。
- ⑤ 養護老人ホーム松林荘は、開設後30年が経過している。
今後、入所枠の見直しも含め改築並びに法人移管等の検討を行う必要がある。
- ⑥ 老人クラブは、会及び会員数の減少等により活動基盤の強化施策が求められている。

[課題]

(1) 介護保険の円滑実施と健全運営

- ① 高齢化率の上昇や要介護者、サービス利用者の増加等に伴い、介護保険財政の負担・被保険者への負担が大きくなり、制度の持続可能性を高める取り組みが必要。
- ② 介護保険サービスの向上のため、保険者として、介護保険事業者に対する指導監督の強化が必要である。
- ③ 地域密着型サービスの指定、指導監督は、市として初めての取り組みとなるため、ノウハウの蓄積、体制づくりを図っていく必要がある。
- ④ 施設サービスの質の向上の観点から個室・ユニットケア化を推進していく必要がある。
- ⑤ 日常生活圏域及び地域包括支援センターについては今後の推移を見守りつつ、国の基準等に照らし合わせての、見直し検討が必要である。

(2) 高齢者福祉推進体制の充実

- ① 地域包括支援センターを中心とした、地域高齢者ケアシステムの構築が必要である。
- ② 介護予防事業に参加するだけでなく、学んだ内容を各自が継続すること、また地域、友人等への広がりを持たせることが必要。また、介護予防がどのように効果がでてくるのか、評価システムをつくる必要がある。
- ③ 介護保険制度以外の生活支援施策について、今後のあり方や内容について再検討する必要がある。
- ④ 養護老人ホーム松林荘については、入所枠の見直し、改築及び法人移管等も含め、今後のあり方を検討していく必要がある。

[参考指標]

第3期 酒田市高齢者保健福祉計画・酒田市介護保険事業計画参考

高齢者数の推移

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総人口	121,880	120,923	119,997	119,314	118,237
高齢者数	28,694	29,273	29,799	30,149	30,478
高齢化率	23.5%	24.2%	24.8%	25.3%	25.8%

※ 各年度とも9月30日現在、旧1市3町の数を合算している。

介護認定者・サービス利用者の推移

(単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
要介護認定者数	4,829	4,996	5,082
認定率	15.7%	16.1%	16.1%
居宅サービス利用人数	2,716	2,929	2,995
施設サービス利用人数	1,021	1,105	1,159

※ 各年度とも9月30日現在、旧1市3町の数を合算している。

老人クラブ数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
老人クラブ数	129	124	123	120	111
会員数	7,366	7,026	6,955	6,658	5,936
加入率	25.2%	23.6%	23.0%	21.7%	19.1%

※ 各年度とも4月1日現在

旧酒田市のみの数

(参考として平成18年度は旧3町分を含め、144クラブ、8,280人、21.8%)

	④ 障害者福祉の充実	
--	------------	--

[現状]

障害者福祉の充実

障害者福祉は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、健常者も障害者も共に生活ができるよう、自立支援の観点から、福祉サービス、公費負担医療等の提供により自立更生、社会復帰、社会参加など、活力ある日常生活の実現に向けて、多様できめ細かい施策を実施している。

平成18年度、障害者自立支援法の施行により、障害者福祉サービス提供の一元化、公平なサービスの利用のために、手続き等の基準の透明化、明確化を図り、必要に応じたサービスが提供できる体制を作っている。また、障害者の地域生活と働く環境を福祉側から支援し就労を進めることにより、より自立を促進していくことが求められている。

[課題]

障害者福祉の充実

- ① 障害者自立支援法の施行に伴い、制度上は障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）によらない共通のサービスを提供することが可能になった。従って、新制度に対応した本市におけるサービス提供体制を構築する必要がある。
- ② 身体障害者福祉センターについては、デイサービス等の事業を行っており、駐車場が狭い状況も含め、施設の拡張が求められているが、住宅密集地に設置されていることから、現在地での施設拡張が困難なため、将来的には別の場所でデイサービス施設を整備することが課題となっている。ただし、今後、障害者のサービスについては、介護保険制度への移行も検討されていることから、国の動向も視野に入れながら検討する必要がある。
- ③ 本市における障害者雇用率の推移は、民間企業の法定雇用率1.8%に達していない状況にあることから、障害者の働く場の確保が課題となっている。

[参考指標]

障害者手帳等該当者数

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害者手帳	4,532	4,597	4,792	4,908	5,054
療育手帳	583	604	606	628	638
精神保健福祉手帳	246	259	288	315	343

※ 各年度とも3月31日現在

更生医療

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
該当者数	83	97	130	126	189

※ 各年度の給付実績より算出

平成13年度から平成16年度は旧酒田市のみ、平成17年度は旧3町33人を含む

障害者の雇用状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
法定雇用率 (%)	1.72%	1.68%	1.71%	1.59%	-

※ 平成17年度はまだ公表なし

デイサービス事業者等の状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害者	1	1	1	1	1
知的障害者	-	-	1	2	7
小規模作業所数	6	5	4	3	4

	⑤ 児童福祉の充実	
--	-----------	--

[現状]

(1) 少子化の現状と将来

- ① 全国の合計特殊出生率は過去30年間にわたり、人口を維持するために必要な水準を下回ったまま下がりつづけ、少子化の進行に歯止めがかかっていない。未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、近年では結婚した夫婦の出生力そのものも低下していることから、このままでは出生率の低下は更に進むことが予想されている。本市の出生率は、全国水準を上回る（特に支所地域で高い）もののほぼ同様の推移を辿っている。
- ② 少子化が及ぼす影響として、急速な少子化の進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしている。

(2) 子育て支援の充実

- ① 保育需要の多様化により、保育園における延長保育、一時保育、病後児保育の特別保育を実施している。
- ② 地域における子育て支援サービスとして、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、児童センター、つどいの広場を設置している。
- ③ 児童の放課後の健全育成および安全確保に対する支援として、学童保育を実施している。
- ④ 障害児に関する対応として、はまなし学園において早期療育指導、児童デイサービス事業、短期入所事業を実施している。

(3) 児童福祉施設の整備推進

- ① 平成13年度に老朽化した知的障害児通園施設の改築を実施し、早期療育の専門施設としての機能の充実が図られた。
- ② 平成15年度、宮海保育園と西荒瀬保育園を統合し、老朽化した法人保育園園舎の改築、新しい園舎（定員120名）を建設している。
- ③ 八幡地域では平成15年度に、八幡保育園として新築し、3園を1園に統合し、計2園とした。平田地域では平成15年度に平田保育園を新築し3園。松山地域は3園ある。
- ④ 行財政改革大綱に基づき、民間活力を活用した保育サービスの充実を図るため、平成18年度に亀ヶ崎保育園の民間移管を実施した。
- ⑤ 子育て支援センターは市内に5か所整備し、育児相談を中心に支援を行っている。

- ⑥ 平成17年度、総合文化センター内の児童センターを中町再開発事業の公共施設「交流ひろば」に移転。大型遊具を設置し、利用者も増加している。
- ⑦ 平成13年度より公設民営方式により学童保育事業を6か所で実施している。
- ⑧ 主に0歳～3歳の乳幼児をもつ子育て中の親子が気軽に集い、交流を深める場として、平成17年度に空店舗を活用して「つどいの広場」を開設した。
- ⑨ 酒田市内の幼稚園が国からの助成を受け、17年4月～18年9月まで総合施設モデル事業を実施。18年10月より、就学前の全ての児童を対象に教育及び保育を一体的に提供する認定こども園という制度ができ、市内の幼稚園で認定を受ける動きがある。

[課題]

(1) 子育て支援

- ① 出産後も安心して働ける保育支援体制、子育ての不安や悩みを解消するための相談体制として、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てを解消していく必要がある。
- ② 子育て期にある30歳代男性の長時間労働により、依然として子育ての負担が女性に集中していることに加え、育児休業制度などの子育て支援のための制度が十分に活用されていない実態にある。子育てに配慮した雇用環境づくり、男女共同社会の創出が必要となっている。
- ③ 延長保育や病後児保育などの特別保育を拡大する等、保護者ニーズに対応した保育サービスの提供を検討する必要がある。
- ④ 子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、学童保育、児童センター等関係機関の連携、相互利用及び情報発信など、地域における子育て支援の充実を図る必要がある。
- ⑤ 一人親家庭の自立を促進にする支援策の検討。
- ⑥ 要保護児童の早期発見、早期対応に向けた対策の検討。

(2) 児童福祉施設の整備

- ① 平成18年度より、次世代育成支援対策施設整備交付金は、三位一体改革により市立保育園を一般財源化し、民間保育園の施設整備のみ対象となるため、老朽化した法人保育園園舎の改築における法人及び市の財源確保が大きな課題となる。
- ② 平成18年度より亀ヶ崎保育園の民間移管を実施。民間移管の成果を検証し今後も推進することになるが、保護者や地区住民と慎重に協議を重ね理解を求めていく必要がある。

[参考指標]

保育園入所児童の推移

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
市立	1,216	1,217	1,229	1,251	1,257	1,154
(定員数)	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,225
法人	1,125	1,146	1,169	1,200	1,235	1,367
(定員数)	1,100	1,115	1,100	1,150	1,165	1,265
合計	2,341	2,363	2,398	2,451	2,492	2,521
(定員数)	2,425	2,440	2,425	2,475	2,490	2,490
市立充足率	91.8%	91.8%	92.8%	94.4%	94.9%	94.2%
法人充足率	102.3%	102.8%	106.3%	104.3%	106.0%	108.1%
充足率	96.5%	96.8%	98.9%	99.0%	100.1%	101.3%

各年度とも4月1日現在、旧1市3町の数を合算している。(認可外保育園は含まない)

	⑥ 地域医療の充実	
--	-----------	--

[現状]

(1) 地域医療の充実

- ① 庄内二次医療圏における機能は一定の水準を保持しているが、平日の夜間についての夜間急病診療所や救命救急センターの設置がされていない。県立日本海病院が、実質的に臓器移植医療、難病（特定疾患）医療等の三次医療の機能を担っているが、更にその三次救急医療機能の強化が求められている。
- ② 初期救急医療と二次医療との役割分担及び連携、休日における初期救急医療の充実を図るため、平成16年4月に酒田市休日診療所を開設した。利用者は、平成16年度5,885人（一日当たり85.3人）、17年度5,472人（一日当たり79.3人）であり、特に小児（15歳以下）が約70%を占め、市民の初期小児救急に対するニーズに答えている。
- ③ 市設置診療所の状況は、休日診療所のほか、飛島診療所、平田診療所、国民健康保険松山診療所がある。これらはいずれも安心と安全のため地域住民の医療に欠かせない役割を担ってきている。

(2) 市立病院の状況

- ① 市立酒田病院は、一般病床400床、15診療科をもつ北庄内医療圏の基幹病院として、地域医療の確保と医療水準の向上を図ってきた。経営面では、診療体制や患者サービスの強化、業務委託等による経費削減などに努め、収益的収支は平成13年度から黒字基調を維持している。
- ② 現施設の西棟については、昭和44年9月に竣工されたもので、建物本体・設備の老朽化が進んでいるため改築が急務となっている。
- ③ 平成5年の県立日本海病院（528床）の開院により、本地域の医療供給体制は一層整備が図られたものの、市立酒田病院とは多くの診療科目が類似しており、救急等の整備においても重なる点が多く、地域の基幹病院として医療機能の棲み分けが出来ているとは言い難い。また、医師の研修制度の影響から、医師確保の深刻化や診療報酬の引き下げなど病院運営全体に影響しているため、北庄内医療圏における今後の医療ニーズへの対応や医療政策の動向などから、市は県立日本海病院と市立酒田病院の経営統合についても提案を行っている。
- ④ 市立八幡病院は、八幡地域の医療の拠点として、昭和29年の開設以来、地域において身近で安心できる医療の提供を行ってきた。平成16年度に病棟、リハビリ施設の改築を行い、現在一般病床46床、3診療科を開設し地域医療の役割を担っている。

[課題]

(1) 地域医療の充実

- ① 心筋梗塞や脳卒中あるいは交通事故等による頭部外傷等の重症患者に対応する救急蘇生医療の充実が地域の大きな課題となっている。さらに、域内の結核患者は、国立療養所湯田川病院の廃止（平成12年2月）により、独立行政法人国立病院機構山形病院（旧国立療養所山形病院）等への入院を余儀なくされており、患者や看護家族の負担軽減を図るため、入院機能の本地域への配置が望まれている。ついては、庄内の基幹病院である県立日本海病院の医療機能の強化が課題である。
 - (ア) 三次医療機能の強化
 - (イ) 三次救急医療の充実を図る救命救急センターの設置
 - (ウ) 結核患者入院病床の設置
 - (エ) 重症心身障害児（者）入院病床の設置
 - (オ) 災害拠点病院としての機能充実に向けたヘリポート整備の検討
- ② 休日診療所は医師の診療を酒田地区医師会に委託し、50名から60名による医師の当番制により診療を行っている。小児診療は、医師8名による輪番制で診療している。初期小児救急医療に対する市民のニーズに応え、小児科医の常駐体制を拡張するためには、小児科医の確保が必要

である。また、利用者の利便や、インフルエンザなどの感染防止のために、より広い待合室や誘導スペースを確保する必要がある。

- ③ 市設置の診療所において、派遣医師の確保が重要な課題となっている。また、地域医療における市診療所の果たす役割を明確にするとともに、病院と診療所の連携を推進していく必要がある。

(2) 市立病院

- ① 今後とも市民の健康を守り適切な医療を提供するためには、市立酒田病院の改築、医療・療養環境の改善を急ぐ必要がある。その具体化にあたっては、地域医療の充実と医療水準の向上の観点から、北庄内の今後の人口動態、患者動向予測、医療制度改革の動向を踏まえた整備が必要である。
- ② 市立八幡病院については、市立酒田病院との関係なども含め、今後のあり方を検討する必要がある。

[参考指標]

市立酒田病院と県立日本海病院の診療状況 (単位：人)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
市立酒田病院 (入院 400 床 外来 15 診療科)	入院患者数	122,446	124,426	124,241	121,704	121,686
	病床利用率	83.9%	85.2%	85.7%	84.4%	84.4%
	平均在院日数	21.4 日	19.3 日	19.3 日	17.8 日	17.7 日
	外来患者数	238,089	211,621	212,667	216,881	211,833
県立日本海病院 (入院 528 床 外来 25 診療科)	入院患者数	162,410	158,169	156,729	154,593	160,393
	病床利用率	85.2%	83.0%	82.4%	81.5%	84.5%
	平均在院日数	22.2 日	21.6 日	20.4 日	20.5 日	19.7 日
	外来患者数	316,259	287,691	269,409	252,159	233,636

	⑦ 国民健康保険、国民年金	
--	---------------	--

[現状]

(1) 国民健康保険財政の健全運営

- ① 国民皆保険制度の下、農業者、自営業者等の保険として位置付けられてきた国民健康保険は、高齢化や経済不況、経済構造の変化の影響を受け、高齢者、無職者の受け皿として、平成 9 年度以降の国保加入者は増加を続けてきたが、平成 16 年度以降は年度末比較では減少となっている。社保離脱による国保加入者もここ数年減少しており、雇用状況も改善しているとも見えるが、全人口における国保加入者の占める割合が増加傾向にあることから、高齢者、無職者の加入が増えていることが窺える。このことは、国民健康保険が本来の保険制度として成り立ちにくいという構造的な問題が更に深刻化している。
- ② 保険給付費は年々増加しており、平成 16 年度（旧 1 市 3 町合算）は 6,672,802 千円で全体の 64.5% を占めている。17 年度（通年ベース）は 7,137,078 千円で全体の 67.8% を占め、前年より 464,276 千円の増加となった。主な要因として、平成 14 年 10 月の制度改正により 9 割給付となった高齢受給者の人数の増加によるものである。保険給付費を抑制するために保健事業を実施している。（一日人間ドック受診者の増加を図り早期発見・早期治療に努める、食生活改善推進員と連携し各種栄養教室を開催、1 年間無受診世帯に対する健康世帯褒賞を実施、健康ウォーキング事業、広報誌等による健康教育の推進、エイズ予防に関するパンフレットの郵送及び窓口配備、人間ドック受診者に対する参考パンフレットの配布、在宅保健師等による訪問活動など）
- ③ 国民健康保険税は、景気低迷等の影響から収納率が年々低下しているため、国保財政に大きく影響している。収納率向上の対策として、休日・夜間の納税相談窓口の開設及び督促・催告の実

施、口座振替のPR、市広報やチラシ、酒田FM放送等の活用、国保相談員の活用、被保険者証更新時における納税相談の強化などを実施している。

(2) 福祉医療

社会福祉の増進を図ることを目的として、県における「山形県医療給付事業補助金交付規程」を給付財源とし、重度心身障害（児）者、乳幼児及び母子家庭に対して、医療費の負担を軽減するための医療給付を実施している。費用負担については、県事業分については県、市それぞれ1/2としている。また、市単独事業としても重度心身障害（児）者の一部拡大、乳幼児では0歳児の所得制限の撤廃をするなど事業の充実を図っている。

(3) 国民年金

- ① 国民年金制度は、高齢者又は障害者、遺族の方の生活を支える社会保障制度の一つとして大きな役割を果たしてきたが、年金制度を支える保険料については、景気の低迷、年金制度への不信等から、若い世代の年金離れなどにより納付率が年々低下しており、国では、納付率向上が最重要課題と位置付け、収納対策の強化を図っている。
- ② 国民年金は国が事業主体で、市町村においては、機関委任事務として保険料収納等の広範囲な事務を行ってきたが、平成12年度から地方分権一括法が実施されたことに伴い、市町村の事務も機関委任事務から法定受託事務へと大幅な見直しがされ、平成14年4月からは保険料収納事務も国へ移管されるなど、市町村事務は被保険者からの資格取得・喪失等諸届の審査送付、保険料免除、裁定請求等の受付のみに縮小されている。

[課題]

(1) 国民健康保険財政の健全運営

- ① 今後ともより一層の経営努力に努め、安定した財政運営を図るため、国庫支出金及び都道府県財政調整交付金等の確保に努めなければならない。
- ② 収納率の低下が懸念されることから、税財源の確保及び負担の公平を確保するためにも、引き続き収納対策の充実に取り組む。
- ③ 国保財政運営が年々厳しくなっていく状況の中、今後の制度改正の動向を注視し、国民健康保険財政の健全運営を検討する
- ④ 特に、大きな改正としては、平成20年度から75歳以上を対象とする新たな医療保険制度の創設がある。全市町村が加入する県単位の「後期高齢者医療広域連合」が実施主体となることから、今後の国保運営に与える影響を見極めていかなければならない。

(2) 福祉医療

乳幼児医療給付において、昭和48年の制度発足以来、対象年齢の拡大、所得基準の緩和など、対象者の増加を図ってきた。平成18年度の県の福祉医療制度改正により、3歳未満及び第3子以降の医療費無料化に踏み切ったものの、所得基準の制限を下げたことにより対象者は減少したが、カバー率としては86%を維持している。今後は、少子化対策の一環としての位置付けも考慮しながら検討していく必要がある。

[参考指標]

年度別国保加入状況

区分 年度	世帯の状況				人口の状況				世帯構成人員	
	年度末 (3/31 現在)		国保世帯	加入率	年度末 (3/31 現在)		被保険者	加入率	全体	国保
	全世帯①	国保世帯②	年間平均③	②/①	全人口④	被保険者⑤	年間平均	⑤/④	④/①	⑤/②
13	34,994	19,757	19,416	56.5	100,534	39,301	38,472	39.1	2.87	1.99
14	35,307	20,059	19,923	56.8	100,297	39,930	39,628	39.8	2.84	1.99
15	35,417	20,387	20,229	57.6	99,559	40,293	40,126	40.5	2.81	1.98
16	35,638	20,498	20,446	57.5	98,863	40,012	40,218	40.5	2.77	1.95
17	35,656	20,722	20,628	58.1	97,540	39,721	39,925	40.7	2.74	1.92

※ 年間平均については3月～2月ベース、旧酒田市のみ

○参考 旧3町を含んだ場合

16	41,322	23,992	23,950	58.1	118,677	47,750	48,021	40.2	2.87	1.99
17	41,319	24,242	24,129	58.7	117,135	47,369	47,614	40.4	2.83	1.95

(3) まちづくり

① コミュニティの振興

[現状]

(1) 自治会

- ① 地域の特性、歴史的経緯、規模（世帯数）などの違いから、運営方法や活動内容、充実度などは千差万別である。
- ② 世帯数の規模、活動内容によって予算規模が全く異なり、会員の会費にも大きな差がある。
- ③ 酒田市から旧酒田市市街地自治会には自治会組織等運営費補助金、旧酒田市公民館地区自治会には協力員報酬、3総合支所の区長には区長報酬と、形態、金額は異なるが支援措置を講じている。

(2) コミュニティ振興会

- ① 旧酒田市地域には、小学校学区単位に自主的な自治組織であるコミュニティ振興会が組織されており、それぞれ独自の自治活動や生涯学習活動を行っている。公民館地区では、それらの活動に加え公民館活動も行っている。
- ② 3総合支所地域には、公民館地区ごとに公民館運営協議会が組織されており、公民館活動として様々な自治活動や生涯学習活動を行っている。

[課題]

(1) 自治会活動の活性化

- ① 自治会に加入しない世帯が増加傾向にあり、特に単身世帯やアパート居住世帯に多い。
- ② 役員が高齢化しているにもかかわらず、若い世代の自治会離れが進み、なかなか自治会役員のなり手がいない。
- ③ 5つある連合組織のうち旧酒田市市街地自治会連合会のみが自主的に運営し、他は市が事務局を担当して運営している。

- ④ 協力員、区長の報酬を直接自治会に交付する補助金に転換するとともに、金額の格差についても解消する必要がある。

(2) コミュニティ組織の活性化

現在の旧酒田市民館地区の公民館活動を自主的なコミュニティ活動へ発展させるとともに、3総合支所地域の公民館運営協議会を自主的な組織であるコミュニティ振興会へ発展的に移行して、地域住民による自主的活動を推進する必要がある。

[参考指標]

区 分	団体数	世帯数	50世帯未満の自治会数
旧酒田市の市街地の自治会	184	23,054	52 (29%)
旧酒田市の公民館地区の自治会	146	7,232	101 (69%)
3総合支所の自治会(区)	129	5,389	100 (76%)

② 中山間地域の振興	
------------	--

[現状]

中山間地域の現状

- ① 過疎地域、辺地地域、山村地域、特定農山村地域などの条件不利地域を抱えるため、有利な制度を活用して、特に道路、上下水道、公共施設等の基盤整備を実施し、生活環境は大きく向上している。しかし、自然的、経済的、社会的諸条件の厳しさから、雇用、医療、娯楽といった都市機能面での格差は依然として残っており、人口の著しい減少と急速な高齢化が進行している。
- ② 若者層を中心とする人口の流出により、一人暮らし老人・高齢者夫婦世帯が急増し、地域維持のためのマンパワーの低下が指摘され、中山間地域の国土保全機能や環境保全機能などの公益的機能の維持保全はもとより、地域社会の維持存続さえも危ぶまれる事態も生じている。
- ③ 消費者ニーズの多様化や就労形態の変化、道路交通網の整備などにより、地域内需要の流出と後継者不足などから、買い物などの商業環境や医療・福祉環境についても依然として厳しい状況にあり、特に、一人暮らし老人・高齢者夫婦世帯にとっては厳しい状況にある。
- ④ 水田や林道などの基盤整備は一定程度整備されているものの、米政策改革による大規模経営や集落営農への移行による営農環境の変化、依然として続く水稻の価格低迷、木材価格の低迷や需要の低迷など、中山間地域の農林業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。
- ⑤ 平成21年度の過疎法の期限切れ、行財政改革や農政改革等による生活環境の変化、少子高齢化の進展と地域コミュニティの低下、地理的デジタルデバイドの拡大など、先が見えないために、地域住民が不安を抱かざるを得ない状況にある。

[課題]

(1) 中山間地域のあるべき姿

コミュニティの組織化と振興、環境保全活動（河川等の草刈り）や交流事業の推進など地域社会の維持に関わる具体的な項目について、時代の潮流を見極めた総合的な課題調査を進め中山間地域のあるべき姿を検討する必要がある。特に、中山間地域が持つ公益的機能等が全市民に理解される取り組みが求められている。

(2) 生活基盤の充実

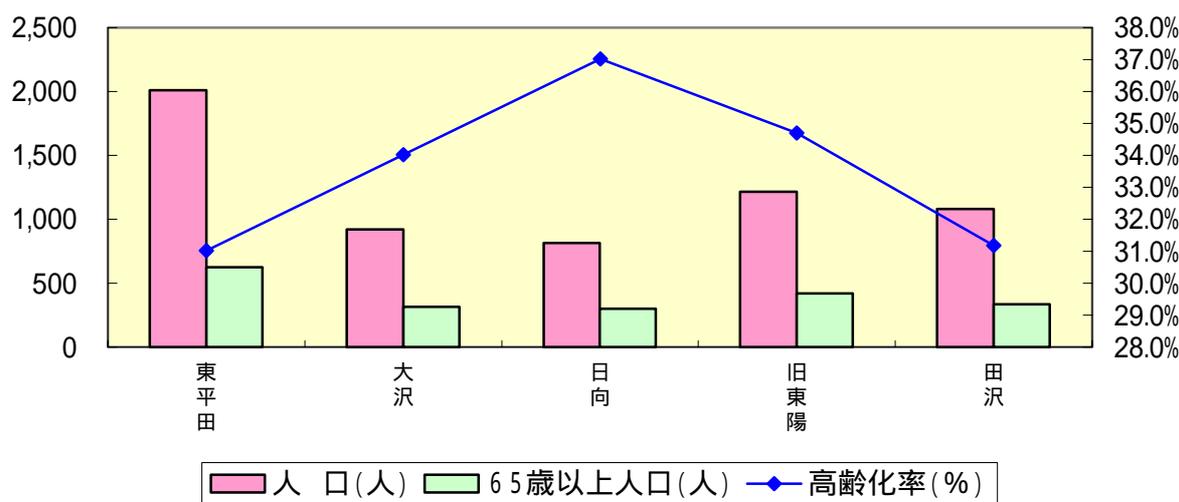
携帯電話の普及や地上放送のデジタル化など、近年の情報通信環境に対応するため、地理的デジタルデバイドを解消する必要があるとともに、地域の存亡をも懸念される高齢社会に対応する買物、医療・福祉等の日常の暮らしにかかわる生活基盤の整備や、その仕組みづくりが急務となっている。

(3) 支援制度の確保

過疎地域自立促進特別措置法の延長（経過措置）や、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律などの有利な制度の充実や新たな法整備等の支援策について、要望を進める必要がある。また、協働のまちづくりを推進するためにコミュニティが自立できる環境整備、行政とコミュニティをつなぐNPO等の立上げなど多様な取り組みが求められている。

[参考指標]

中山間地域の小学校区別人口と高齢化率（特養入所者を除く）



※【中山間地域の定義】

「中山間地域」は、平野の周辺部から山間地帯に至る地域のことで、一般的には以下の2つの定義で使われることが多い。

①「農林業センサス」における定義

「農林業センサス」における、耕地率や林野率等の土地利用指標を中心とした基準指標によって市町村を分類した農業地域類型の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた範囲による設定。

旧八幡町の区域が「山間農業地域」、旧平田町の区域が「中間農業地域」に該当する。

②関係5法による定義

条件不利地域を対象とする関係5法（山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、半島振興法）の指定・公示地域を包括した範囲による設定。

旧八幡町の区域、旧松山町の区域、旧平田町の区域及び飛島が該当になる。

しかし、上記の定義では旧3町の従来の考え方も踏まえ、市の現状にはあわないため、今回は「山村振興法該当地域」及び「同等程度の条件を有する地域（おおむね山間地に囲まれた地域）」を中山間地域の定義とし、大沢、日向、旧東陽、田沢小学校区及び東平田小学校区の一部とした。

	③ 飛島の振興	
--	---------	--

[現状]

飛島の現状

- ① 昭和30年に離島振興法に基づく地域指定を受け、特に漁港、道路、水道、公共施設等の生活環境や産業基盤の整備が促進され生活環境は大きく向上している。しかし、冬期間の厳しい気象条件に加え、雇用、教育、文化、医療、娯楽といった都市機能面での格差は依然として残っているため、人口減少と少子高齢化の傾向が顕著である。
- ② 漁業は、魚価の低迷や水産資源の減少、漁業従事者の減少・高齢化の進行、後継者不足など多くの課題を抱えている。
- ③ 観光サービス業は、平成2年をピークに観光客が減少しているが、近年は、飛島の恵まれた自然環境や豊富な魚介類、鳥、サンゴ等の動植物を生かした釣り、バードウォッチングなどの人気根強く、それらを生かした体験・滞在型観光の充実と主要観光施設への観光案内板の設置に努めており、1万6千人前後の観光客数を維持している。
- ④ 農業は、飛島の気候と地理的特性を生かした採種や、自給野菜の栽培が行われてきたが、近年では、島外の人達により、ごどいもや、天保そばの栽培が行われており、焼酎への加工や、産業としての新たな動きが見えてきている。
- ⑤ 良質の海洋深層水を取水できることが実証されており、水産業、農業、健康食品、自然エネルギーや健康リゾートなどへの活用や、新たな産業の創出、地場産業の振興についても大きく期待されている。
- ⑥ 海岸漂着ゴミの処理が問題となっているが、最近では、島民、本土側住民ボランティア、NPO、大学、企業、行政等の協働による「飛島クリーンアップ作戦」が実施され、環境保全・美化活動の新たな動きとして定着してきている。
- ⑦ 離島振興については、従来の後進性の解消という考え方から、地理的・自然特性を「価値ある地域差」ととらえて生かしていくと同時に、地域住民、関係機関・団体等の創意を生かした、自立的で持続的な取り組みが求められている。

[課題]

(1) 生活基盤の充実

- ① 島民の安全確保のため、護岸などの海岸保全事業、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業などの計画的な推進と、消防施設や避難路の確保など防災対策を進める必要がある。
- ② 生活環境の向上や海の水質を保全するため、合併処理浄化槽の整備を推進する必要がある。
- ③ 若者の定住を推進するうえでは、新たな雇用の場を創出する必要がある。
- ④ 携帯電話の普及や地上放送のデジタル化など、近年の情報通信環境に対応するため、地理的デジタルデバイドを解消する必要がある。
- ⑤ 定期船は平成元年に就航以来年数が経過している。高速化と欠航率低下を望む島民の意見を踏まえ、更新を検討する必要がある。

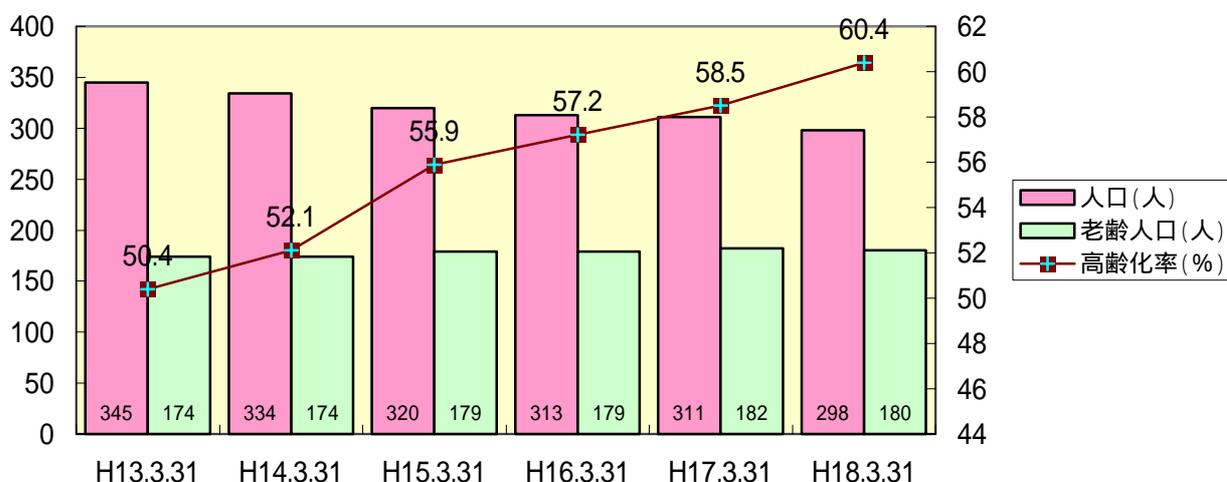
(2) 産業の振興と交流の促進

- ① 漁業経営の安定化と採算性の向上のためには、つくり育てる漁業が重要であり、岩ノリ等漁業資源の維持培養や放流などの栽培漁業の推進及び計画的な漁礁・増殖施設の設置や漁港の整備とともに、漁場の清掃や監視による維持管理が必要である。
- ② 飛島の地理的条件を活用した特産農産物の導入・普及を図り、特産品の開発や地域振興策として活用する必要がある。
- ③ 滞在体験型の観光を推進するため、旅館、民宿のトイレの水洗化など質的充実が必要である。
- ④ 観光振興を図るため、飛島ウォーキング事業の実施や海水浴場の整備、案内標識の維持管理を継続し、観光事業の国際化に対応するための、外国語標記看板の整備などにより、滞在体験型観光を推進する必要がある。
- ⑤ 産業振興及び離島振興の起爆剤とするため、取水設備を含めた海洋深層水の具体的な利活用や

事業化に向けた検討が必要である。

[参考指標]

飛島の人口と高齢化率の推移



	④ 防犯、交通安全	
--	-----------	--

[現状]

(1) 防犯の現状

- ① 犯罪や事故のない安全で明るいまちづくりを推進するため、酒田警察署や防犯推進団体との連携を強化し、様々な活動を行っている。
- ② 酒田市防犯協会連合会加入25団体が、それぞれの地域における犯罪防止のために、警察と連携しながら各季の防犯パトロールなどの地域安全運動や防犯診断及び防犯灯の点検等の活動を行っている。近年は、高齢者を対象に、交通安全運動と合わせ、振込み詐欺被害に会わないよう啓発チラシ等を配りながらの、声かけ戸別家庭訪問や事業所訪問も行っている。
- ③ 近年多発している、幼い子供が犠牲となる凶悪事件の増加に伴い、地域見守り活動が活発になっている。犯行は都市部・農村部を問わず広域化し、全国いたるところで発生しており、地方の安全神話は完全に過去のものとなっている。平成18年6月末現在、学校やPTA、自治会や老人クラブ、商工会など様々な方々の協力により、酒田市内では34団体約2,500名が会員登録し、各学校単位で見守り活動を展開している。
- ④ 暗がりの危険個所をなくすための防犯灯は、市全体では約14,600灯であり、電気料は全て市が負担している。このうち、住居地区以外の市直轄防犯灯は約2,300灯で、民家のない通学路や防犯上必要と認められる場所に設置している。住居地区の防犯灯は自治会管轄灯となるが、総数で約12,300灯であり、市では、自治会の維持管理に要する経費への支援も行い、明るい、危険個所の少ないまちづくりを進めている。
- ⑤ 毎年夏には、「安全と安心のまち酒田市民大会」を開催し、交通安全・防犯関係団体が一体となり、市民に暴力追放・交通安全・犯罪防止の意識高揚を広く呼びかけている。

(2) 交通安全対策の現状

- ① 交通安全専門指導員3名による幼稚園・保育園を中心にしたかもしかクラブ活動や、自治会や老人クラブ等に対する高齢者交通安全教室、小学生に対する交通安全教室を年間を通じて実施している。
- ② 交通指導員(40名)が、通学路での交通安全指導や、小学校やPTAからの要請により、自転車教室等の交通安全教室を実施している。

- ③ 酒田警察署や酒田飽海地区安全運転事業主会・酒田地区交通安全協会等関係機関・団体と連携し、家庭訪問による交通事故に遭わない・起こさない呼びかけ、街頭指導による運転者への啓発等、全国運動に呼応した様々な活動を展開している。
- ④ 市・県・国がそれぞれの立場で、歩道や道路照明、道路標識等の交通安全施設の整備を行っている。

[課題]

(1) 防犯の対策の強化

- ① 防犯活動や見守り活動に参加している市民の多くは高齢者であり、新たな担い手の育成を進める必要がある。
- ② 地域の防犯灯設置要望や自治会負担軽減要望は依然として多く、市の財政負担も年々増加傾向にあり、負担のあり方について検討が必要である。

(2) 交通安全対策の充実

交通事故を無くすためには、交通安全施設の整備はもちろんであるが、事故を起こさない、遭わないようにドライバーや住民への啓発活動が必要である。また、地域内の危険箇所を把握し、広く周知する必要がある。

[参考指標]

交通事故発生状況

年	酒田市			酒田警察署管内			山形県			全国		
	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数
13年度	892	8	1,092	957	9	1,169	8,546	86	10,779	947,169	8,747	1,180,955
14年度	807	12	976	890	16	1,079	9,134	88	11,616	936,721	8,326	1,167,855
15年度	917	6	1,099	993	7	1,205	9,368	75	11,813	947,993	7,702	1,181,431
16年度	875	5	1,096	949	5	1,187	9,348	77	11,874	952,191	7,358	1,183,120
17年度	926	3	1,168	1,003	3	1,271	9,542	82	12,090	933,546	6,871	1,155,623

	⑤ 市民活動と市民相談	
--	-------------	--

[現状]

(1) 市民活動（ボランティア、NPO）の現状

- ① ボランティア活動の動機付けになるように、各課が行う緑化美化ボランティア事業（山きれウオーキング、遊心の森清掃活動ほか14活動）の参加者にボランティアシール、キャップの配布を行いボランティアの定着を図ってきた。なお、同事業としては当初の目的を達したことから平成17年度で終了している。（ボランティア参加者 15年度4,000人、16年度4,100人、17年度3,500人）
- ② 市全体をより美しい町、よりきれいな町、快適な町にするために、市民・企業と行政がパートナーとして共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくる新しい試みとして「酒田市緑化・美化ボランティア支援制度(美化サポーター)」を実施している。（平成17年度末104団体、会員数4,210人。）
- ③ ボランティア活動の振興を図るために、ボランティア活動振興委員会に交付金を交付している。ボランティア活動振興委員会では、小・中学校へのボランティア活動普及助成事業、ボランティア養成講座、相談業務、会報の発行(年3回)、ホームページを開設して情報提供等を行っている。また、市から委託を受けて市民活動を支援する補助金の交付を行っている。（補助金は、事業費の

2/3、30万円上限)

- ④ ボランティア団体と連携をとりながら、各団体間の横の繋がり（ネットワーク化）を図るため、ボランティア連絡協議会が設立され41団体が加盟している。
- ⑤ 17年度末で本市に事務所を有する認定NPO法人は、15団体となっている。

(2) 市民相談の現状

- ① 市民生活相談及び消費生活相談については、それぞれ2名体制で市民交流広場において随時対応している。
- ② 無料法律相談、人権相談、行政相談については、それぞれ月1回～2回程度実施している。

[課題]

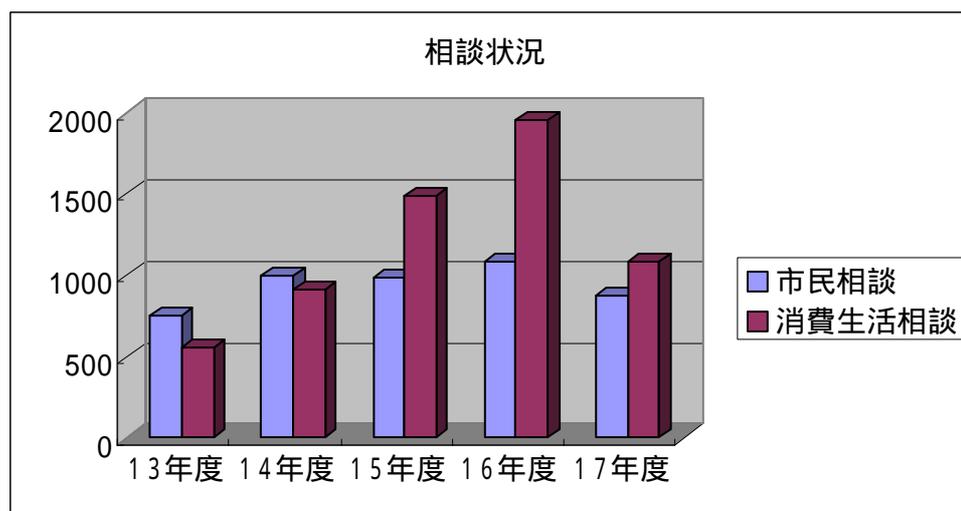
(1) 市民活動支援の充実

- ① 平成10年4月ボランティア活動振興委員会が発足しボランティア活動の振興を図ってきたが、NPOや新しい市民活動団体、総合支所地域の市民活動への支援が必要となってきた。支援する分野と地域の広がりに対応するため、活動振興委員会のあり方の検討が必要である。
- ② NPOが継続的に活動していくためには、会員や利用者による事業収入など活動資金の確保が必要であるが、現実的には活動を賄える資金の確保が難しい団体が多くみられる。これを解消するため行政による支援制度の他に、市民が支える仕組み作りが必要である。人材確保についても山形県と連携して研修会等の開催が必要である。
- ③ 平成18年4月に東北公益文科大学内に設立された地域共創センターとの連携が求められている。

(2) 市民相談の充実

- ① 消費生活相談については、架空請求・不当請求の急増や訪問販売を中心とした悪質商法が増加するとともに、多様化、複雑化し、広域化する相談に対応する体制作りが必要となっている。
- ② 消費者問題が70年代製品の安全性の問題や80年代のクレジットの問題から、90年代以降訪問販売やインターネットや携帯電話を使用した取引の問題へとシフトするにつれて、消費生活相談の対象者が10代から高齢者へと広範囲となってきている。各年代層に応じた教育・啓発活動が必要となっている。

[参考指標]



[現状]

男女共同参画

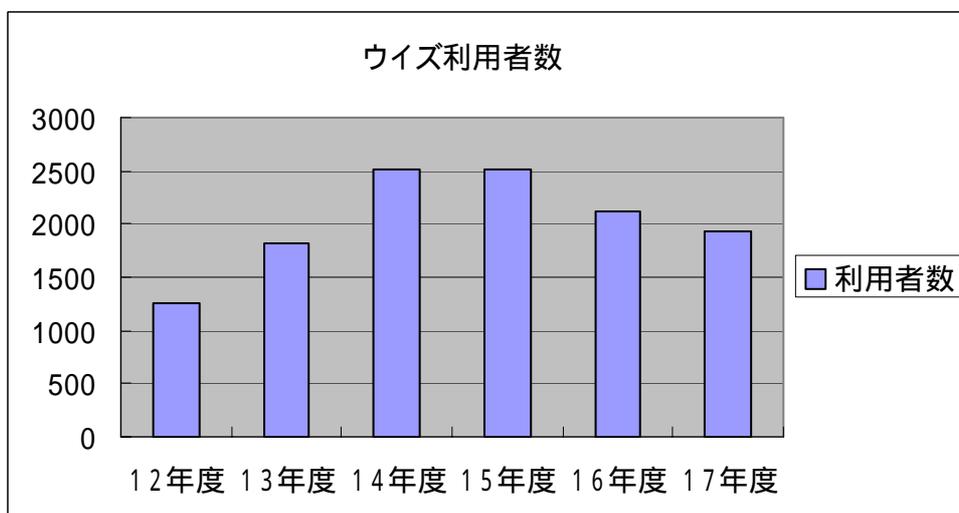
- ① 山形県は、夫婦共働き世帯の割合が全国2位と高く、女性の労働力率もほとんどの年代で全国平均より高い。出産・育児により落ち込むといわれている25～39歳の期間も、その落ち込みは緩やかである。
- ② 一方女性の労働力率が全国に比べ高いにもかかわらず、議員、会社・団体等における女性管理職の割合は低く、さまざまな分野での政策・方針決定の場への女性の参画が遅れている
- ③ 平成12年7月に男女共同参画の推進拠点となる男女共同参画推進センター（愛称：ウィズ）を開設し、平成15年3月に策定した「酒田市男女共同参画推進計画」に基づき、ウィズを拠点として施策を推進している。
- ④ ウィズの登録団体については、普段の活動でウィズを利用するほか、男女共同参画に関する講座に参加、自ら積極的に講座を開催（講座開催業務委託）している。
- ⑤ 平成16年6月には、男女共同参画のまちづくりをめざして、ウィズと一緒に活動する男女共同参画推進サポーターを公募し、男女共同参画に関する勉強会をしながら、講座の企画・運営を行っている。事業として、広く市民を対象とした市民フォーラム（年1回）、さまざまなテーマの講座（年3～6回）を開催しているが、参加者層に広がりがなく、若年層や男性の参加が少ない。男女共同参画に関する関心及び意識が依然として低い。相談件数は、近年、年間40件前後を推移しており、少ない状況となっている。

[課題]

男女共同参画社会の実現

- ① 講座の参加者層を拡大し、若年層や男性の参加を促進するために、参加しやすい講座のテーマ選びやPR方法の検討が必要である。
- ② ウィズ登録団体との連携を強化しながら、団体間のネットワークづくりを図る必要がある。
- ③ 市民の意識やニーズを把握するための意識調査を実施する必要がある。
- ④ 相談業務の充実と他相談機関との一層の連携を図る必要がある。
- ⑤ 政策・方針決定の場への女性の参画については、意識の面で消極的なところが見られることから、女性自身の意識の高揚と社会参画に向けた機運づくりが必要である。

[参考指標]



ウィズ登録団体数

各年度3月31現在

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
登録数	23	25	25	25	27	29	28

相談件数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
4月		12	17	18	1	3	2
5月		11	14	12	1	0	3
6月		9	10	6	3	0	
7月	2	1	15	8	3	3	
8月	1	3	9	12	3	1	
9月	3	10	8	10	2	13	
10月	2	21	17	7	4	4	
11月	6	7	9	18	5	7	
12月	10	14	3	7	4	3	
1月	12	13	10	12	2	3	
2月	11	11	8	14	4	1	
3月	17	12	3	8	5	5	
計	64	124	123	132	37	43	5

⑦ 大学まちづくり	
-----------	--

[現状]

(1) 東北公益文科大学の開学

平成13年4月、公設民営方式による4年制大学として東北公益文科大学が開学した。東北公益文科大学は、「公益学」を学問領域とする日本で初めての大学である。公益学とは行政や企業の社会貢献、NPO・NGO、国際貢献、ボランティア、環境科学など多様な分野から総合的に公益を考える学問である。

(2) 大学まちづくりへの取り組み

- ① 東北公益文科大学は、開学から理念の一つに「大学まちづくり」を掲げている。その実現に向け、また公益学を実践するために「開かれたキャンパスづくり」「地域を題材としたフィールドワーク」への取り組みを行っており、中心市街地の空き店舗を利用した「さかた街なかキャンパス」、「飛島クリーンアップ作戦」をはじめとした種々の地域をフィールドとした活動を展開している。
- ② これらの活動は教職員・学生・行政はもちろん、NPOや地域住民等の多様な主体により行われており、「大学の活動」や「自治体の活動」といった個々の組織による活動を超えた「地域の活動」として定着してきている。
- ③ 地域共創センターの設立
その目的をさらに推進するため、平成18年4月、新しい活動拠点として地域共創センターが学内に開設された。センターでは、大学と市民との協働・共創活動の情報の集約を行い、NPOやボランティア活動の支援を行うなど市民と大学とをつなぐ窓口となることを目標としている。
- ④ 公益研修センター多目的ホールのオープン
平成18年3月、大学敷地内に講演会や各種発表会機能を持つ多目的ホールが完成した。これにより新たな市民による生涯学習活動の拠点、大学の講堂、教育研究活動の拠点としての活用が期待される。
- ⑤ 平成17年4月には大学院が鶴岡市に開設され、院内には公益総合研究所も設置されている。

(3) 国による大学と地域連携の取り組み

- ① 現在、国では地域の大学をまちづくりの重要な主体と位置付け、地域と大学が連携・協働し都市問題の解決や魅力の向上につなげようとした取り組みを行っている。内閣官房都市再生本部(本部長、小泉純一郎)では全国都市再生モデル調査として採択された地域や先導的な取り組みをしている地域に都市再生戦略チームのメンバーなどが赴き、自治体や大学関係者とこれまでの成果や今後の課題の分析などを行っている。その1つとしてワークショップを全国8つの大学で開催。第1回として平成17年10月に「大学と地域の連携によるまちづくりワークショップ イン酒田」が開催されている。
- ② これがきっかけで、本年3月、酒田市や東北公益文科大学などが発起人に、都市再生本部が事務局となり「大学地域連携まちづくりネットワーク」が設立されている。今後、情報提供や活発な意見交換が行われ、魅力あるまちづくりへの取り組みが期待される。(6月6日現在299団体が登録。)

[課題]

(1) 大学と地域の連携

- ① 東北公益文科大学の地域をフィールドにした取り組みに対し、市民・NPO・企業・行政と引き続き連携・協働し、まちづくりに向けていく必要がある。
- ② これら取り組みを一層推進する活動母体として、地域共創センターの取り組みを支援していく必要がある。
- ③ 国による大学と地域が連携したまちづくりへの取り組みを、ネットワーク会員同士が活発に情報発信や意見交換することで、まちづくりの新たな有効な手段にしていく必要がある。
- ④ 多目的ホールの完成により、開学当初から計画されていた施設整備は完了した。しかし、引き続き図書整備や教育研究活動推進のための支援を行っていく必要がある。
- ⑤ 行政への多様なニーズに総合的に対応していくため、大学・大学院・公益総合研究所と連携し各種データ収集・解析や政策分析などを行うなど活用を図っていく必要がある。
- ⑥ 公益研修センター多目的ホールは、本市の新たな生涯学習の拠点、大学の研究・発表等の拠点としての活発な活用を図っていく。

[参考指標]

「こころいきブック」

2005.1 発行

公益大の地域をフィールドにした
学生の活動を集めたリーフレット



公益研修センター多目的ホール

- 延べ床面積：2,433 m²
- ホール：座席数 536 席
- 中研修室：2室 (170 席、130 席)
- 小研修室：4室 (各約 20 m²)
- 音楽練習室：約 30 m²

	⑧ 公園都市構想	
--	----------	--

[現状]

(1) 公園都市構想の推進

- ① 市全体を「より美しく」「よりきれいに」そして「より快適なまち」にするために、市民・企業と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげ、市全体を一つの公園のような素晴らしいまちにしていこうとする官民一体となったまちづくりを進める公園都市構想を推進している。また、八幡、松山、平田地域においても、花いっぱい運動などを通して、公園や道路沿線公共施設などに住民参加の元に花木の植栽を行い、美しく快適な生活環境づくりを進めている。
- ② 市民参加を主体としたまちづくりの視点から美化サポーターの登録を行い、清掃や植栽、美化活動に取り組んでいる。登録団体には資材の提供や傷害保険等への加入などにより支援しており、平成17年度末の美化サポーター登録団体は、104団体 登録人数4,210名となっている。
- ③ 八幡、松山、平田地域においては、地域づくり予算の中に位置付け、官民一体となって花いっぱい運動に取り組んでいる。また、市民団体や住民組織が取り組む運動については、美化サポーターへの登録を呼びかけている。

[課題]

(1) 公園都市構想の推進

公園都市構想として取り組んでいる推進施策の内容が多岐にわたっているため、その内容について検討する必要がある。美化サポーター活動用の資機材の準備や配送が一時的に多くなるため、その作業方法について検討する必要がある。

[参考指標]

事業名	実績	年度
公園都市構想の施策の実施状況	59施策	平成17年度末
美化サポーター制度の実績	104団体 4,210名	平成17年度末

	⑨ 国際交流、国内交流	
--	-------------	--

[現状]

(1) 国際交流

- ① 国際姉妹・友好都市として、ロシア連邦のジェレズノゴルスクイリムスキー市と中華人民共和國唐山市と盟約を締結し、これまで、数多くの相互交流を積み重ねてきた。姉妹都市活動により、平成16年には、訪問者を中心として「ジェレズノゴルスクイリムスキー市友好酒田市民の会」が結成されている。
- ② 本市に在住する外国人（平成18年4月現在19か国647人）のために、国際交流サロン（国際交流室）において、ボランティア団体の協力の下、相談窓口や日本語教室を開催している。また、地域住民との交流事業等を実施し、在住外国人が暮らしやすい環境づくりを進めている。

(2) 国内交流

合併前の旧1市3町でそれぞれ友好交流が進められていたことから、現在6都市（東京都北区、東京都武蔵野市、沖縄県東村、鹿児島県志布志市、宮城県大崎市、岐阜県海津市）との交流が行われている。物産市への出店、児童、スポーツの各種交流が進められるとともに、2都市の間では災害時の災害派遣協定を締結している。

[課題]

(1) 国際交流活動の活性化

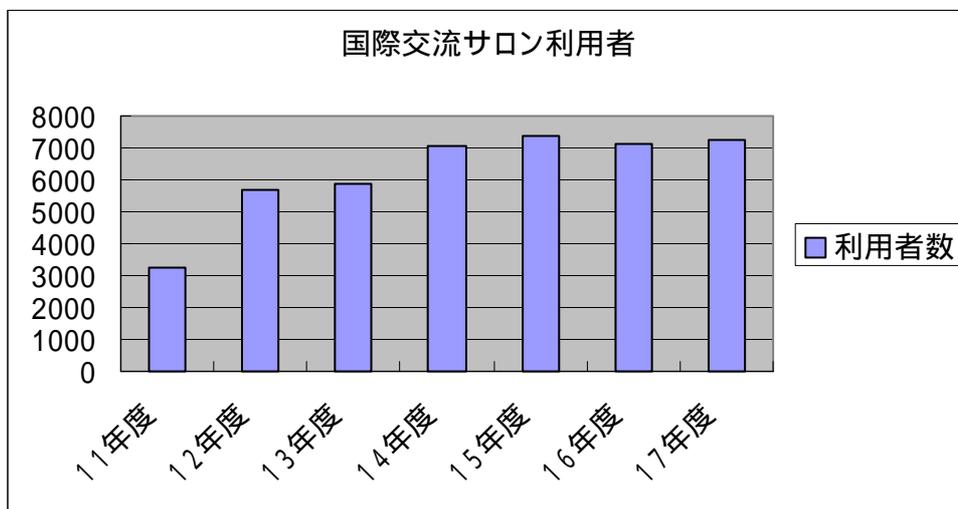
- ① 姉妹都市交流
これまで多くの相互交流を行ってきて一定の成果はあげているものの、具体的な市民レベルの交流及び経済交流（観光交流）への広がりがあり多くない状況にある。今後の交流のあり方について方向性を明確にする必要がある。
- ② 国際交流活動に関するネットワークの構築
本市における国際交流を市内全域にわたって進めるためには、市民の幅広い参加と民間交流団体の一層の組織の強化、質・量両面にわたる活動の充実が必要である。このため、本市における民間レベルの国際交流推進の主導的役割を担う中核的国際交流組織として「酒田市国際交流協会（仮称）」を民間団体、産業界、関係機関及び行政が一体となって設立しネットワークを強化することにより、民間主導による国際交流の推進を図る必要がある。
- ③ 国際交流サロン機能の充実
地域における国際交流はその分野が多岐にわたるため、その推進にあたっては市民民間団体、関係機関及び行政が各々その役割を担い、共同して取り組むことが必要である。とりわけ、市民や民間団体主導による、日常的かつ幅広い交流の行われることが期待されている。また、交流サロンの運営についても、業務の一部をNPO法人に業務委託するなど、効率的、効果的な運営方法を見直す必要がある。

(2) 国内都市間交流の推進

災害発生時の災害応援協定の拡大を進めるとともに、産業振興や観光振興に繋がる取り組みを強化していく必要がある。

[参考指標]

- ・国内（市）における海外姉妹提携状況
提携自治体数：524、複数提携自治体数：286、提携件数：1,094
- ・県内（市）における海外姉妹提携状況
提携自治体数：10、提携件数：22



○酒田市における国際交流関係団体の状況

- ・行政 1（国際交流室）
- ・議会 1（国際交流友好促進酒田市議員連盟）
- ・自主運営 4（べにばな会、国際交流サロン企画・運営委員会、ジェレズノ会、日本語学習会）
- ・協会等 7（ソプロチミスト酒田、日中・日仏・日朝友好協会等）
- ・会議所 2（商工・青年）
- ・NPO 3（ワールドヌック庄内等）
- ・ロータリークラブ 5
- ・ライオンズクラブ 5

（4）市民生活

① ごみ処理・し尿処理

[現状]

ごみ減量化の推進

- ① ごみの減量は重要な課題である。地球環境を守り貴重な資源を無駄にしない「循環型社会」の推進のためこれまで様々な取り組みを実施してきた。
- ② ごみ分別を平成14年1月に酒田地区クリーン組合による新ごみ処理施設の整備に伴い「可燃物」「資源物」「埋立物」「ペットボトル」「紙類資源」「粗大ごみ」の6分別に変更した。
- ③ ごみ排出処理量の推移：旧酒田市で見た場合、平成6年度32,184トンから平成16年度39,647トンで23%増であるが、前ごみ処理基本計画の目標値39,954トンを下回っている。

- ④ リサイクルの推進として
- (ア)「紙類資源」→新聞紙、雑誌、紙パックなどの拠点収集としての資源ステーションを設置及び、月1回の各地区ごみステーションからの収集
 - (イ)「集団資源回収」→ビン、缶、古紙などの集団資源回収に対する支援として、回収量に応じて奨励金を交付
 - (ウ)「生ごみ処理機普及事業」→コンポスト、電動式生ごみ処理機の購入者に、奨励金を交付
 - (エ)「紙パック回収事業」→小中学校での啓発活動と環境教育の一環として、紙パック回収事業を実施
 - (オ)「買い物袋持参運動」→市内の小売店と連携、レジ袋の排出抑制に取り組み、運動の還元金を社会福祉施設・児童福祉施設等に寄贈
- ⑤ 不法投棄防止対策として、家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法の趣旨を周知するとともに、不法投棄監視員を委嘱し、パトロールを実施している。不法投棄物の回収と原状回復は、衛生組織連合会などの住民組織による自主的な一斉作業を実施するほか、環境衛生課職員による随時回収を行い、連鎖的な不法投棄の防止を図っている。
- ⑥ 粗大ごみ収集は、現在市直営で個別収集を実施しており、合併後旧町地域にも収集区域を拡大した。平成17年度は、3,342件、600トンの収集実績がある。
- ⑦ 新林最終処分場は、昭和53年12月に竣工し、敷地面積79,422㎡、埋立容量557,000㎡で、平成16年度まで465,757㎡が埋立られ、残容量は91,243㎡となっている。4工区のうち、第1工区は埋立終了、第2・3工区は埋立中、第4工区は未着工である。家庭系ごみは、平成4年以降酒田地区クリーン組合最終処分場に搬入されたことから、埋立量は激減している。
- 酒田地区クリーン組合最終処分場は、平成3年3月に竣工し、敷地面積138,000㎡、埋立容量366,000㎡で、平成17年度まで225,315㎡が埋立られ、残容量は140,685㎡となっている。平成14年4月から新焼却炉の稼動により、廃プラスチックを埋立から焼却に変更したことで、埋立量は激減している。これにより、埋立期限は当初見込みの平成18年9月から18年延長されて平成36年9月になる。
- ⑧ 生し尿については、水洗化の普及により、世帯数及び収集量とも逡減化している。

[課題]

ごみ減量化の推進

- ① ごみの減量化
- 事業系ごみの排出量に比較して、家庭系ごみの排出量の減少率がまだ十分ではないことから一層の家庭系ごみの減量化をすすめる必要がある。ごみの構成割合では、可燃ごみの割合が約88%を占めていることから、可燃ごみの減量・リサイクルへの取り組みが必要である。
- ② ごみ処理経費の増大
- ごみ処理経費は増加傾向にあり、今後ごみ処理施設の稼動に伴う維持管理費のほか、リサイクルを推進するための経費の増加が見込まれる。このことから、増加する経費に対応するために、コストの削減に向けた一層の廃棄物処理事業の効率化を図るなど、ごみ処理経費の増加を抑制していく必要がある。
- ③ 粗大ごみ収集：収集の民営化により、収集経費の節減を図ることが求められている。
- ④ 新林最終処分場を有効利用するためには、第4工区の着工工事、第2・3工区の遮水壁の増設工事等、多大な設備投資が必要となる。

[参考指標]

ごみ処理の状況

区 分	処理総数 (t)	1日当たりの発生量 (t)
平成15年度	45,721	124.9
平成16年度	44,981	123.2
平成17年度	43,922	120.3

資料：環境衛生課

	② 消防、救急、救助	
--	------------	--

[現状]

消防と救急の現状

消防、救急は、1市2町で組織する酒田地区消防組合において、消火活動を中心とした警防活動をはじめ、予防、救急及び救助など広範な活動を行っている。活動の拠点として、市内には本署の他6つの分署を配置して対応している。

過去5年の状況を見ると、火災発生件数は、直近の3カ年は減少しているものの概ね横這いの状況にある。一方、救急件数は、増加傾向にあり、平成17年中の救急件数は5,629件で、10年前から比較すると約60%の増加となっている。

[課題]

(1) 消防体制の強化

- ① 毎年全国各地で発生する災害（地震、豪雨、台風、火災及び事故等）は、地域の安全に深刻な影響を及ぼし、多様化・広域化する災害への的確な対応に向けた警防戦術・資機材の高度化や隊員の安全管理の徹底など更なる消防体制の充実強化を図っていく必要がある。
- ② 全国の火災の形態は、居住建物からが大半を占めており、住宅火災における高齢者の逃げ遅れ等の死者が多く発生している。また、大規模建築物、高層建築物及び危険物施設等からの火災が発生し、その対応が広域化しており、火災を撲滅するための火災予防思想の啓発、企業等への立入検査の強化、防火指導の徹底した対策を実施する必要がある。
- ③ 高齢者世帯、危険物施設及び企業などへの立入検査並びに婦人防火クラブ等への指導及び地域の防災力のさらなる向上のため、自主防災組織と協働で、自らの命と地域を守る「発災対応型訓練」の普及促進を図る必要がある。
- ④ 近年、全国各地で発生している大規模災害・事故に対応するため、緊急消防援助隊による全国及び地方ブロック単位での合同訓練に参加し、技術の向上に努めている。一方、県単位で組織されている山形県消防広域応援隊による合同訓練は、未実施であり、今後開催に向け連携を図る必要がある。

(2) 救急体制の強化

- ① 救急救命士制度の創設により、特定3行為といわれる、除細動、気管挿管、静脈路の確保が認められ、救命率の向上が徐々に上がってきている。今後、さらなる救急高度化に向けて、引き続き救急救命士の継続的な養成と救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急体制の充実を積極的に図っていく必要がある。また、年々救急出動件数が増加しており、高齢化とともに益々増加が予想される。
- ② 救命率の向上には、そこに居合わせた住民（家族）の迅速な救命処置に係っているとんでも

過言ではないことから、応急手当の重要性を認識してもらうため、積極的に応急手当普及啓発活動に努めるとともに、平成16年7月から一般市民が使用可能となった「自動体外式除細動器(AED)」の設置促進と使用方法の普及について継続して推進していく必要がある。

(3) 救助体制の強化

救助活動は、火災、交通事故のみならず自然災害から労働災害、労働災害など特殊な災害までに及んでいる。多種多様な事故・災害に的確に対応するためには、高度な救助技術に関する知識と技術及び体力・気力を兼ね備えた救助隊員の養成を図りつつ、より高度かつ専門的な機能・性能をもつ救助資機材の充実・整備を計画的に推進していく必要がある。

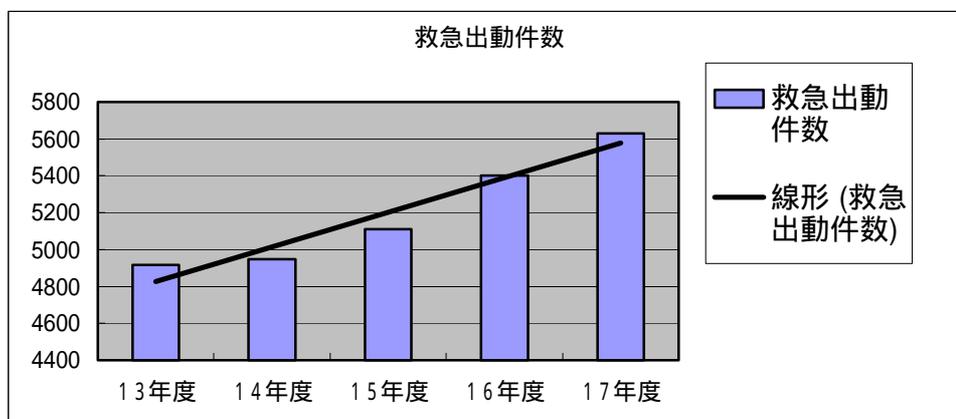
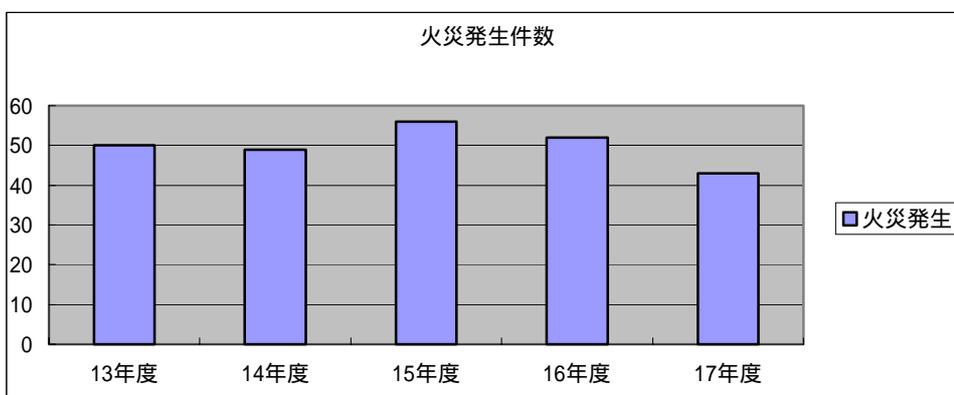
(4) 施設整備

- ① 消防庁舎・施設の狭隘化及び老朽化しており、消防・防災活動や防災学習の拠点として住民が安全で安心できる施設として整備する必要がある。
- ② 消防・救急指令装置は、平成3年に導入し、使用頻度も各種災害出動の増加に伴い老朽化している。また、平成28年5月末までに消防・救急無線デジタル化方式に移行する問題が生じている。

(5) 消防団の育成、体制強化

- ① 消防団組織は、合併前の旧1市3町ごとになっており、統合の必要がある。
- ② 地域の防災リーダー及び常備消防との協働的役割を果たす組織であるが、団員不足、高齢化等の問題がある。
- ③ 組織の強化及び消防施設等の環境整備の対策が必要である。
- ④ サラリーマン化による消防団員減少に伴う消防力の低下を防止するため、企業等との連携が必要である。

[参考指標]



	③-1 防災（災害対策）	
--	--------------	--

[現状]

災害対策

本市は、近年豪雨、土砂災害に見舞われるとともに、地震、台（暴）風、火山噴火など多様な自然災害の恐れがある。特に、日本海における地震空白域や庄内平野東縁部の活断層を震源とする強い地震の発生が予想されている。これらに対応するため、災害対策基本法に基づき、酒田市地域防災計画を策定し、市民や関係機関、行政機関の相互の協力によって、災害から市民の生命と財産を守る体制をとっている。

特に、阪神大震災の教訓をもとに、自主防災組織の設立指導、育成強化を重点的に進めているが、旧酒田市市街化区域において設立状況が低い状況にある。

[課題]

防災対策の強化

- ① 特に大規模地震のように同時多発型の災害の場合は、阪神大震災で大きな教訓となったように、初期消火、災害発生直後の人命救助は近隣住民に担うことになる。このため、自主防災組織の更なる設立、育成強化を図る必要がある。
- ② 市内全域に防災資機材庫などの防災拠点施設を適切に配備する必要がある
- ③ 災害時の情報伝達手段として防災行政無線が整備されているが、合併により4系統となっている状況でシステムの統合が必要である。また、デジタル化へ移行する必要があり併せて取り組む必要がある。
- ④ 発生が予想される大規模地震を想定した対策が必要である。
- ⑤ 公共施設の耐震化を段階的に進めるとともに、ライフラインの耐震強化を行う必要がある。

自主防災組織設立状況の推移(旧酒田市地域)

	市街地			公民館地区			全体		
	自治会数	設立数	設立割合	自治会数	設立数	設立割合	自治会数	設立数	設立割合
平成 8年度	181	42	23.2%	160	117	73.1%	341	159	46.6%
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13年度	181	74	40.9%	147	122	83.0%	328	196	59.8%
14年度	181	76	42.0%	147	122	83.0%	328	198	60.4%
15年度	183	77	42.1%	147	122	83.0%	330	199	60.3%
16年度	183	79	43.2%	147	126	85.7%	330	205	62.1%
17年度	183	91	49.7%	147	126	85.7%	330	217	65.8%

旧3町地域は、自主防災組織設立100%

	③-2 防災（治山治水）	
--	--------------	--

[現状]

(1) 治山事業の現状

- ① 本市は総面積の約60%が山林で、自然豊かな地域である反面、急な地形があり、地滑り、がけ崩れや土石流などの危険箇所も多く見られ、豪雨時などは自然災害が発生しやすい地域を抱えている。
- ② 砂防ダムや急傾斜地崩壊対策事業の推進により、大きな災害は少なくなってきたが、平成16年7月の集中豪雨において、堤防の越水等、護岸の洗掘などの被害が発生している。

(2) 河川の概要

本市の河川は、最上川、赤川、京田川、相沢川、田沢川、中野俣川をはじめ、一級河川が最上川水系40河川、赤川水系2河川である。また、二級河川が日向川水系15河川、新井田川水系6河川で、準用河川が9河川、計72河川となっている。

(3) 河川整備の現状

- ① 河川改修が順調に進み、大規模な河川氾濫などは少なくなっているが、未だ未整備区間があるなど、河川の整備状況はまだ十分な段階に達していない。
- ② 集中豪雨時に道路側溝や農業用排水路の溢水による道路、家屋や農地への浸水がみられる。
- ③ 荒瀬川、相沢川や中野俣川などの一部区間では、水辺空間を整備し親水公園などの利用がなされている。
- ④ 河川美化や環境保全活動が、沿川自治会、ボランティア団体や企業などが草刈りや清掃活動を行っている。

(4) 海岸保全の現状

本市の海岸は、日本海特有の冬季風浪による侵食が甚だしい状況となっており、ヘッドランドや人工リーフの整備による対策を講じている。

- (注)
- ・人工リーフ：海中に人工の構造物を沈めて浅瀬を作り出すもの
 - ・ヘッドランド：人工的な岬をつくることにより安定した砂浜を維持するもの

[課題]

(1) 土砂崩壊地対策

- ① 豪雨のたびに、中、小規模な災害が発生しており、地滑り防止や住宅移転などのハード面での対策を図る必要がある。
- ② 被害を未然に防止するために市民と行政の連携を深め、予防・警報・避難体制の確立を図るとともに、自主防災組織の育成強化、ライフラインの維持と早期復旧体制を確立する必要がある。

(2) 治水対策、河川整備

- ① 近年、樹木の伐採などにより保水能力の低下がみられ、治水事業の重要性は益々増大しているため、今後とも河川改修などをはじめとする治水対策の促進が必要である。
- ② 河川改修事業の促進とともに、河川環境の保全・再生、景観や親水機能、生物の棲息環境にも配慮した河川整備、水質浄化対策を図っていくことも大切である。
- ③ 上流部では河床勾配が急な場所があるため、砂防対策、土砂災害防止対策が必要である。
- ④ 河川の維持管理は、防災上の観点はもとより、良好な自然環境を保つという側面からも沿川住民の生活上非常に重要である。

現在、地域で堤防除草などに取り組んでいるが、近年、農家数の減少、高齢化などにより、労働力不足や安全面から困難になってきている。河川管理者による除草、土砂浚渫などの河川管理の充実強化が必要である。

(3) 海岸保全対策

本市の海岸については、ヘッドランドや人工リーフの整備などにより、良好な海岸線を保全する必要がある。



[参考指標]

(1) 山形県の土砂災害危険箇所（平成 17 年 12 月 31 日現在）

市町名	危険箇所数等			
	土石流	地すべり	急傾斜	計
酒田地域	27	0	21	48
八幡、松山、平田地域	150	13	69	232
合計	177	13	90	280

(2) 市内を流れる河川延長

	一級河川		二級河川		準用河川		計	
	河川数	延長 (km)	河川数	延長 (km)	河川数	延長 (km)	河川数	延長 (km)
酒田地域	6	33.9	8	42.9	1	6.7	15	83.5
八幡、松山、平田地域	37	114.5	14	60.4	8	4.3	59	179.2
合計	42	148.4	21	103.3	9	11.0	72	262.7

※河川数は、重複しているため合計に差があります。

④ 斎場、霊園

[現状]

(1) 斎場

- ① 酒田斎場：昭和 51 年 3 月に竣工し、平成 13 年 2 月に一部増改築を行っており、火葬炉 4 基・汚物炉 1 基で 1 日最大 8 件の火葬処理能力を有する。
- ② 飛島斎場：昭和 41 年 2 月に竣工し、火葬炉 1 基を有する。
- ③ 八幡斎場：平成 2 年 3 月に竣工し、火葬炉 1 基で 1 日最大 3 件の火葬処理能力を有する。
- ④ 周辺の環境に配慮した施設整備を行っている。
- ⑤ 平田・松山地域の住民の方は、斎場までの時間と距離の関係で、庄内町の斎場を使用するケースが多い。（松山：41 件 / 53 件 77% 平田：29 件 / 51 件 57%）

(2) やすらぎ霊園

- ① 昭和 58 年～ 第 1 期造成供用 632 区画
- ② 平成 9 年～ 第 2 期造成供用 220 区画 計 852 区画
- ③ 平成 18 年 3 月末現在 819 区画が使用許可されており、残りは 33 区画となっている。
- ④ 上水道の敷設、簡易水洗トイレ化、転落防止柵の改修などを行い、来園者の利便性の向上に努めている。

[課題]

(1) 斎場の管理

- ① 酒田斎場の維持管理
酒田斎場は築後 30 年経過し老朽化しており、適切な改修等維持管理が必要である。
- ② 飛島斎場の維持管理
飛島斎場の管理運営は、飛島衛生組合に委託しているが、稼動が年間 1 件程度であり、設備の維持管理、使用手順の周知が必要である。

(2) やすらぎ霊園の管理

① やすらぎ霊園の方向性

残区画数が少なくなっており、寺院墓地などの民間墓地の開発動向等を確認しながら、今後の市営霊園の方向性を検討する必要がある。

② やすらぎ霊園の墓参利便性

バス路線がないため、お盆・彼岸に臨時バスを運行しているが、高齢者等の日常的な墓参が困難である。また、冬期間閉鎖となるため、通年開園できるような除雪体制確立の要望がある。

[参考指標]

やすらぎ霊園使用許可状況

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
前年度の残数(1)	1	4 8	2 9	1 6	5 3
造成数(供用開始年度) (2)	7 6	0	0	7 6	0
返還数(3)	5	9	4	3	4
計(A) = (1) + (2) + (3)	8 2	5 7	3 3	9 5	5 7
使用許可数(B)	3 4	2 8	1 7	4 2	2 4
残区画数(A) - (B)	4 8	2 9	1 6	5 3	3 3

	⑤ 公害防止対策	
--	----------	--

[現状]

公害防止

① 酒田市環境基本計画での位置付け

酒田市環境基本計画の基本目標のうち、生活環境目標において、大気、水質、騒音、悪臭等の監視体制の強化、事業所との公害防止協定を位置付けている。

発生源の監視対策として必要に応じて公害防止協定を締結し立入調査も行っている。

(ア) 協定総数 13件

(イ) 大気発生源立入調査

協定を締結している企業5社に対する立入調査により、協定の遵守状況を監視している。

(ウ) 水質汚濁発生源立入調査

協定を締結している企業10社(11工場)に対する立入調査により、協定の遵守状況を監視している。

② 法律、県条例等による監視

関係法令や県条例に基づく監視体制がある。更に市独自で公害防止協定を結び公害防止に努めている。

③ リサイクルポートへの進出企業との協定

工業専用地域であるリサイクルポートには環境関連企業が多数立地しているが、地域環境の監視が求められており、必要に応じて公害防止協定を締結している。

④ 生活関連型公害苦情への対応

従来の工場等への苦情から、一般家庭を発生源とする生活関連型の苦情相談が増加している。

企業による法律等の遵守が進む中、市民生活の中において、苦情として相談されるケースが増えている。また、ペット等動物に起因する苦情相談も多い。

[課題]

公害防止対策の充実

- ① 企業誘致と公害防止協定
リサイクルポートは工業専用地域であるものの、必要に応じ公害防止協定を締結し、環境保全に努めていく必要がある。
- ② 生活関連型の苦情対応
発生源者への働きかけをするとともに、市民への周知を図っていく必要がある。

[参考指標]

項目	内容	現状
特定施設設置届	法律・県条例による届出	平成16年度 騒音規制法 5件、振動規制法 3件、県条例 1件
特定工場総数	法律・県条例による届出	平成16年度 騒音規制法 117件、振動規制法 61件、県条例 43件
特定建設作業届	法律・県条例による届出	平成16年度 騒音規制法 4件、振動規制法 3件、県条例 0件

⑥ 環境保全	
--------	--

[現状]

(1) 自然環境

- ① 大気、水質等は特に大きな変化はないが、一部河川の水質汚濁や一部地域での地下水における硝酸性窒素が問題とされている。また、地球温暖化、酸性雨（雪）等、全国・世界的な問題も同様である。
- ② 外来生物の存在など、生き物に起因する各種の懸念事項がある。

(2) 各種計画等

- ① 酒田市環境基本条例と酒田市環境基本計画
(ア) 環境施策に係る基本理念として酒田市環境基本条例を平成14年4月より施行している。
(イ) 環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、酒田市環境基本計画を平成17年3月に策定している。基本計画では3つの基本目標を設定し、各分野ごとに現状の整理に努めている。
- ② 酒田市環境保全実行計画
基本計画の3つの基本目標のうち、「社会・地球環境目標」に、循環型社会の形成の推進や地球環境問題対策などを基本施策として掲げており、その中で市自らが取り組むべきものとして、地球温暖化対策に係る実行計画を平成18年3月に策定している。また、同じく「社会・地球環境目標」において、環境にやさしい物品等の調達（グリーン購入）を推進するため、各年度版のグリーン購入ガイドラインを策定し、平成18年4月より市役所全体で取り組んでいる。
- ③ 酒田市環境パートナー会議の設立
環境基本計画の推進施策として、市民・事業者・行政が一体となって環境保全に取り組むための組織として、一般公募を含めた、環境パートナー会議を平成18年2月に設立している。
- ④ 生活排水対策の推進
計画的・効率的に生活排水処理対策の促進を図っている。

(3) 環境保全活動

川きれ運動、まちきれ運動など市民参加運動を推進している。

[課題]

環境保全対策の充実

- ① 自然環境
 - (ア) 河川の水質浄化、地下水汚染対策や地球温暖化防止対策が急がれている。また、地下水汚染対策については庄内地域全体の問題でもあり、関係機関との調整会議の場があり積極的協議が必要
 - (イ) 豊富な自然資源の利活用の促進が必要である。
 - (ウ) 外来生物の存在など、生き物に起因する各種の懸念事項への対策が必要である。
- ② 酒田市環境基本計画の推進
 - 「自然環境」と「生活環境」の2分野の実行計画の作成が必要。また、環境保全実行計画の対象範囲は酒田市の関連施設のみであり、市内全域での市民・事業者の取り組みには至っていない。事業者の中には既に独自に環境保全活動に積極的に取り組んでいるところも多い。
- ③ 酒田市環境パートナー会議の拡大・拡充
 - 市民・事業者と行政との協働に向けて、その組織体制や活動等の拡充が必要となる。
- ④ 環境情報の公表
 - 市の自然環境や各種の取組状況等の公表が求められている。
- ⑤ 環境教育の推進
 - 教育委員会と連携し環境教育をさらに推進していく必要がある。

[参考指標]

項目	内容	現 状
身近な河川の水生生物	生息種	平成 15 年度 新井田川 ・魚類 10 種 小牧川 ・魚類 8 種
身近な生き物の状況	認識度（市民アンケートより）	平成 14 年度「見かけない」と回答した人の割合 ・イトヨ 82.0%・メダカ 76.8%・ホタル 75.6%

(5) 生活基盤

①-1 上下水道の整備（上水道）

[現状]

(1) 水道事業の現状

酒田市上水道区域は合併に伴い給水面積264.66平方km、給水人口115,219人、水道管路の総延長は1,002km、水道普及率は99.45%（18年3月31日現在）に達している。担うべき水道の施設が広い範囲に点在する。

(2) 水道事業の財政状況

酒田市水道事業の財政状況は、平成12年度をピークにして、給水人口や水需要の減少が続いており、厳しい状況下にある。合併協定に基づき水道料金は5年を目途に旧酒田市料金に統一することになっているが、結果として、現行より減収となることから財政的には更に厳しいものになっていくと考えられる。

(3) 耐震管路の整備

水道事業の基幹管路（口径150^{mm}以上の水道管）の総延長は351kmであり、その内、耐震管の割合は25.9%と低い状態となっている。地震等の災害に備えた基幹管路の更新計画が急がれている。

(4) 安全・快適な水道水の供給

県営広域用水供給事業からの受水という新たな水源の確保とそれに備えた施設整備により、安定給水体制は確立されている。

[課題]

(1) 普及促進

配水管布設後の水道施設の有効利用率を高め、普及率の向上にむけて、飲料井戸水の使用から上水道への切替えを促進する必要がある。衛生部局と連携して井戸水利用者への啓蒙活動を行い、水道の更なる普及に努める。

(2) 水道事業の財政基盤強化

多くの収益を見込めない中、効率的な事業運営をするための水道施設の現況調査に入っており、その調査結果を基に、合理的な水運用が可能で、災害に強い効率的な施設のあり方を検討し、その方針に基づく財政計画を策定する必要がある。

(3) 災害対策等緊急非常時の対応

地震などの災害や、水質事故、テロ等非常事態発生時においても、生命や生活のための「水」確保が必要である。主要な水道施設や基幹管路の耐震化の推進、応急復旧用資機材等の備え、水道事業者間の連携が重要である。

[参考指標]

	地区名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
給水人口	酒田地区	104,875	104,663	104,427	103,696	102,723
	松山地区	5,636	5,617	5,544	5,432	5,358
	平田地区	7,345	7,313	7,264	7,188	7,138
	計	117,856	117,593	117,235	116,316	115,219
有収水量	酒田地区	13,738,586	13,346,499	13,065,992	12,386,236	12,236,888
	松山地区	554,238	534,473	519,286	516,438	524,557
	平田地区	853,373	812,046	792,303	788,682	787,116
	計	15,146,197	14,693,018	14,377,581	13,691,356	13,548,561

①-2	上下水道の整備（下水道）	
-----	--------------	--

[現状]

(1) 生活排水処理の現状

生活排水の処理については、家庭雑排水、汚水、雨水を総合的に処理するため、市において総合的な排水対策を講じてきた。これまで、地域の特質に合わせて、公共下水道、流域関連公共下水道、農業集落排水、浄化槽により整備を進めている。また、雨水については、合流式下水道による一体的な処理をはじめ、河川、側溝の整備により処理を進めている。

(2) 生活排水処理施設整備の現状

- ① 生活排水処理施設は、多額の事業費を要する事業であり、合併後の17年度末において全体普及率が、71.8%とまだまだ低い状況にあり、その早急な整備が必要とされている。
- ② 平成17年度には、地域再生計画の認定を受け、地域再生基盤強化交付金により下水道、農業集落排水施設、浄化槽を計画的に整備している。
- ③ 施設の効率的な活用を図るための水洗化率向上が求められている。

(3) 生活排水処理施設の現状

- ① 公共下水道については、平成17年度末の普及率は51.6%と低い値になっている。
- ② 流域関連公共下水道（庄内処理区）については、平成11年3月に終末処理場である庄内浄化センターが供用を開始し、酒田市の平成17年度末における普及率は市全体の6.4%である。
- ③ 農業集落排水の整備地区は24地区であり、完了地区が19地区、事業実施中が4地区（西荒瀬、東平田、中平田南、庭田吉田）、未着手が1地区（浜中）である。平成17年度末における普及率は市全体の11.2%である。
- ④ 浄化槽については、集合処理区以外の区域における市整備型浄化槽、並びに浄化槽設置補助金の交付を行っている。平成17年度末の浄化槽の普及率は、市全体の2.6%である。

(4) 生活排水処理施設の効率的な活用

- ① 公共下水道、流域関連公共下水道、農業集落排水、浄化槽の全域における水洗化率は78.4%である。

- ② 普及促進については、普及協力員を配置し、未水洗化の家庭及び事業所の訪問による水洗化の普及・啓発を行っている。また下水道工事説明会、下水道展、市広報、酒田FM放送など、あらゆる機会を捉え普及促進に努めている。
- ③ 使用料については、合併後、不均一となっている。

(5) 循環型社会への対応

- ① 生活排水処理の普及を図っている。
- ② 処理施設からの発生汚泥は全量を産業廃棄物処理業者の中間処理施設で発酵処理を行い、堆肥化する施設でリサイクル化を図っている。

[課題]

(1) 生活排水対策事業の基盤強化

- ① 生活排水施設整備事業費は増加している。当年度の整備事業費負担だけでなく、公債費の償還も大きな負担になっている。浄化槽の公的設置、公的管理を実施しているため、今後の財政負担の増加が予想される。生活排水対策全体の整合を図りながら、各事業の効率的な推進を図る必要がある。
- ② 国が進める三位一体改革において、税源移譲など地方への十分な財源措置がなされないまま、国庫補助金が削減された場合、生活排水処理施設整備の進捗に多大な影響を及ぼすこととなり、平成30年代前半の完成目標が長引くことも想定される。
- ③ 公共下水道については、事業開始以来36年経過しており、老朽化した施設を順次、改築・更新する必要がある。また、合流式下水道の改善、浸水防除対策など多くの課題への対応が求められている。
- ④ 公共料金については、合併後、それぞれの地域及び事業制度により使用料、負担金、分担金などの市民負担が異なっているため、H19・H21で段階的に調整を図っていく。
- ⑤ 集合処理整備計画に位置付けされている区域における費用負担と、個人が設置する浄化槽設置及び維持管理費についての費用負担について、公平性を図る必要がある。

[参考指標]

平成17年度末現在

行政区域内人口(A) (人)	事業種別	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	処理区域内 人口(B) (人)	水洗化 人口(C) (人)	普及率 (B)÷(A) (%)	水洗化率 (C)÷(B) (%)
117,595	公共下水道	1,985.30	73,450	60,638	47,049	51.6	77.6
	流域関連公共下水道	749	18,800	7,548	5,199	6.4	68.9
	農業集落排水施設	474.9	25,900	13,150	11,007	11.2	83.7
	浄化槽	-	5,873	3,076	2,888	2.6	93.9
	合計	3,209.20	124,023	84,412	66,143	71.8	78.4

[現状]

(1) 住宅環境の現状

- ① 住宅・土地統計調査（総務省）によれば、平成10年に3万5千戸であった住宅数が平成15年には3万8千5百戸に増加し、空家率も平成10年の11.1%から12.9%に増加している。また、借家数も平成10年の6,800戸から8,370戸と、住宅ストックの蓄積が進み、民間賃貸住宅の空家率が増加している。
- ② 住宅着工数は、年間約800戸程度で推移している。その約半数は持家であり、市全体の持家率は78%となっている。
- ③ 住宅建設年度を見ると、新耐震基準以前である昭和55年以前に建築された住宅が約48%となっている。（住宅・土地統計調査）
- ④ 旧酒田市においては、民間施工の土地区画整理事業を柱として市街地整備が行われてきたのに対して、旧3町においては、定住促進と低所得者向けの住宅を整備するため、宅地開発や公営住宅の整備が行われてきた。

(2) 住宅の質的向上への支援（高齢者や障害者にやさしく安全で快適な居住環境づくりへの支援）

- ① 住宅建設資金の助成について（住宅改善支援事業、持家住宅建設資金特別貸付事業）
環境の整備促進及び景気浮揚を目的とし、住宅改善支援事業を行っている。貸付額最高200万円、貸付期間5年で、市が金融機関に利子補給をする。
- ② 木造住宅の耐震化
（ア）新潟県中越地震や福岡県西方沖地震の例に見るように、これまで想定されていない場所でマグニチュード7クラスの地震が発生している。本市においては、出羽丘陵と庄内平野の境部に分布する活断層である庄内平野東縁断層帯等による地震が危惧されている状況にある。
（イ）平成17年2月から、木造住宅の無料簡易診断を実施してきたが、平成18年5月までの診断件数は12件と少ない。データ数が少ない中ではあるが、12件のうち7件がやや危険、1件が倒壊・大破壊という診断結果がでている。

(3) 市営住宅関連

- ① 制度改正
公営住宅は、住宅供給量の絶対的不足に対応し、住宅に困窮する低所得者に住宅を提供することを目的とする制度である。しかしながら、全国一律の収入基準等が社会経済の実勢に即したものになっていないとの判断から、収入基準の引き下げや収入超過世帯の退去の促進等について必要な制度改正を進めるため、従来の住宅建設計画法及び住宅整備五箇年計画が廃止され、「住生活基本法」と「地域住宅計画」制度に移行することとなった。
- ② 居住のミスマッチの拡大
同居者の分離等に伴って、戸当り入居者数が減少し、高齢夫婦や単身世帯が部屋数の多い住宅に住み続ける状況が定着し、子育て世帯等が求める住宅を提供できにくい状況を生んでいる。
- ③ 施設、設備の老朽化等によって管理業務が増加している。

[課題]

(1) 住宅の質的向上

① 住宅建設資金の助成について(住宅改善支援事業)

貸付件数は、事業開始年度が最も多く、減少の傾向にあるが、毎年100件以上の利用件数があり、償還を終えた利用者から、再度の利用要望が多い。こうした要望に対応するためには、一定期間(例えば10年)を経過した場合や、災害で建物を損壊した場合といった条件で、再度の貸付を可能にする制度改正を検討することが必要である。

② 木造住宅等耐震化の推進

平成15年住宅・土地統計調査によると、木造住宅30,270戸のうち48%が昭和55年以前に建設されたものでその耐震性が危惧されるが、無料簡易診断の利用が少なく、耐震化の重要性が認知されているとは言えない。

また、耐震診断・耐震改修を実施するには民間施設、市有施設ともに多大な経費を要することから、県による木造住宅の補助制度の整備が必要である。

(2) 地域住宅計画の策定

公営住宅の整備及び管理等に関する制度改正及び合併による広域化などに対応するため、地域住宅計画の策定が必要である。その策定にあたっては、下記の諸要素について調査、検討を加えつつ、新市の新たな住宅計画を策定することが必要である。

① 借家世帯の人員構成、収入状況を動態として調査、分析、推計し、市営住宅の将来的あり方及び必要量等を予測しつつ、市営住宅の整備及び再配置(統廃合)の必要性及び基本の方針を検討する。

② 高齢者等の増加に対応してバリアフリー化を図るため、既存市営住宅の状況を再点検し、改修等による継続利用の可能性を評価する。

[参考指標]

住宅戸数の現状、新耐震基準前後(昭和55年前後)の住宅戸数

区分	～S35	S36～S45	S46～S55	S56～S60	S61～H2	H3～H7	H8～H12	H12～H17	合計
住宅総数(木造)	2,930	3,830	7,660	3,080	3,020	3,730	4,210	1,810	30,270
割合	9.7%	12.7%	25.3%	10.2%	10.0%	12.3%	13.9%	6.0%	100%
S55前後の住宅戸数	14,420			15,850					—
割合	47.6%			52.4%					—

[現状]

(1) 生活道路の現状

- ① 歩行者、特に児童や高齢者の安全確保のため、狭小幅員道路の整備・歩道整備・段差解消、転落防止柵の設置要望が多く、また交通弱者対策として歩車道のバリアフリー化の要望も多い。
- ② 車社会への対応として、カーブミラーや道路照明灯・標識の設置等の設置要望が強く、歩行者の安全を守るため、公安委員会と道路管理者が一体となってその設置に取り組んでいる。
- ③ 側溝整備については、第4次側溝整備計画に基づき整備を行っており、平成17年度末の整備率は約75%である。また、一方では、東泉・豊里地区の湛水対策として排水ポンプを設置しているが、富士見町、若浜町、豊里地区等は、側溝などによる雨水排水不良の解消がなされていない。

(2) 克雪対策の現状

- ① 除雪体制

克雪対策としては、除雪計画を策定し、計画的効果的に生活道路の除雪を行っている。除雪は、市が行うものと市民の労力により行うものを組み合わせて実施している、しかし、除雪機械は、高価であり、除雪以外の用途がないことから、維持経費がかかり、十分な確保ができない状況にある。
- ② 温暖化の影響

温暖化による異常気象に伴い、積雪状況も年によって異なる状況にある。
- ③ 除雪作業の協力体制

本所と各総合支所間で作業及び機械の相互協力を実施。
- ④ 市民参加による歩道除雪

(ア) 除雪ボランティアにより交差点の除雪を実施。
(イ) 通学路の安全確保から歩道の除雪要望は多い。
- ⑤ 安全の確保

(ア) 冬期間の交通確保のため、防雪柵の設置要望は多い。
(イ) 補助制度により地元自治会でも防雪柵を設置。
(ウ) 除雪指定路線以外の生活道路や通学路について、地域住民が組織する団体が、自主的に地域内の生活道路や通学路の除雪作業を自主的に行う場合に補助金を交付している。

[課題]

(1) 生活道路の整備

- ① 狭小幅員道路は、除雪作業により寄せられた雪により、車や歩行者の通行に支障を及ぼしている。
- ② 歩道整備・バリアフリー化については、歩道幅が狭く出入りの高さが決まっているため、段差の解消が難しく、小規模なバリアフリー対策では、毎年少しずつしか実施できない。
- ③ 第4次側溝整備計画において平成18年度を目標に整備をしてきたが、全域の整備完了まで期間を要する。
- ④ 下水道の雨水管路整備が完了するまでの豪雨・強雨による湛水対策については、排水ポンプや側溝の整備で当面対応する。なお、富士見町、若浜町、豊里地区等については、早急に雨水排水不良の解消を図る必要があり、雨水排水処理計画を策定し対策を講じる必要がある。

(2) 雪対策

- ① 除雪機械の確保

冬期間しか使用しない除雪機械を、民間企業が保有し続けることは難しい。
- ② 除雪協力体制の拡大

(ア) 豪雪時の国・県・隣接市町との除雪の協力体制の確立。
(イ) 除雪機械の増強は困難な中、現有機械による効率的な除雪作業の実施。

- ③ 歩道除雪の拡大
 - (ア) 歩道除雪機械の確保。
 - (イ) 除雪ボランティアの拡充。
- ④ 防雪柵の設置拡大
 - 雪みち対策事業による地元自治会での防雪柵設置の拡大

[参考指標]

1. 車道除雪総括表（道路延長は、平成 17 年 12 月 1 日現在）

年度	道路延長 (A)		車道除雪指定路線 (B)		除雪率 (B/A)
17	本庁	675.6km	1,578 路線	595.0km	88.1%
	八幡総合支所	105.5km	224 路線	88.8km	84.2%
	松山総合支所	58.7km	160 路線	51.0km	86.9%
	平田総合支所	119.4km	259 路線	95.9km	80.3%
合 計		959.2km	2,221 路線	830.7km	86.6%

2. 歩道除雪総括表（道路延長は、平成 17 年 12 月 1 日現在）

年度	歩道設置のべ延長 (A)		歩道除雪指定路線 (B)		除雪率 (B/A)
17	本庁	157.4km	75 路線	54.0km	34.3%
	八幡総合支所	7.5km	4 路線	1.8km	24.0%
	松山総合支所	12.1km	6 路線	9.1km	75.2%
	平田総合支所	6.8km	2 路線	1.8km	26.5%
合 計		183.8km	87 路線	66.7km	36.3%

	③ 公園整備	
--	--------	--

[現状]

(1) 公園・緑地の整備

- ① 都市公園は、平成 18 年 4 月 1 日現在 150 箇所ある。近年の区画整理事業や開発行為等による地域では計画的に配置されているが、古くからの住宅街の一部地域では設置箇所が少なく設置要望が高いが、用地確保が難しく公園設置までは至っていない状況である。
- ② 公園・緑地の整備の要望については、市民が快適な生活を送るうえで、緑にあふれた安らぎの空間、児童が安心して遊べる広場の要望が高くなっている。
- ③ 環境整備・維持管理については、公園施設の老朽化も進んでいるため、トイレの水洗化、フェンスから生垣への交換及び遊具の交換等を計画的に実施している。
- ④ 手づくり公園事業については、住民自らが地域の特色や要望を取り入れ、計画から実施まで住民主体で行う手づくり公園事業を実施している。（平成 17 年度末 57 箇所）
- ⑤ 公園再整備構想については、日和山公園、光ヶ丘公園及び最上川下流緑地の 3 箇所について検討中であり、今後この構想に基づき再整備を図る計画である。

(2) 緑化の推進

昭和 58 年度から 100 万本植樹運動に取り組み、平成 15 年度で目標を達成した。また、貴重な緑を良好なままの状態を保存し、次代に引き継ぐ財産として保存樹木、保存樹林の指定を行っている。その他の緑化推進事業として、生垣設置に対して補助、記念樹として市の木、市の花のプレゼント事業を行っている。

[課題]

(1) 公園・緑地の整備

- ① 公園については、住宅密集地での公園整備を進める必要がある。合併後の各地区の公園の適正な配置についても検討する必要がある。
- ② 公園施設の更新にあたっては、地域の特徴や利用者の状況などに即した施設を設置することが求められており、地域住民の意向を取り入れていく必要がある。
- ③ 公園の維持管理は、住民の協力を得ながら行っていく必要がある。また、旧市町ごとに維持管理業務が異なっているため、維持管理業務の一元化を図っていく必要がある。
- ④ 手づくり公園については、合併に伴い範囲が広がったために、農村公園や自治会管理広場での実施要望があり、その実施方法について検討が必要である。

(2) 緑化の推進

- ① 緑化推進のため、総合的な緑化推進の方策を検討する必要がある。
- ② 保存樹は、合併により指定対象本数が非常に多くなったことや制度的にも差異があることから、一元的な取扱いが必要となっている。
- ③ 記念樹プレゼント事業としては、市の木のケヤキは大木となることや、市の花のトビシマカンゾウは原種の保存の点から今後の取扱いが課題である。

[参考指標]

事業名	実績	年度
100万本植樹運動	110万本	平成16年度末
生垣補助	747件 15,317m	平成17年度末
保存樹の成果	指定樹木131本 指定樹林1箇所(39本)	平成17年度末
都市公園、緑地の整備状況	都市公園等139箇所 (うち八幡地区8箇所) 酒田市公園 11箇所 (松山地区5箇所、平田地区6箇所)	平成18年4月1日現在

	④ 景観整備	
--	--------	--

[現状]

(1) 景観を取り巻く状況の変化

- ① わが国では、戦後急速に都市化が進展する中で、経済性や効率性、機能性を重視した結果、本来まちづくりに求められる美しいまちなみなど景観への配慮が不足してしまった。しかし、近年になって、生活に潤いや安らぎを求めるようになり、美しいまちなみなど、良好な景観に対する関心が年々高まっている。
- ② 全国の自治体でも、これまでに約500の景観条例が制定され、景観行政に取り組んでいるが(本市においてもH7に『まちなみ景観条例』を制定)、いずれも法的な裏付けを持たない自主条例のため、規制・誘導を図るには不十分であるとして、景観行政の充実の必要性が指摘されている。
- ③ 国においても、H15に発表した『美しい国づくり政策大綱』の中で、戦後の景観政策の立ち遅れを認めるとともに、良好な景観の形成を今後の国政上の重要課題として位置づけた。そしてH16には、わが国ではじめてとなる本格的な景観に関する法律(景観法)が施行され、地方自治体の景観行政推進の裏付けとなる法的な制度の整備が図られた。

(2) 景観施策の状況

① 景観行政

本市は景観行政に関し、これまでも積極的な展開を図ってきた。日本海や最上川、鳥海山などの自然景観に加え、山居倉庫と樺並木などの歴史・文化的景観も多く、それらの保全に向け、まちなみ景観条例をはじめ、山居倉庫周辺地区を景観助成区域として定めるなど様々な施策を実施してきた。

② 合併後の取り組み

旧酒田市・八幡町・松山町・平田町で従来推進してきた景観に対する取り組みについては、新市として、各地域の特性を活かし、優れた自然景観等の資源を守り育て、歴史・文化資源を活かした景観の維持・保全、誰れもが快適に暮らせる都市景観の形成を図っていく旨、新市建設計画の中で確認しているところである。

③ 景観団体への移行

H18.4月、本市は県内初の景観行政団体となり、新市として(旧3町とともに)一体的に景観行政に取り組む姿勢を明らかにするとともに、景観法の制度を活用した、より総合的な景観行政の推進を図ることとしている。

[課題]

(1) 景観条例等の策定

景観法は、従来限界のあった地方自治体の景観行政推進について、その限界を打ち破ることの出来る法的な裏付けとなるものではあるが、各自治体が主体となり、法(景観法)に基づく景観計画や景観条例を制定することによりはじめてその効果が生じる。よって本市においても法に基づく景観計画・景観条例等の策定を図り、その後の推進を図る必要がある。

(2) 景観形成・保全活動

『景観は市民共有の財産である』という意識を市民一人ひとりから持っていただくとともに、市民誰れもが景観形成・保全の取り組みに参加出来る仕組みづくりが必要である。

(3) 景観行政

これまでの各地域の特性を活かした良好な景観形成への取り組み経過を踏まえ、新市市域全体の景観計画とともに、既に景観計画等策定済の地区については、より重点的に景観の形成・保全を図る区域として指定し、一体的かつきめ細やかな景観行政を展開していく必要がある。

[参考指標]

名 称	数値	内 容
景観づくり協議会数	1	山居倉庫周辺地区景観づくり協議会 H17年度設立 (本町一、二丁目及び山居町一丁目の一部)
酒田市まちなみ景観助成金交付実績	1	山居倉庫周辺地区 H17年度

	⑤ 都市開発	
--	--------	--

[現状]

(1) 中心市街地の現状

- ① 市内国道沿線に郊外型の大型店が出店し、最近では、三川に巨大商業施設が出現した。また、経済成長や核家族化が進み、市街地周辺部における土地区画整理事業地内などへの居住が進み、居住区域の重心が中心市街地から郊外へ移動している。
- ② 地方の中小都市の中心市街地は、車社会のさらなる進展に伴い、郊外型の大型店等の出店により商業機能が空洞化し、最近では、広域的な圏域を商圏とする巨大パワーセンターが出現したため、市内の小売業全体としても多大なる影響を受けている。
- ③ 中心商店街は商店街団体を中心に、商店街の魅力づくりに努力しているが苦戦の状況が継続し、閉店によりシャッター通り化しているところが各所に見受けられる。また、業務施設でもIT化の進展により合理化が行われ、従事者が減少している。
- ④ 中心市街地の空洞化は全国的な傾向であるが、本市では地方拠点都市法に基づき、平成14年から平成18年度まで中心市街地である中町三丁目地内で、市街地再開発事業により、商業、医療、福祉、住居、市民の中町サタウンなどが整備され、部分的ではあるが賑やかさを取り戻しつつある。
- ⑤ 酒田駅前については、ジャスコ跡地は民間開発により取り組んできたが、開発業者の倒産により事業が中断している。

[課題]

(1) 中心市街地への居住誘導

中心市街地は多くの面で社会的機能を充足しており、遊休地や建物の有効活用を推進していく必要がある。居住人口の減少により地域の住民組織の運営にも支障を生じているところもあり、また地域固有の行事など酒田の特性を生かし続けていくためにも、中心市街地への居住誘導は欠かせない。

(2) 都市機能の再生

大型店の閉店や商店街からの店舗の転出、業務施設の規模縮小などは、商店街全体の活力を低下させており、また、市民生活にも影響を与えている部分がある。

中心市街地の商店街、業務施設、観光施設など都市としてのあり方を研究し、将来に向けた都市機能の再生に努めていく必要がある。

[参考指標]

中心市街地の面積、人口、世帯数

区分	数値	摘要
面積	263.3ha	酒田市中心市街地活性化基本計画より
居住人口	11,390人	住民基本台帳 H17.9.31
世帯数	4,765人	住民基本台帳 H17.9.31

(6) 産業の振興

① 農業の振興

[現状]

(1) 農業の現状

- ① 全国的には、食料自給率の低迷、農業従事者の高齢化、後継者不足、WTO農業交渉の行方により、農業・農村は大きな変革期を迎え、農業経営者数、基幹的農業従事者数は、年々減少傾向にある。
- ② 農業経営の兼業化が進み、中核となるべき若い担い手、農業後継者不足が深刻化している。
- ③ 「品目横断的経営安定対策」による価格政策から所得政策への大転換によって、認定農業者・特定農業団体等を中心として、地域の合意に基づき集落営農組織を確立することが求められている。
- ④ 安全・安心な農産物を提供するためのJAS有機、エコファーマーや特別栽培農産物への取り組みが必要とされている。また、トレーサビリティ(栽培履歴の記帳制度)、ポジティブリスト制度への対応がある。
- ⑤ 農業・農村は、農業生産や農地・農業用水等の資源保全等を通じて、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、国土や自然環境の保全、いやしの場の提供、文化の伝承等の様々な機能を発揮している。

(2) 農業生産物の現状

- ① 水稲は、米の消費量の伸び悩みと消費者ニーズの多様化で食料需給構造が大きく変化し、ますます産地間競争が激化している。
- ② 畑作は、砂丘畑地区を中心にアゲメロン、いちご、大根等、野菜の生産が盛んであるが、平野部では生産調整田を中心にねぎや枝豆の産地形成が進んでいる。
- ③ 花き類は、砂丘地域を中心に東部地区、中山間地区で生産されており、年々販売額も増加しているが、他産地に対する競争力を高めるため、周年出荷体制の確立と質・量の両面における安定出荷が求められている。花木は、東部地区、中山間地区で啓翁桜を中心に導入されており生産量も年々増加している。
- ④ 果樹は、特産である日本なしや庄内柿が多く作付けされているが、産地間競争が激化する中で消費者の嗜好に合致した高品質な生産を図ることが求められている。
- ⑤ 畜産は、肉牛、乳用牛、養豚とも農家戸数は年々減少しているが、規模拡大とコスト低減を図りながら積極的に規模を拡大する農家がみられる。
家畜排せつ物の対策として循環型社会の形成が期待されている。また、国内外でのBSEの発生、高病原性鳥インフルエンザの発生など世界的な拡大が懸念されている。

(3) 特産品開発の現状

農業所得の向上を図るため、複合農業の確立と併せて、6次産業化の推進と農産物の加工による高付加価値化や庄内バイオ研修センターを活用した地域特産農作物の改良を推進している。

(4) 地産地消の現状

産直施設での生産者と消費者の交流や、恵まれた自然と農産物を生かした都市と農村との交流事業を充実し、グリーンツーリズムを促進している。今後、食育に関する活動も求められている。

[課題]

(1) 農業施策への対応

- ① 農業農村を担う、農業経営者数、基幹的農業従事者数の年々の減少傾向に加えて中核となる若い担い手、後継者不足が深刻であることから、国の政策による意欲と能力のある認定農業者並びに集落営農等の共同組織化を構築する必要がある。
- ② 安全・安心で高品位ないいものをブランド化し、生産を拡大する必要性から、JAS有機、エコファーマー認定取得者、特別栽培の認証取得の増大を図る必要がある。また、トレーサビリテ

- イ（栽培履歴の記帳制度）ポジティブリスト制度、残留農薬、カドミウムへの対応が必要である。
- ③ 特産物のブランド化されたものの加工品開発、地産地消活動、食育活動等による地元消費の拡大も必要である。
 - ④ 農業・農村の環境保全対策や農業諸施設の資源保持等も行いながら、農村地域文化の伝承等、農業が果たす様々な機能についても、維持発展する必要がある。
 - ⑤ 園芸施設等、複合農業を振興するうえで、高騰を続ける石油エネルギーから、農業バイオマスを利用する代替エネルギーの研究・検討・導入等が必要である。
 - ⑥ 農地利用を認定農業者及び農業組織に集積を進めるほか、遊休農地の抑制策と解決について、調査・検討等の対策が必要である。

(2) 生産体制の強化

① 水稲

- (ア) 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減し、安全・安心で高品位な良食味米をつくるエコファーマー等の認定取得の推進が必要である。
- (イ) 高品質米を栽培し、ブランド米を確立し、庄内米の中の特選米を確立する必要がある。
- (ウ) 農作業の効率化と低コスト生産を推進するため、機械の共有化、作業の共同化や直播栽培等の普及を図る必要がある。
- (エ) C E（カントリーエレベータ）米の充実により、品質・食味の均一化が図られる利点を生かし、より一層のC E利用充実を図る必要がある。
- (オ) 国の米政策を推進するため4 h a以上の認定農業者や20 h a以上の集落営農組織等を育成し、経営者の創意と工夫で成り立つ農業経営を行う必要がある。

② 畑作

- (ア) 生産者の安定経営をめざすため、価格補償制度にある品目等の拡充を図る必要がある。
- (イ) 在来野菜を発掘し地域に根ざした特産品を確立する必要がある。
- (ウ) 転作作物を本作として経営安定を図るため、条件改善のための水田畑地化等で園芸等への転換を進めると同時に経営規模をさらに拡大し、市場への安定供給量を確保する必要がある。
- (エ) 苺については、菓子用需要も視野におき、高設ベンチ、四季なり等の栽培技術とニーズ品種である乙女ごころ、夏実、章姫によりブランド復活を図る必要がある。

③ 果樹

- (ア) 果樹については、産地化が確立されている品目もあるが、全国ブランドを目指すためさらなる産地のレベルアップが必要である。
- (イ) 市場に出せない規格外品の活用として、加工品づくりを積極的に推進する必要がある。
- (ウ) 特別に手をかけた生産を行い、柿しぐれ（樹上脱渋柿）のような新たなブランド作りを行う必要がある。
- (エ) さくらんぼの作付けも増加傾向にあることから、庄内産さくらんぼの確立に向けた取り組みが必要である。
- (オ) アンデスメロンに代表される庄内砂丘メロンに次ぐブランド品として、プライベートブランド品の開発を急ぐ必要がある。

④ 花き、花木

- (ア) 質・量両面における安定出荷を図るため組織強化をさらに進める必要がある。
- (イ) 他産地との差別化を図るため、市場の動向を見据えて出荷するための情報収集を的確に行う必要がある。
- (ウ) 市場開拓するための新品種の導入への支援が必要である。
- (エ) 花き産地（地域）の拡大を図る必要がある。
- (オ) 花木（啓翁桜等）は、鳥海南麓を中心に平地への拡大を図る必要がある。

(3) 畜産体制の確立

- ① 法律の適用（家畜排せつ物法）とならない小規模畜産農家に対しても環境保全を促進する必要がある。
- ② 耕畜連携を行うための循環システムを確立する必要があることから、堆肥流通のシステム構築と県のエコエリア構想に基づいた堆肥施設等を計画的に整備し、その運営組織の育成を図る必要がある。

- ③ 今後中核となる畜産経営者の増頭対策と環境保全対策を備えた畜舎等の設置を図る必要がある。
(畜産担い手育成総合整備事業でH19年度まで実施中)
- ④ 中山間地域も含めた農地での安全・安心粗飼料対策としてWCS（ホールクロップサイレージ）等の増産に努める必要がある。
- ⑤ 畜産経営者の高齢化対策として、畜産ヘルパー制度の創設等を図る必要がある。
- ⑥ 鳥海高原牧場の今後の方向を検討する必要がある。

(4) 土地利用型農業の推進

- ① 国の進める農業経営安定対策に対応するため、担い手への施策の集中化・重点化を図る観点から、4ha以上の認定農業者や20ha以上の集落営農組織を確立する必要がある。
- ② 本作として大豆づくり（収穫量の増収と品質向上）を推進するため、土づくり、ブロックローテーションによる連作障害防止に努め、品質の向上と生産性の向上を図る必要がある。
- ③ 経営安定を図るため、高付加価値のある作物を生産する必要がある。
- ④ 新しい米生産調整対策に対応するため、農業者・農業者団体が国・県等から提供される情報や市場の情報を的確に捉え、自らの販売戦略に則して生産を実行していく必要がある。
- ⑤ 旧3町(八幡・松山・平田)地域を含め、新酒田市全域のCE利用組合の法人化を図り、地域営農の強化を図る必要がある。
- ⑥ 土地利用型の作物振興による中山間地域の活用が必要である。
- ⑦ 鳥海南麓地域の農業振興策の検討が必要である。

(5) 担い手対策

- ① 大学の教授や専門家を講師とした研修会や他市認定農業者との情報交換等を通じて、農業政策に対応可能な能力向上支援及び認定農業者相互の資質向上を図る必要がある。
- ② 農業施策が大きく変わろうとしていることを踏まえ、若い後継者や新規就農者を対象にした支援を実施するとともに、ネットワークの構築に向けた取り組みを促進する必要がある。
- ③ 農業施策全般に女性が参画するための組織づくりなどを積極的に推進する必要がある。
- ④ 団塊の世代は就労に意欲的で知識や経験もあるため、多様な就農経路の支援体制の整備が必要である。また、自然を体感する農業をニートの就労の場として提供する取り組みも必要である。
- ⑤ 若い農業者の情報交換のためのネットワークづくりが必要である。(ニューファーマーネットワーク)

(6) 特産品開発

- ① 市登録商標（んめちゃ等）が市場ブランドとして確立するように、知名度アップに向けた取り組みが必要となっている。
- ② 専門家による加工指導による特産品開発など、民間を含めた加工品開発を積極的に進める必要がある。
- ③ バイオ研修センターを活用した種苗法に規制されない作物を選定し、地域のオリジナル特産品の開発を図る必要がある。
- ④ 各産直施設にコーナーを設け食味の評価を受ける取り組みやおいしくできた特産品を表彰するなどしての消費拡大を推進する必要がある。

(7) 産直と地産地消

- ① 産直と福祉施設や民間宿泊施設などとの連携を図り地産地消を推進する必要がある。
- ② 市営の加工施設の有効利用を図るため、地元加工組合だけでなく他の団体からの使用を促すなど稼働率の向上に努める必要がある。
- ③ グリーンツーリズムを推進するにあたり、経営感覚を養うことが重要であり、民間経営手法など農業者を対象にした研修支援を行う必要がある。
- ④ 生産者と異業種とのコラボレーションによる新品種開発のため、異業種交流プラザを活用し連携させるための取り組みが必要である。
- ⑤ 武蔵野市にある「麦わら帽子」を活用し、販売活動を行っており、今後も条件の良い拠点を開拓し、イメージ戦略を図る必要がある。
- ⑥ 各小学校で実施の体験田植え等の食育事業実施とその総合的計画を策定する必要がある。
- ⑦ 米粉によるパン、麺類、菓子類等による消費拡大調理実習等の啓発を行う必要がある。
- ⑧ 食育の推進計画を策定し計画立てた普及を図る必要がある。

(8) 農業基盤整備と管理

- ① 農道や用排水路などの農業生産基盤については未整備の所があることから、計画的に整備を図る必要がある。
- ② 農業用排水路等の急な法面や水田畦畔の草刈等を軽減するための支援が必要である。
- ③ 農村地域の環境を保全するため、農地・水・環境保全向上対策により適切な維持管理を推進する必要がある。
- ④ 遊休農地対策については、今後共解消に向けた取り組みを行う必要がある。
- ⑤ 農村生活環境基盤については、今後共整備を進める必要がある。

[参考指標]

農家数の推移

(単位：戸)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度
専業農家	504	588
第一種兼業	1,055	1,144
第二種兼業	2,917	2,187
合 計	4,476	3,919

(資料：農業センサス)

農業就業者人口

(単位：人)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度
就業人口	7,293	6,985

(資料：農業センサス)

経営耕地面積の推移

(単位：h a)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度
田	1,037	992
畑	98	76
樹園地	29	23
合 計	1,164	1,091

(資料：農業センサス)

施設園芸の推移

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度
農家数	761	718
面 積	177	182

(資料：農業センサス)

家畜飼養頭数の推移

(単位：頭)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度
乳用牛	364	370
肉用牛	2,111	2,270
豚	11,263	29,276
採卵鶏	6,000	204,170

(資料：農業センサス)

飼養戸数の推移

(単位：戸)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度
乳用牛	21	14
肉用牛	108	79
豚	28	26
採卵鶏	7	9

(資料：農業センサス)

主要畑作物の栽培面積の推移

(単位：h a)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
大豆	818	1,169	1,590	1,727	1,873	1,680
そば	59	36	35	23	29	35
だいこん	126	131	135	129	124	125
ばれいしょ	37	37	36	36	36	35
ねぎ	111	112	115	117	120	119
枝豆	62	73	90	99	110	139
メロン	379	360	331	321	311	300
キャベツ	35	33	32	31	29	30

(資料：農林水産統計年報)

花き栽培面積の推移

(単位：a)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
アルストロメリア	506	511	475	475	475	460
ストック	1,102	1,289	1,243	1,232	1,072	1,035
トルコギキョウ	209	213	115	129	150	182
花木	1,650	1,900	1,160	1,160	1,170	911
ヒマワリ	405	354	334	328	329	293
ゆり (切花)	78	184	291	328	328	329
ラナンキュラス	—	—	—	200	220	215

(資料：農業技術普及課)

	②林業の振興	
--	--------	--

[現状]

(1) 森林の現状

- ① 森林は、砂丘地の飛砂防備、防風機能を有する海岸砂丘地帯と木材生産機能を有する東部丘陵地帯と合わせて森林面積は36,585haとなっており、本市の総面積の60%を占めている。
- ② 人工林の齢級構成をみると、間伐や保育等の手入れを必要とする50年生以下の山林は7,868haで、人工林全体の78%を占めており、森林の手入れが必要になっている。一方で51年生以上の山林は2,246ha、22%を占めている。
- ③ 生産林においては、長期にわたる木材価格の低迷により主伐は依然として停滞している。木材不振による伐り控え、林業労働力の減少と高齢化、林業経営費の負担により再造林は年々減少傾向にある。
- ④ 林業経営基盤等の整備状況は、民有林内に林道が146km開設されているが、林内路網の整備は十分とは言えない。
- ⑤ 森林は経済的機能のみならず国土の保全、水資源のかん養、自然・生活環境の保全等多面的機能を有しており、これらを通して地域経済と地域住民の生活向上に大きな役割を担っている。

(2) 特用林産物の現状

特用林産物は、生しいたけ、なめこ、えのきたけ等が主に生産されているが増加傾向にはない。しいたけは地域により原木と菌床栽培に分化しており、他は収穫安定性、労務軽減のため大部分が菌床栽培であるが、産地間競争の激化に伴う価格低迷のため、生産量・生産者ともに減少気味である。

[課題]

(1) 林道整備と間伐の推進

- ① 森林を守り育てていくための基盤となる林道の整備については、計画的に整備を進めていく必要がある。あわせて、施業に欠かせない林内作業道の整備が必要である。
- ② 間伐などの森林施業は積極的に行われなくなり、間伐を行った場合でも森林内に捨て切りする未利用間伐が多くみられることから利用間伐を推進する必要がある。
- ③ 森林組合で活動できる担い手に対する施業などの集約と共同化、生産性の向上と安全の確保に努める必要がある。

(2) 林業生産物の活用

- ① 川上から川下までの生産流通体系の整備が必要となっている。
- ② 木材の地産地消の推進を図るためのネットワークづくりが必要となっている。

(3) 森林環境保全

- ① 健全な松林を育成するため松くい虫の徹底駆除に努めると共に、東部丘陵におけるナラ枯れ対

策に努める必要がある。

- ② 多面的な公益的機能を発揮させるため、森林の果たす役割について林家のみならず、広く市民の理解を得る必要がある。

(4) 森林の利活用とボランティア

- ① ウォーキングや森林浴などの健康対策を兼ねた活動の場として活用する必要がある。
 ② 森林は地球環境保全の面からも注目されており、市民自らの手で森林を守るボランティア活動を拡充する必要がある。
 ③ 森林を活用する、観光と結びつけた取り組みが必要となっている。

[参考指標]

森林資源の現況等

(単位 ; ha)

行政面積	森林面積				森林比率
		国有林	公有林	私有林	
60,274	36,585	23,043	979	12,563	60.7%

※山形県林業統計（平成15年度）より

林道の状況

	路線数	延長 m	単位林道 m/ha	保有形態別森林面積 ha
民有林林道	77	145,661	10.8	13,542

※市町村森林整備計画書（平成14年度策定）より

林道密度＝延長÷森林面積

民有林の齢級別面積

(単位 ; ha)

齢級別	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
民有林計	12,530	297	505	933	3,516	4,235	3,044
人工林	10,114	295	465	886	3,058	3,164	2,246
天然林	2,416	2	40	47	458	1,071	798
比率	100.0%	2.4%	4.0%	7.4%	28.1%	33.8%	24.3%

※庄内地域森林計画（平成14年度策定）森林資源構成資料より

[現状]

(1) 漁業の現状

- ① 平成16年の漁獲量は2,660トンでいか釣りによるものが大半を占めている。近年、漁獲量の減少、魚価の低迷、燃料油の高騰などにより深刻な状況となっている。
- ② 就業者の高齢化が進み、若年層の就業は減少している。

(2) 水産資源の現状

水産資源を増やす取り組みとして、ヒラメ、アワビ、サザエ、クロダイの種苗放流が行われている。また内水面では、サクラマス、イワナ、ヤマメ、モクズガニなどの放流が行われている。

(3) 漁業施設の現状

漁港漁場の整備として、岸壁整備、防波堤の復旧、防潮堤整備、漁礁設置などが行われている。

(4) 環境保全の現状

海や渚の環境美化活動が庄内海浜美化ボランティア、漁協女性部、NPOパートナーオフィス等、市民によって行われている。

[課題]

(1) 水産資源の確保と販売強化

- ① 水産資源を確保するため、資源管理型、栽培型漁業の推進を図る必要がある。
- ② 安全安心な天然の水産資源を提供するため、鮮度保持や衛生管理の確保に努める必要がある。
- ③ 離島漁業再生支援交付金事業による生産の向上と創意工夫による取り組みを展開する必要がある。

(2) 担い手対策と特産品の開発

- ① 経営能力を高めるための研修会や漁業者相互の情報交換のためのネットワークづくりが必要である。
- ② 加工による高付加価値化、海洋深層水の活用、ブランド化などの特産品開発が必要である。
- ③ 食育の推進、地産地消のための直売活動の推進が必要である。

(3) 漁業施設整備

漁港漁場の整備については、長期計画に基づき今後共整備等を進める必要がある。

(4) 環境保全美化

海や渚の環境美化活動に加えて、漁業資源の確保のためにも森と海とのかかわりについて広く市民の理解を得る必要がある。

[参考指標]

漁業種類別漁獲量

(単位：トン)

区 分	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
沖合底びき網	34	64	78	X	X	X
小型底びき網	289	304	229	354	276	288
さけ・ます流し網	39	68		X	X	-
その他の刺し網	235	190	153	158	172	138
近海いか釣り				X	X	X
沿岸いか釣り	1,610	2,382	2,161	1,176	1,042	1,278
その他の釣り	74	39	31	86	71	78
その他のはえ縄	55	63	48	X	68	163
小型定置網	19	4	5	X	15	7
引き寄せ船びき網	22	20	27	22	28	30
採貝	112	84	67	75	61	54
採藻	37	7	4	8	16	7
その他の漁業	50	37	29	21	21	16
海面養殖	3	5	4	X	-	-
統計年報 計	2,579	3,267	2,836	3,119	2,738	2,660

※農林水産統計年報による

※注 X：個人情報により、掲載されていない。

	④ 工業の振興	
--	---------	--

[現状]

(1) 工業の現状

- ① 地域経済の活発化のため、工業は必要不可欠なものとなっている。主たる産業は、化学、電気、食料、機械、木材、金属、飲料、被服等の製造業であるが、国際競争力の激化と立地企業の撤退や統廃合の影響もあり、一部に緩やかな持ち直しの動きも見られるが、全体として厳しい経営状況が続いている。
- ② 高齢化の進展、環境問題、ライフスタイルの変化等への対応が一層強く求められている中、これらに関連する介護、環境、エネルギー、情報等の産業分野は今後の成長が期待されている。

(2) 中小企業の現状

- ① 中小企業は独自の技術力や時代の変化や産業構造の変化に対応できる能力が必要とされている。
- ② 中小企業が保有する、ものづくり基盤技術を新分野の発展の可能性を探りながら、新たな技術への活用が求められている。

(3) 企業誘致の現状

- ① 企業誘致に関しては、酒田港が国土交通省より総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定されたことを契機に、臨海工業団地内への集積が進んでいる。また京田西工業団地は、高速交通網の利便性を生かし企業立地が進んだことから新たに拡張し、平成17年秋より分譲を開始した。松山工業団地は、地元企業の立地はあるものの分譲はなかなか進んでいない。
- ② 住軽アルミニウム工業の解散以来懸案となっていた跡地利用は、一部東北電力のPCB無害化処理施設が稼動予定となっている。

[課題]

(1) 企業育成対策

- ① 高度な技術と専門的な知識を生かして創造的な新規事業に取り組む、ベンチャー企業の育成・支援や企業が行う新技術開発、製品開発等に対する助成、異業種交流による技術の融合化に対する支援策を行政としても積極的に進めていく必要がある。
- ② ものづくりへの助成、融資制度を充実するとともに、新規支援制度や企業表彰制度を活用し地域企業の活性化を図り、技術開発研究や異業種交流の拠点を充実していく必要がある。
- ③ 民間レベルの活発な異業種交流活動により新規雇用の受入れ、新商品開発の開発を推進する必要がある。
- ④ 団塊世代の定年に伴う対策として技能継承のための施策を展開する必要がある。

(2) 企業誘致

- ① 企業誘致の促進を図るため優遇制度を見直し、リースや割賦など、柔軟性を持たせた工業用地分譲手法を検討する必要がある。
- ② 酒田港における循環資源総合拠点を形成するため、リサイクル関連企業の誘致を積極的に進める必要がある。

[参考指標]

※工業統計調査

製造業事業所数・従業員数の推移

(単位：所、人)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
事業所数	324	298	280	277	270
従業者数	11,482	10,176	9,453	9,307	9,210

製造品出荷額の推移

(単位：万円)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
食料品・飲料	3,864,127	3,530,500	3,364,805	3,214,900	3,128,317
繊維・衣服	555,012	502,718	444,777	479,758	625,444
木材・家具	743,407	733,846	637,065	574,640	560,523
化学	5,590,940	4,705,877	3,865,614	3,467,499	3,395,719
非鉄	0	0	0	0	0
金属・機械	1,330,593	1,241,828	1,095,820	1,131,814	1,335,449
電気	14,178,176	12,473,565	11,325,830	11,756,016	13,552,344
その他	3,588,566	2,547,624	2,243,689	2,426,836	2,040,670
総 額	29,850,821	25,735,958	22,977,600	23,051,463	24,638,466

※工業統計調査のデータで非鉄に該当する企業は市内に1社あるものの統計なし

※旧3町分についても1社ないし2社の職種については統計上数字が出ない

[現状]**(1) 商業の現状**

- ① 従来中町地区と駅前地区を中心に商業が集積していたが、自動車社会の急激な進展により、集積地は分散化した。さらに、国道7号バイパス沿線や郊外への大規模小売店舗や量販店の出店により、中心商店街を取り巻く環境は非常に厳しいものになっている。
- ② 平成17年8月にダイエー酒田店の閉店、平成17年11月には三川町に日本最大級の大規模ショッピングセンターがオープンした。これまでも中心市街地の空洞化が指摘されてきたが、もはや中心商店街だけの問題ではなく、商業全体、酒田のまちづくりにも影響を及ぼすことが懸念されている。
- ③ 旧3町地域の商店も家族労働を中心とする零細店舗で地元相手のものがほとんどのため、多様化する消費者ニーズに対応することが大変難しい状況となっている。
- ④ 商店数と商品販売額は減少傾向にあり、従業員数は横ばいで推移している。こうした商業環境の中で、中小小売店や商店街では独自の品揃えや営業時間の改善及び経営の近代化を進め、個性的で魅力ある商業活動を展開している。
- ⑤ 製造から小売まで直結した流通システムを採用しているコンビニエンスストアの増加により、卸売業が減少している。

(2) 中心市街地の現状

- ① 中心市街地は、にぎわいの中心であり、市民にとって中心部に行くことは大きな喜びであり、半日、一日をそこで過ごすことが当然のように行われていた。しかし、自動車社会の進展、大型店や量販店の郊外への出店により、商業集積の分散化や中心市街地からの大型店の撤退、そして市街地の拡大に伴う中心市街地人口の減少により空洞化がみられ、中心市街地の商業は、非常に厳しい状況に置かれ、賑わいが大きく低下している。
- ② 市街地の拡大や大火時等の職住分離などによる定住者の減少、事業所等の郊外への移転により働く人が減少している。
- ③ 近年、中町に安心とともに暮らす、医療・福祉・商業・公共・住宅のまち、中町サタウンがオープンした。この施設が更なる中心市街地再生への起爆剤となることが期待されている。

[課題]**(1) 商店街の振興**

- ① 中心市街地に賑わいを創出するため、市民活動や文化活動など、さまざまな分野で人々が活動できる拠点づくりを推進し、交流機能を高め、各種のサービス機能の充実を図っていく必要がある。
- ② 地域に密着した商店街づくりを推進するため、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消や、地域内商店での買い物を進めるなど、魅力ある商店街づくりを推進する必要がある。

(2) 商工組織の連携

- ① 商工会と商工会議所は根拠となる法律が異なり、合併のための規定はないが、商業振興の観点から、これまで以上に連携強化を図っていく必要がある。
- ② 経営基盤の強化を図り、変化する消費者ニーズ等に対応した経営に取り組むため、商工会議所などの関係団体と連携し、経営診断、相談、指導の充実を図る必要がある。

(3) 商業環境

- ① 商業環境は、個別の法律により規制をしているが、大規模小売店舗法では、周辺地域の生活環境保全が目的であることから、商業環境への影響などは考慮されていない、都市計画法では都市計画区域外（他市町）には規制が及ばないなどの問題がある。しかし、大規模商業施設等の立地は、その影響が市町村の行政圏を越えて広域に及ぶことから、広域的な調整が求められる。
- ② 商店街の環境整備や人材育成等に対する支援を行うとともに、商業振興と健全なまちの発展という観点から市内の商業の適正配置についても検討を進める必要がある。

[参考指標]

※商業統計調査

商店数の推移

(単位：店)

区 分	平成 6 年	平成 9 年度	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年度
小売業	1,989	1,876	1,744	1,664	1,571
卸売業	549	532	554	469	475
合 計	2,538	2,408	2,298	2,133	2,046

従業者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 6 年	平成 9 年度	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年度
小売業	8,400	8,680	8,148		7,806
卸売業	4,590	4,426	4,207		3,491
合 計	12,990	13,106	12,355	11,951	11,297

※ 平成 14 年の旧松山町の小売業と卸売業の数値を公表していないため合計数値のみ記入。

年間商品販売額の推移

(単位：億円)

区 分	平成 6 年	平成 9 年度	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年度
小売業	1,500	1,685	1,457		
卸売業	3,294	3,096	2,930		
合 計	4,794	4,781	4,387	3,912	3,591

※ 平成 14 年と 16 年の旧松山町の小売業と卸売業の数値を公表していないため合計数値のみ記入。

	⑥ 観光の振興	
--	---------	--

[現状]

(1) 国内観光の現状

- ① ここ数年で整備された「さかた海鮮市場」、「酒田夢の倶楽」に加え、「川辺の館」、「酒田市交流ひろば」等、山居倉庫を中心に観光施設も充実し、飛躍的に観光客が増加した。
- ② 観光の流れは、観光ニーズが多様化し、自然体験や滞在生活体験などの目的別、テーマ別傾向が強まり、旅行形態も団体旅行型から、個人・夫婦・家族といった小グループ型の旅行に変わってきている。宿泊態様もリゾートホテル、リゾート旅館での宿泊だけでなく、短期間ではあるが、継続的な宿泊が可能な廉価型が求められてきており、自然志向を反映して公的な宿泊施設やアウトドア系の宿泊施設を求める傾向が出てきている。
- ③ 近年は、登山や海水浴だけでなく、山、海、川等でニューレジャー、マリンレジャー等を楽しみながら、自然や自然体験を通じての喜び、感動を味わう傾向が強くなっている。
- ④ 自然体験を中心とした体験観光の人気は高く、農業・農村生活体験ツアーは、ここ数年来、定着し、農村と飛島が都会の小中学生の新しいセカンドスクールとして受け入れられている。
- ⑤ 最上川流域や環鳥海といった広域的な連携、酒田港長期構想の策定などが進められている中、豊かな自然やそこで生活する人々、生活のあり方に高い関心が高まっており、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムに対する期待が高まっている。

(2) 国際観光の現状

国際観光は、歴史、自然等をテーマに即した広域観光ルートの開発等広域的な活動を推進する必要がある。「おしん」をきっかけとして台湾の観光客が多く訪れている。

(3) 観光PRの現状

- ① 観光を広く売り込むため、観光パンフレット、マップの製作や旅行雑誌、新聞への広告を行っている。また、観光の広域化が進むなか、官民が一体となり、庄内雛街道など庄内全体の広域観光を推進するため、庄内コンベンション協会と連携してPRに努めている。
- ② 観光客の増加に伴い、観光客、旅行業関係者に迅速かつ適切な観光物産情報を提供できる総合窓口の充実が求められている。
- ③ 市民総ガイド化の推進としておもてなし研修会や観光PR用名刺の台紙を作成し、市民に無料で提供しているが、観光客に対するおもてなし意識の個人差や地域差が見られる。

(4) まつり、イベントの現状

まつりは、酒田まつり、港まつり、どんしゃんまつり、寒鰯まつり、ふるさと夏まつり、鳥海高原まつり、眺海の森音楽祭、目ん玉まつり、田沢川ダムまつりなどのイベントを実施しているが、まつりを盛り上げるためには、日程など集客を意識することが大切となってきた。

(5) 観光客誘導の現状

- ① 二次交通は、主要観光施設に設置している観光用自転車（H18：市内71台、飛島49台）と、るんるんバス、タクシーだけとなっている。
- ② 誘導案内標識は、平成17年10月末日現在で、主要道路、分岐点等に67か所設置されており、英語標記もされている。また、街なか観光向けに観光案内板を14基、案内標柱を26基設置している。

(6) 特産品開発の現状

これまで商人文化によって築かれた食は、酒、農産物、水産加工品と魚醤油を使用した加工食品が豊富である。近年では、酒田のお土産品開発により、さまざまな商品が誕生している。

(7) 伝統工芸の現状

工芸品は、産業会館や交流ひろばのショーケースで品物の展示を行っている。船箆笥、絵ローソク、ガラス工芸等の伝統工芸は、芸術性が高く評価を得ている。

(8) 宿泊施設の現状

本市のホテル・旅館はビジネス客向けの仕様とサービス対応の宿泊施設である。50人以上宿泊可能な市内の旅館及びホテルの定員は全体でも約1,900人であり、温泉地の大型のホテルや旅館定員との違いがある。観光客やコンベンション等のお客に対応できるキャパシティは市内

のホテルで3割から5割、旅館で2割程度である。飛島の旅館・民宿は21軒で総定員は約700人であるが、実際に対応できる定員は漁業や農業に従事しながら、旅館・民宿業を営んでいる実情もあり約8割弱である。

[課題]

(1) 観光資源の活用

- ① 市街地地域は、都市的機能を十分に活用したコンベンションや各種スポーツ大会、学術会議等の積極的な誘致を進める必要がある。
- ② 農村地域は、各地域にある公共施設や民間施設を活用するなど、積極的に受入体制を整備して、観光モデルを作り、自然体験型の観光を進める必要がある。
- ③ 歴史的・文化的施設をテーマごとに結び付け、シナリオ（歴史文化を背景とした物語）を作り、季節の展示、イベントと合わせた誘客を図る取り組みが必要である。
- ④ 「泊」「食」分離の旅行傾向が強まっている今日、ビジネス型のホテル・旅館の利点を生かした振興が必要となっている。

(2) まつり、イベントの充実

まつり、イベントは、酒田まつりをはじめ、季節ごとに多くのまつり、イベントが開催されている。これまでまつりを支えてきた人たちの過疎高齢化やまつり開催日程の問題など整理しなければならない課題が多い。また、主要なまつりについては、県内外から観光客を呼べるまつり、イベントとして発展させる必要がある。

(3) 観光情報の提供

観光物産に関する総合窓口を充実させ、観光客、旅行業関係者に迅速かつ適切な情報提供ができる体制整備が急務となっている。

(4) 観光客の誘導

- ① 八幡、平田、松山地域は、坂道が多いこと、施設間の距離が離れていることもあり、二次交通手段としてタクシー業界との連携を図る必要がある。
- ② 案内標識はこれまでも整備してきたが、各総合支所管内の主要観光施設を中心に周囲の景観にマッチしたデザインの観光案内板の整備を図る必要がある。

(5) 国際観光

- ① 多言語による案内システムの構築や旅館、ホテルでの対応の充実などを進める必要がある。
- ② 台湾等具体的な国をターゲットにした新聞、雑誌への取材協力による記事掲載を積極的に進める必要がある。

(6) 観光ガイド

「もてなしの心を育む」人材育成が緊急の課題であり、観光カリスマ塾による成功体験の共有による地域レベルの人材育成が必要である。

(7) 物産の振興

物産品は、地元の製品を使い、付加価値を高めた特産品開発を農・商・工の連携により推進する必要がある。また、需要と供給のバランスの関係や他市町村の特産品と差別化等の課題解決がなされず、安定した販路確保ができていない。技術面や販路確保の面からの育成指導が必要であり、消費者ニーズを踏まえた生産、流通をも視野に入れた研究が今後の課題となっている。

(8) 伝統工芸

伝統工芸は後継者不足が問題となっており後継者育成と技術の継承を確実にし、販路拡大、規模拡大を図っていく必要がある。

[参考指標]

※観光物産課

イベント入り込み数

(単位：人)

年 度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
日和山桜まつり	72,000	80,000	80,000	70,000	70,000	70,000
酒田まつり	270,000	280,000	268,000	253,000	260,000	280,000
あじさいまつり	100,000	98,000	92,000	87,000	85,000	86,000
港まつり（花火ショー）	270,000	273,000	276,000	300,000	330,000	350,000
港まつり（甚句流し）	42,000	43,000	41,000	41,000	40,000	40,000
どんしゃんまつり	100,000	105,000	80,000	85,000	80,000	80,000
寒鰯まつり	65,000	66,000	69,000	69,000	70,000	70,000
鳥海高原まつり	2,000	2,000	3,000	3,500	1,300	2,250

施設毎観光客の推移

(単位：人)

年 度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
飛島	17,381	16,780	17,895	16,457	16,737	15,909
鳥海山（湯ノ台）	77,400	94,800	86,100	96,000	93,600	75,269
鳥海山（スキー）	3,700	3,300	3,400	3,500	3,700	3,807
鳥海山荘	17,400	16,600	52,482	66,146	61,713	52,510
土門拳記念館	65,268	63,046	57,591	58,143	49,961	44,483
スワンパーク	364,935	458,210	509,750	452,120	377,650	308,000
酒田市美術館	70,618	51,257	71,175	62,645	62,003	63,841
旧鐙屋	23,234	27,712	26,814	29,478	22,304	22,622
さかた海鮮市場				607,704	695,706	726,692
酒田夢の倶楽					710,479	703,399
玉簾の滝	資料なし		74,570	74,900	75,350	65,903
眺海の森（ピクニックランド）	24,200	27,200	22,400	23,450	22,200	15,385
眺海の森	45,000	69,400	79,600	83,900	79,800	69,792
歴史公園	5,900	6,100	7,000	5,600	4,900	4,574
資料館	7,692	7,733	7,980	7,498	7,500	6,470
民間施設	299,670	311,172	337,763	359,760	331,096	358,197

※対象施設／本間美術館、本間家旧本邸、庄内米歴史資料館、海向寺、相馬樓、蔵探訪館、かんぼの郷酒田、川辺の館（H17.4.27 オープン）

	⑦ 雇用対策	
--	--------	--

[現状]

（１）雇用の現状

- ① 経済の停滞が続くなか、人口が減少し、少子高齢化が進展している。今後の経済社会を展望すると、一定の経済成長を確保し、経済社会の活力を維持していくためには、みんなで働き支え合う社会の構築が不可欠となっている。
- ② 有効求人倍率は、少しずつ改善が図られているが、他市と比較すると依然として厳しい状況にある。企業誘致によって雇用を拡大していくことをはじめ、地元企業への支援の充実を図り、国、県とも連携を密にしなが、雇用創出に努めていくことが必要となっている。

(2) 就業の現状

- ① 若年者は、完全失業率も改善の兆候がみられるものの、依然として高水準で推移している。若年者の雇用情勢は厳しい状況にある。また、フリーターも増加傾向にあり、年齢15歳から34歳で家事も通学もしていないニートも多くなってきている。
- ② 新卒者の離職が多く753問題（中卒7割、高卒5割、大卒3割）とも言われている。
- ③ 定年延長が広がりを見せている。また、団塊世代の退職時期が差し迫っている。
- ④ 大都市圏などでは、特定業種に人材不足が生じている。
- ⑤ 高齢者は、潜在的な力を十分に引き出しつつ、意欲と能力のある限り、いくつになっても社会とのつながりを持つことのできる活力ある高齢社会を構築していくことが重要となっている。
- ⑥ 女性は、その就業意欲に応えることのできる社会を目指していく取り組みが必要となっている。このため、企業における育児期の勤務時間の柔軟化、短縮化に取り組む企業がある反面、依然として退職を余儀なくされるケースも多い。仕事と家庭の両立支援や多様な選択肢を整備することなどによって、男性も含めて、今までの働き方を見直し、仕事と生活の調和を図っていくことが必要となっている。

[課題]

(1) 労働環境

- ① 人口減少、少子高齢化に伴い、より多くの人々が意欲を持ち、能力を発揮できるように努めていくことが社会全体の課題となっている。
- ② 採用希望の企業と雇用希望者とのミスマッチが生じている。ハローワークと連携を図り、雇用が定着するように十分な話し合いを持ち決定するような仕組みづくりが必要である。
- ③ 労働環境の向上促進のため、福祉厚生サービスを提供する制度づくりや施設整備が必要となっている。
- ④ 仕事と家庭の両立支援や多様な選択肢を整備することによって、男性も含めて、今までの働き方を見直し、仕事と生活の調和を図っていくことが必要である。（育児休業制度、介護休業制度、保育環境の整備等）

(2) 職業能力

- ① フリーターや無業者の増加は雇用のミスマッチや職業観に起因することが多いことから、働く意識や目的を考える機会を作ることや一定の技能修得のための支援が必要である。
- ② 団塊の世代は、戦後経済の発展に大きな貢献をしてきた。団塊世代が築き上げてきた熟練技術を引き継がせる取り組みが必要である。
- ③ 高度人材を求める市内企業とU I J ターン希望者とのマッチングを強化し、地場産業の振興を図る必要がある。
- ④ 希望する職種の求人が少ないと感じる者、仕事内容や職場の実態が分からないと感じている者が多いため、中高生を対象としたインターンシップを積極的に推進する必要がある。

[参考指標]

※酒田公共職業安定所調べ

有効求人倍率の推移（各月平均値）

（単位：倍）

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
有効求人倍率	0.62	0.41	0.35	0.47	0.70	0.75

(7) 交通基盤

	① 酒田港の整備	
--	----------	--

[現状]

(1) 酒田港の現状

- ① 酒田港は、古くから日本海海上交通、最上川河川交通の要衝として発展昭和26年に重要港湾に指定された。昭和45年には酒田北港の建設に着手し、昭和58年に5万トン級の古湊1号岸壁が完成、平成12年には国際ターミナル（多目的大型岸壁）の供用が開始されるなど、国際港の機能を整えるとともに、地域経済の発展に大きく貢献している。今後、県域と北東アジア圏との交流拡大を目指した物流、交流、環境、安全等の機能発展を図っていくことが期待されている。
- ② 本港地区には、市民生活と密接に関連した水産関係企業が立地するとともに、長大重厚産業として地域経済を牽引してきた化学製品企業等が立地している。外港地区では、山形県内を背後圏とする中国、東南アジア等との貿易を促進する外貿コンテナ貨物を取り扱っている。北港地区には、地域の電力を供給する石炭火力発電所や風力発電施設が立地しており、近年ではリサイクル企業の立地が進展している。今後は、各地区の特性を活かしながら、役割と機能を明確にし、より使いやすい港湾とすることが求められている。

(2) 物流の現状

- ① 港湾計画に基づく港湾静穏度対策のための防波堤の延伸整備を進めているが、長周期波による荷役障害が発生している。
- ② 県、市、民間が一緒になったポートセールスの推進により取貨物扱量が増加傾向にある。

(3) リサイクルポートの現状

- ① 平成15年には総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定された。
- ② リサイクルポート指定後、数社のリサイクル関連企業が立地し、リサイクル関連貨物が増加傾向にある。
- ③ 平成16年1月より風力発電施設が稼働している。

(4) 親水空間の現状

- ① 国内外の交流活動の活発化により、交流拠点及び周辺の賑わい空間の創出など、市民のウォーターフロントへの親しみや良好な港湾景観の形成に要請が高まっている。
- ② 本港地区周辺が、平成17年7月に東北地方整備局より道の駅の港版とも言える「みなとオアシス」の認定を受けた。
- ③ 山形県沿岸では、依然として200隻台のプレジャーボートが放置されている。

(5) 安全対策の現状

- ① 酒田港における外航船舶への保安対策として、公共では本港地区大浜埠頭、外港地区高砂埠頭、北港地区古湊埠頭、宮海埠頭の一部、専用では北港地区の石炭取扱岸壁が該当することから、国際船舶・港湾保安法に基づき、一般の出入り口にゲート、フェンス等を設置している。
- ② 酒田港周辺でも、日本海地震空白域、庄内平野東縁断層帯による地震が想定されている。酒田港の災害発生時における救援機能、復興期の物流拠点機能、代替輸送に対する支援機能が期待されている。

[課題]

(1) 物流機能

- ① 外貿貨物取扱への要請や内貿ユニット等の内貿易貨物取扱への要請に対応するため、分散している物流機能の集約や適切な規模の埠頭用地の確保による貨物取扱能力の強化を図る必要がある。
- ② 港内における船舶の安全な航行や安心かつ効率的な荷役確保のための防波堤の早期整備、港湾と背後地域の良好なアクセスを確保するため、臨港交通体系の整備等の諸対策が必要である。
- ③ 国際競争力に対抗するため、港が24時間いつでも利用できる施設整備や体制づくりが必要となっている。

- ④ グローバル社会の進展に伴い、企業では輸送コストの一層の削減が要請されており、大型船舶の大量輸送による海上輸送コストの低減化を図る必要がある。
- ⑤ 北東アジア地域との交流を促進するため、新規航路の開設や釜山航路の機能強化を推進し、大連、上海など中国本土や東南アジアへの航路延伸、大型船化による東方水上シルクロードの機能拡大を図る必要がある。
- ⑥ 酒田港の利用促進は、県内産業の発展のために欠かせないものであり、ポートセールスを一層強化する必要がある。

(2) リサイクルポート機能

- ① 各企業が臨海部の各地区に点在しながら立地・操業している状況にあるため、リサイクル産業の集積やリサイクルポートとしての拠点化が求められている。
- ② リサイクル産業拠点化の一環として、バイオマスをエネルギーにした発電や原料となるエタノールの製造、波力発電など新たなエネルギー供給基地としての港湾機能も充実させる必要がある。

(3) 親水空間機能

- ① 賑わい空間をより充実したものとするため、中心市街地や酒田港周辺観光と港湾空間の一体化等、港湾空間の賑わいへの転換が要請されている。
- ② 依然として残る放置艇問題に対処するため、プレジャーボート収容施設への集約を図る必要がある。

(4) 防災機能

災害発生時における救援機能、復興期の物流拠点機能、代替輸送に対する支援機能が求められ、耐震強化岸壁を活用した港の役割としての整備を図る必要がある。

[参考指標]

※酒田港統計年報

年次別酒田港取扱貨物量の推移

(単位：千トン)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
外貿易貨物量の推移	1,966,143	2,044,165	1,878,990	2,154,173	1,838,022	2,321,015
内貿易貨物量の推移	1,903,639	1,707,324	1,500,534	1,941,163	1,895,114	1,775,326
合 計	3,869,782	3,751,489	3,379,524	4,095,336	3,733,136	4,096,341

	② 高速道路等の整備	
--	------------	--

[現状]

(1) 高速道路の現状

高速道路（東北横断自動車道酒田線、日本海沿岸東北自動車道）は、日本海沿岸及び太平洋側の地方都市との連携と交流を促進するとともに、連携軸の形成を促進し、国内の均衡ある発展に資するものである。

- ① 東北横断自動車道酒田線は、宮城・山形両県の太平洋側と日本海側の地域を最短で結び、東北中央自動車道及び日本海沿岸東北自動車道と連結する路線であり、湯殿山 I C～酒田みなと I C 間 53km は、平成 13 年 8 月までに供用している。
- ② 日本海沿岸東北自動車道は、新潟・秋田両県を縦貫し、日本海沿岸地域における交流・連携軸の形成を促進する路線であり、平成 16 年度からは、温海 I C～鶴岡 J C T 間約 27km を新直轄方式で整備が進められている。
- ③ 民営化により高速道路の採算性が求められている。
- ④ 道路公団が民営化され、新直轄方式による整備が可能となるなど、制度が変わってきた。

(2) 地域高規格道路の現状

地域高規格道路については、新庄酒田間が計画路線に指定されており、国道 7 号・47 号の渋滞緩和、災害時の緊急輸送路の確保、内陸と酒田港との物流ルートの強化、庄内空港や山形新幹線の利用促進、広域的な救急医療体制の確立など地域に多大な効果をもたらすと同時に、酒田～新庄～石巻間横軸連携の形成に大きく寄与するものと期待されている。

- ① 新庄酒田道路は、平成 6 年 12 月に新庄酒田間約 50km が計画路線に指定され、整備や調査が進められている。
- ② 新庄南バイパスは、平成 14 年 5 月に 4km が供用している。
- ③ 余目酒田道路（12.7km）について整備が進められている。

(3) 高速道路等利用促進の状況

東北横断自動車道酒田線、日本海沿岸東北自動車道については、平成 16 年度まで庄内地区高速道路利用推進協議会において回数券発行など利用促進策や各種 P R を行ってきた。その後は、道路公団が民営化や E T C の普及により、利用促進が進められている。

(4) 整備促進の取り組みの状況

高速道路は、地方都市との連携と交流促進、連携軸の形成、国内の均衡ある発展に資するものであることから、各期成同盟会や中央での促進大会などで、その整備促進を働きかけてきた。また、庄内地区高速道路利用推進協議会などと連携し、官民一体となり利用促進を進めてきた。

[課題]

(1) 日本海沿岸東北自動車道の整備促進

温海 I C～朝日 I C 間、酒田みなと I C～象潟 I C までの新潟・秋田の両県境にまたがる区間については、基本計画区間のままで着工の目途が立っていない状況にあり、新潟・秋田の両県と連携した促進活動を強力に推進する必要がある。

(2) 東北横断自動車道酒田線の全線早期完成

東北横断自動車道酒田線のなかで、月山 I C～湯殿山 I C 間は、国道 112 号と併用しており、基本計画区間のままとされており、国道 112 号が万が一通行止めになると、近くには迂回路がなく、地域に及ぼす影響が大きいため、早期に全線完成する必要がある。

(3) 地域高規格道路新庄酒田道路の整備促進

地域高規格道路新庄酒田道路のうち、余目酒田間、新庄古口間は、それぞれ事業着手され整備が進められているが、庄内町～戸沢村間の整備促進を推進する必要がある。

(4) 地域高規格道路からの高速道路乗り入れ

地域高規格道路新庄酒田道路の整備により、国道、高速道路の利用価値、交通量の増大が見込まれる。現在の計画では終点が国道 7 号線となることから、市内の交通渋滞緩和、酒田港や県立

日本海病院へのアクセス向上のため、高速道路との相互乗り入れが可能となるインターチェンジの設置が必要である。

(5) 高速道路の利用促進

平成9年10月の庄内あさひIC～酒田IC間の開通時には一日平均通行台数は約1,100台であったが、平成12年度の湯殿山IC～庄内あさひIC間開通により約2,000台、平成13年度の酒田IC～酒田みなとIC間開通により約3,000台と開通区間延長が伸びるに従い交通量は増大しているが、14年度以降の交通量はほぼ横ばいとなっており、早期全線開通が望まれている。

[参考指標]

(1) 高速道路

国土開発幹線自動車道の進捗状況

	山形県		東北		全国	
	延長(km)	比率(%)	延長(km)	比率(%)	延長(km)	比率(%)
予定路線延長	343	100.0	1,893	100.0	11,520	100.0
基本計画延長	293	85.4	1,792	94.7	10,607	92.1
整備計画延長	231	67.3	1,427	75.4	9,342	81.1
開通延長	138	40.2	1,166	61.6	7,389	64.1

平成18年3月末

(2) 高速道路の利用状況

区分	湯殿山～庄内あさひ	庄内あさひ～鶴岡	鶴岡～庄内空港	庄内空港～酒田	酒田～酒田みなと
H9		1,071	1,267	1,154	
H12	2,720	2,386	2,070	1,816	
H13	3,319	3,196	2,663	2,359	893
H17	3,574	3,391	2,745	2,552	1,112

日平均交通量(単位:台)

	③ 空港の整備	
--	---------	--

[現状]

空港の現状

- ① 庄内空港は平成3年10月に開港し、平成18年現在、東京便4往復、大阪便1往復、平成8年2月から札幌便1往復（季節便）が就航している。
- ② 東京便は、開港以来高い利用率を背景に、増便と機材の大型化が図られており、平成18年4月からは夜間駐機が実現し、東京滞在時間が大幅に拡大した。今も高い利用率を維持しており、便によっては恒常的に混雑し、予約が取りにくい状況にある。
- ③ 大阪便は、観光客の利用に依存する割合が高いためか、季節変動が大きく、特に冬期間の搭乗率が低迷している。近年は若干ではあるが搭乗率が増加の傾向にある。
- ④ 札幌便は、季節便から通年運行が実現したが、搭乗率の低下により5月から10月までの季節便として運行されている。
- ⑤ 企業関係者、観光事業者、東北公益文科大学や慶応義塾大学先端生命科学研究等からは、ビジネス交流、学術研究活動の更なる拡大に向けて、各路線の運航拡充と空港機能の充実による一層の利便性向上について強く要望されている。
- ⑥ ハルビン国際チャーター便は平成10～13年（4年間）で50便、延べ5,970人が利用した。（搭乗率85.3%）平成14～17年まではSARSの影響によりハルビンへの運航はされてない。しかし、チャーター便は、国外、国内と毎年度多くの市民に利用されている。
- ⑦ 駐車場が慢性的に混み合う状況であり、また、冬期間の欠航が多いことから、利用者への不便・不安となっている。

[課題]

(1) 国内線の運航拡大

国内線のさらなる利便性向上を目指し、東京線の5便化、東京線の運航ダイヤの改善、大阪線の2便化及び札幌線の通年運航に向けた搭乗率の向上、新規国内路線の拡充が当面の課題となっている。

(2) 国際化への対応

環日本海諸国との交流拡大に向け、友好県省を締結している中国黒龍江省ハルビン空港との定期便の開設を目指す必要がある。また、国際線によるC I Q体制の強化を図る必要がある。

(3) 空港機能の充実

- ① 冬期間の安定運航と国際線の運航を見据えた空港機能拡充・空港施設等の整備が必要となっている。特に、滑走路の2,500m化に係る環境・技術調査の実施を図る必要がある。
- ② 増便や新規路線開設に対応した搭乗待合室や駐車場などの関連施設の整備拡充についても検討していく必要がある。

[参考指標]

※山形県庄内空港事務所

庄内空港利用者数の推移

(単位：人)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
札幌便	28,218	25,719	23,710	22,711	21,497	19,949
大阪便	36,573	35,498	27,537	28,750	13,762	17,893
東京便	360,826	360,025	325,868	342,310	385,111	371,134
合計	425,617	421,242	377,115	393,771	420,370	408,976

庄内空港海外チャーター便の推移

(単位：回、人)

年次	便数	発人数	着人数	備 考
12年	21	1,266	1,318	中国9回、韓国1回、台湾1回
13年	35	2,323	2,401	中国11回、台湾5回、国内2回
14年	26	1,440	1,245	中国3回、韓国1回、台湾2回、国内9回
15年	8	549	549	韓国1回、台湾2回、香港1回
16年	15	989	1,158	中国2回、韓国1回、タイ2回、国内3回
17年	6	387	387	中国1回、韓国1回、国内1回
合 計	111	6,954	7,058	

	④ 鉄道の整備	
--	---------	--

[現状]

(1) 陸羽西線の高速化(山形新幹線の庄内延伸)について

① 主な経過

- 平成 4年 7月 山形新幹線開業
- 平成11年12月 山形新幹線新庄延伸の開業
- 平成12年 7月 県議会で高橋知事が山形新幹線の庄内延伸について検討すると表明
- 平成13年 6月 山形新幹線機能強化検討委員会を設置(平成13・14年度で調査)
- 平成14年 3月 商工会議所が中心となり山形新幹線庄内延伸促進期成同盟会が設立
- 平成15年 3月 山形新幹線機能強化調査報告書
- 平成15年 7月 沿線市町村が陸羽西線高速化促進市町村連絡協議会を設立
- 平成15年 4月 山形新幹線機能強化検討委員会が継続して調査・検討(平成15~17年度)
- 平成16年度 高橋知事が様々な場面で山形新幹線の酒田延伸について積極的な発言
- 平成16年10月 酒田市が新幹線まちづくり懇話会を開催
- 平成17年 2月 山形県知事選挙で高橋和雄氏は落選し、齋藤弘氏が当選
- 平成17年12月 県議会に山形新幹線庄内延伸と羽越本線高速化の調査結果の中間報告
- 平成18年 3月 県議会に山形新幹線庄内延伸と羽越本線高速化の調査結果の報告

② 陸羽西線高速化促進市町村連絡協議会

・構成団体(当初)

酒田市、戸沢村、立川町、余目町、遊佐町、八幡町、松山町、平田町の首長と議長が会員で、庄内・最上選出の県議会議員が顧問。

・総会

- 15年度 平成15年7月7日(研修会：県交通企画室長)
- 16年度 平成16年6月4日(講演会：JR東日本仙台支社企画部長)
- 17年度 平成17年8月9日(講演会：東京大学大学院教授)

・要望活動(平成16年度以降は山形新幹線庄内延伸促進期成同盟会と連名)

- 15年度 平成15年11月11日(知事・県議会議長・JR東日本仙台支社長・山形支店長)
- 平成15年11月20日(JR東日本酒田駅長)
- 平成15年11月21日(JR東日本新潟支社長)
- 16年度 平成16年8月24日(知事・県議会議長・JR東日本仙台支社長・山形支店長)
- 17年度 平成18年3月8日(知事・県議会議長・JR東日本仙台支社長・山形支店長)

(2) 羽越本線の高速化について

- ① 羽越本線新幹線直通促進庄内地区期成同盟会
- 平成13年5月に、庄内地方の全市町村、酒田・鶴岡商工会議所、全農、県漁協、商工会連絡協議会、観光団体、青年会議所、団体中央会、工業技術振興会、金融協会などで組織し、要望活動（国会、政党、国土交通省、JR東日本など）、3県合同促進大会（新潟・山形（庄内）・秋田3県の同盟会主催による羽越本線新幹線直通促進大会）の開催（新潟県、秋田県でも同様の組織を設置している）、3県合同シンポジウムを開催している。

[課題]

(1) 山形新幹線庄内延伸の促進

- ① 乗換えの解消
乗換えの解消は、身体障害者や子供、女性、高齢者といった弱者にとっての心理的、肉体的効果大きい。また、乗換えの解消は、時間にして約30分の短縮効果があるといわれる。
- ② 県内の一体化
山形新幹線という一本の太い線で置賜、村山、最上、庄内が結ばれることは、県民の一体感の醸成と県土の一体的な発展を確立する。さらに内陸と庄内を強く結びつける。
- ③ 仙台圏との接続
今後、道州化が進むとなれば、仙台圏との接続は重要な意味をもつことになるが、山形市までの到達をより早く、より快適にする庄内延伸は、仙台圏との接続にも大きく寄与する。
- ④ 東京圏との時間短縮
中間報告では、庄内延伸の時間短縮効果は9分間としているが、将来、板谷峠のトンネル化が実現すれば、併せて30分以上の時間短縮が期待される。
- ⑤ 知名度の向上
東京駅の時刻表示などにおいて山形新幹線の「酒田行き」と表示されることにより、知名度が高まりイメージが向上する。
- ⑥ 企業誘致の促進
時間的には航空機に及ばないものの、直通の新幹線で行き来ができることの利便性は、企業誘致にも大きな効果を発揮する。
- ⑦ 駅舎及び周辺整備による活性化
新幹線に対応した駅舎整備や活性化施設の整備、駐車場の整備などより、駅前が交流にぎわい空間として活性化することが期待される。
- ⑧ 交流人口の拡大による活性化
豊かな自然環境と恵まれた農林水産物、そして歴史や文化にあふれた観光施設などの地域資源を求めて訪れる観光客の増加が期待されるし、利便性の向上でリピート性も高まる。

[参考指標]

山形新幹線庄内延伸と羽越本線高速化の調査結果(概要)

	羽越本線				陸羽西線
	ミニ新幹線化	フリーゲージ トレイン化	新潟駅同一ホーム+在来線高速化（非振り子車両）	新潟駅同一ホーム+在来線高速化（振り子車両）	ミニ新幹線化
短縮時間	26分	16分	16分	21分	9分
総事業費	1,077億円	504億円	219億円	257億円	350億円
便益	708億円	654億円	402億円	440億円	472億円
費用便益比	0.7	1.3	2.2	1.8	1.4
備考			※新潟駅同一ホーム事業費含まず		

	⑤ 交通ネットワークの整備	
--	---------------	--

[現状]

(1) 国道、県道の現状

本市を通過する国道は、国道7号、47号、112号、344号、345号の5路線で、県道は主要地方道7路線、一般県道26路線の計33路線であり、国県道の総延長は約277kmになる。これらの幹線道路は、合併により広域化した旧市町間及び隣接地域を結ぶネットワークを形成しているとともに、生活道路としても重要な役割を担っている。

(2) 市道の現状

市道は、2,410路線、延長は約956kmに及んでおり、整備状況は、改良率が73.4%、舗装率が95.5%となっている。日常生活を支えるうえで重要な社会資本であり、地域におけるコミュニティを発揮させるために不可欠なものである。

(3) 都市計画道路の現状

都市計画道路は、酒田都市計画と八幡都市計画を合わせて、現在51路線、延長約121kmを決定しており、その内延長約64.7kmが完成しており、整備率は53.5%となっている。

人口減少、低成長時代を迎え、整備未着手の延長約56kmの道路整備は早期の整備促進は困難な状況にある。また、都市計画決定による建築制限を課す一方で整備目標年次等が示せないことは、市民に対して十分に説明責任を果たし得ない状況にある。

[課題]

(1) 国県道の整備とネットワーク化の推進

- ① 市内外を結ぶ幹線道路は、市民生活の利便性向上に重要な役割を果たしている。このため、国道・県道の整備促進を行い、利便性の高い道路網を形成するとともに、新市の一体化と併せて高速化が促進されるよう、主要な市道、都市計画道路などの整備を図りながら、国県道とのネットワーク化を推進する必要がある。
- ② 地域間の緊密な連携を図り、産業の振興・観光の振興、地域を生かした相互交流を促進するために、総合支所間の交流を促進する基幹道路網、地域や集落内の生活道路、隣接市町との交流・連携の強化を図る幹線道路網の整備は極めて重要な課題である。

(2) 都市計画道路の整備

都市計画道路のうち、幅員が狭隘などの理由により通行に支障を来しているなど、整備の緊急度が高い路線の整備を進める必要がある。

(3) 都市計画道路の見直し

中心市街地では、酒田大火の教訓を踏まえ防災に配慮し、かつ、円滑な交通確保を目的として、内環状線を4車線で都市計画決定している。当時は、中心市街地が庄内全域の商業の中心であり、酒田北港開発が順調に進むことを前提として広幅員の4車線環状道路を計画したものであるが、前提とした条件が現在の状況と大きく変化している。

平成17年度の交通量調査によると、4車線が必要な1万台/日を超えているのは豊里十里塚のみであり、今後も急激に交通量が増えるとは予測しづらい状況にある。また、4車線化による広幅員と中央分離帯により分断されることにより、一体としてのコミュニティの形成が困難になることが懸念され、まちづくりの面でも課題があり、都市計画道路を見直す必要がある。

[参考指標]

酒田市の道路状況

平成18年4月現在

道路種別	延長(m)	構成率 (%)	改良済		舗装済		備考	
			延長(m)	率(%)	延長(m)	率(%)		
(国道)	7号線	19,269.0	1.6	19,269.0	100.0%	19,269.0	100.0%	酒田市行政区域内延長
	47号線	4,631.0	0.4	4,631.0	100.0%	4,631.0	100.0%	〃
	112号線	19,425.0	1.6	19,425.0	100.0%	19,425.0	100.0%	〃
	344号線	28,399.0	2.3	28,142.0	99.1%	28,142.0	99.1%	〃
	345号線	20,489.0	1.7	20,489.0	100.0%	20,489.0	100.0%	〃
	計	92,213.0	7.5	91,956.0	99.7%	91,956.0	99.7%	〃
(県道)	主要地方道	44,291.0	3.6	44,291.0	100.0%	44,291.0	100.0%	7路線
	一般県道	140,819.0	11.4	133,318.0	94.7%	132,925.0	94.4%	26路線
	計	185,110.0	15.0	177,609.0	95.9%	177,216.0	95.7%	33路線
(市道)	1級	131,560.7	10.7	111,378.4	84.7%	127,836.1	97.2%	93路線
	2級	135,743.4	11.0	102,194.1	75.3%	129,120.4	95.1%	106路線
	その他の道路	689,161.0	55.9	488,623.3	70.9%	656,617.0	95.3%	2,211路線
	計	956,465.1	77.5	702,195.8	73.4%	913,573.5	95.5%	2,410路線
	合計	1,233,788.1	100.0	971,760.8	78.8%	1,182,745.5	95.9%	

	⑥ 市民交通の充実	
--	-----------	--

[現状]

公共交通機関の現状

- ① 公共交通機関として、JR、民間バス及び福祉乗合バスが運行されている。乗客数が減少しているものの、通勤、通学や交通弱者等の貴重な交通手段となっている。民間バス会社による運行路線は、3業者（庄内交通㈱、庄内交通観光バス・ハイヤー㈱及びゆぎ交通㈱）により21路線が運行されている。
- ② 福祉乗合バスは、15路線が運行されており、JR及び民間バス路線を補完するとともに、民間バス路線の縮減等に起因する公共交通の空白域の解消と交通弱者の交通手段の確保を目的として運行している。これらの路線は、効率的な運行と利用率の向上を目指し随時見直しを図っている。利用料金については、1回100円で利用されている。
- ③ 市町合併に伴い、平成18年4月1日から、福祉乗合バス路線の一部を変更し、「松山平田地区循環線」と「るんるんバス」の接続（松山・平田地区と酒田中心部）及び「ぐるっとバス」と「るんるんバス」の接続（八幡地区と酒田中心部）を実現し、利便性を向上させている。
- ④ 民間バス会社による運行路線は、乗客数の減少により、利用人数の少ない路線は廃止するなど、大幅な再編が強いられている。このため、生活交通路線維持・確保を目的とした路線については、県と協調して支援を行っている。

[課題]

バス路線体制

- ① 福祉乗合バスは、バス台数の制限、財政負担の増大、及び利用者の路線設定における需給バランスの確保ということもあり、市全体の路線を抜本的に見直す必要がある。また、利用料金についても、受益者負担の原則と財政負担の縮減という観点から、見直す必要がある。
- ② 地方バス路線は、学生や高齢者、障害者など交通弱者の交通手段を確保するため、財政支援を行っているが、国・県による財政支援の充実を要望する必要がある。

[参考指標]

※商工港湾課調べ

福祉乗合バスの年間利用者数の推移

(単位：人)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間利用者数	207,614	216,861	213,035	208,331	204,884	199,349

(8) 行財政

① 財政基盤の強化

[現状]

財政展望

- ① 18年度当初予算を起点とした財政展望では、毎年度大幅な収支不足が続くことが予測されるが、これは税、交付税といった基幹的な歳入が伸び悩む中、義務的経費や繰出金等の固定的経費が高水準で推移しているため、慢性的に収支ギャップが解消されない財政構造となっているためである。
- ② 合併効果として、人件費の削減や物件費、補助費等の段階的な削減が挙げられるが、それでも団塊世代の退職手当の増加や少子高齢社会を反映した扶助費、特別会計繰出金等の増加、これまでの大規模事業の元金償還の本格化による公債費の増加など、歳出を抑制しにくい要因があり、収支バランスが改善されない状況にある。

[課題]

(1) 健全な財政運営の推進

合併後11年目以降は、一本算定化により段階的に交付税が削減され、16年目以降は現在の交付額に対し20%以上の減額が見込まれることから、これに対応できる歳出規模への転換と自主財源を充実させる等歳入を確保していく必要がある。

(2) 財源確保

財政状況を改善していく上では、単に歳出を削減していくだけではなく、一方では財源確保、歳入増加への積極的な対策が必要であることから、税収増のための計画的な政策投資や受益者負担等について見直しを行う必要がある。

[参考指標]

項目	酒田市	類似団体	比較
財政力指数	0.51	0.68	△0.17
起債制限比率 (%)	11.3	10.8	0.5
経常収支比率 (%)	88.6	90.2	△1.6
地方債残高 (億円)	644	442	202
歳出規模 (億円)	495	380	115
基準財政需要額 (億円)	235	178	57

※類似団体の数値は、人口規模が同程度（人口規模1万5千人～1万2万5千人）の団体の平均値を使用した。

（注）指標は、平成16年度決算で、旧1市3町の合算数値によった。

	② 行政改革の推進と行政運営	
--	----------------	--

[現状]

(1) 行政改革

- ① これまでも合併前の旧市町においてそれぞれ「行政改革大綱」を策定し、積極的にかつ計画的に行財政改革を進めてきた。
- ② 新市の行政改革の具体的な方向性及び具体的な数値目標を示すため、「酒田市行財政集中改革プラン」を策定している。
- ③ 事務事業評価は、予算編成時の各課の事前評価から始まり、決算時の事後評価に基づく、庁内の評価検討委員会による内部評価を経て、行財政推進委員会への提示による意見聴取、その後、決算議会へ提出し、広報等で市民への公表評価結果（方向性）を次年度予算へ反映させるというサイクルで実施してきた。

(2) 定員管理の適正化と職員の育成

- ① 職員数については、これまでも民間委託、業務改善を進めることにより人員減を図ってきた。しかし、合併したことに伴い類似団体の職員数と比較して多い状況となっている。
- ② 市民の多様な行政ニーズに的確に対応するため、職員の専門能力、政策形成能力の向上などを目的として、毎年度、研修計画に基づき職員研修を実施している。

(3) 行政の情報化（電子市役所）

- ① 行政分野においてもITを活用した同様のサービスの提供が求められ、市の体育施設予約や図書館蔵書検索等のサービスは市民のニーズとも合致し多くの利用がなされている。
- ② 行政情報化計画が掲げた1人1台パソコン及び庁内LANの整備、総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証サービス、組織認証基盤の整備等電子自治体のための基盤整備については概ね整った。

[課題]

(1) 行政改革

- ① 行財政改革集中改革プランを具体的に実践していく必要がある。
 - (ア) 定員管理の適正化
 - (イ) 給与の適正化
 - (ウ) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
 - (エ) 民間委託等の推進
 - (オ) 第三セクターの見直し
 - (カ) 健全な財政運営の推進
 - (キ) 地方公営企業の経営健全化
 - (ク) 住民参画と地域コミュニティの育成
- ② 地方分権の推進、少子高齢社会への対応等、今後行財政運営がきわめて困難になっていくことが予想されることから、さらなる事務事業の効果や効率性に関する検証のシステム構築が必要とされる。
- ③ 市民・民間・行政の役割の見直しとともに民間における経営手法などを積極的に取り入れることも必要となる。
- ④ 新たな行政経営手法の活用を図るなど、今までにない大胆な構造的改革を推進していくための改革プランの作成と着実な実践が必要である。

(2) 定員管理の適正化と職員の育成

- ① 定員管理の適正化については、集中改革プランを確実に実行するとともに、定員適正化計画に基づき厳格な定員管理を行う必要がある。
- ② 人材育成基本方針に則った職員研修を実施しその効果を測定するとともに人材育成につながる人事評価システムを構築する必要がある。

(3) 情報化への対応

- ① 山形県と県内全市町村が共同で構築する電子申請受付システムの構築にあたっては、市民のニーズに根ざした利用しやすいシステムにしていく必要がある。
- ② 内部事務についても簡素化・効率化の観点から徹底した更なる見直しが必要である。

[参考指標]

【行政評価の導入状況】

	導入状況			実施根拠			評価対象						公表状況		
	導入済	試行中	検討中	条例	規則	要綱等	政策	施策	て事務事業全	営右ののうち公	部事務事業一	営右ののうち公	全部公表	一部公表	公表せず
都道府県	46	0	0	4	1	41	18	35	21	15	25	10	43	2	1
政令都市	13	0	0	1	0	12	3	8	8	6	4	3	11	2	0
中核市	32	1	2	1	0	34	6	14	15	12	15	9	22	6	7
特例市	33	5	2	2	1	37	5	14	18	13	19	10	19	10	11
市	289	117	194	3	16	581	59	123	168	84	220	121	137	79	384
町村	160	95	1,097	3	14	1,335	24	42	110	60	129	58	60	41	1,251

	③ 市民参加	
--	--------	--

[現状]

市民参加

- ① 各種の審議会や協議会を設置し、公募も含め幅広く市民各層の代表から委員として参加いただき審議・提言をいただいている。また、計画策定を行う場合など市民生活に関係が深いものについては、各地域別に説明会や意見交換会を行い、市民意向やニーズを十分に把握した上で政策決定している。
- ② 広く市民の声を聴くため次の広聴活動を実施し、市民の意見や要望を聞き、市政に反映させている。寄せられた意見・要望の一部については、市の広報に掲載するなどし、市民の意見とそれに対する市の考え方を随時公開し、情報の共有化にも努めている。
 - (ア) コミュニティ振興会単位で開催している「地域づくり懇談会」
 - (イ) 市長への「ふれあいの手紙」
 - (ウ) 投書箱「ふれあいBOX」
 - (エ) 出前講座
 - (オ) 提言メール
- ③ 市民に対し市の行政情報に関する必要な事項をお知らせするため、次の広報活動を行っている。
 - (ア) 市広報「私の街さかた」の月2回の発行による情報提供
 - (イ) 市のホームページによる情報提供
 - (ウ) コミュニティFM放送による情報提供
 - (エ) メールマガジン「ふるさとだより」による情報提供
 - (オ) 市民により施設等の研修視察を行う「なるほど探訪」
 - (カ) テレビ広報番組による市政情報の提供

[課題]

(1) 新たな広報広聴システムへの対応

- ① 幅広い世代から意見を聞くための会を積極的に開くなど、有識者や各種団体代表者以外の、日頃意見を言う機会が少ない層や世代の声を聞く場も積極的に設定する必要がある。
- ② 市民ニーズを的確に把握し市民の声を市政に反映させるための、新たな広報、広聴システムを検討する必要がある。

(2) 政策に反映させる仕組みづくり

一層市民の意見が出やすい環境づくりとともに、出されたものを積極的に政策に反映される仕組みづくりを検討する必要がある。